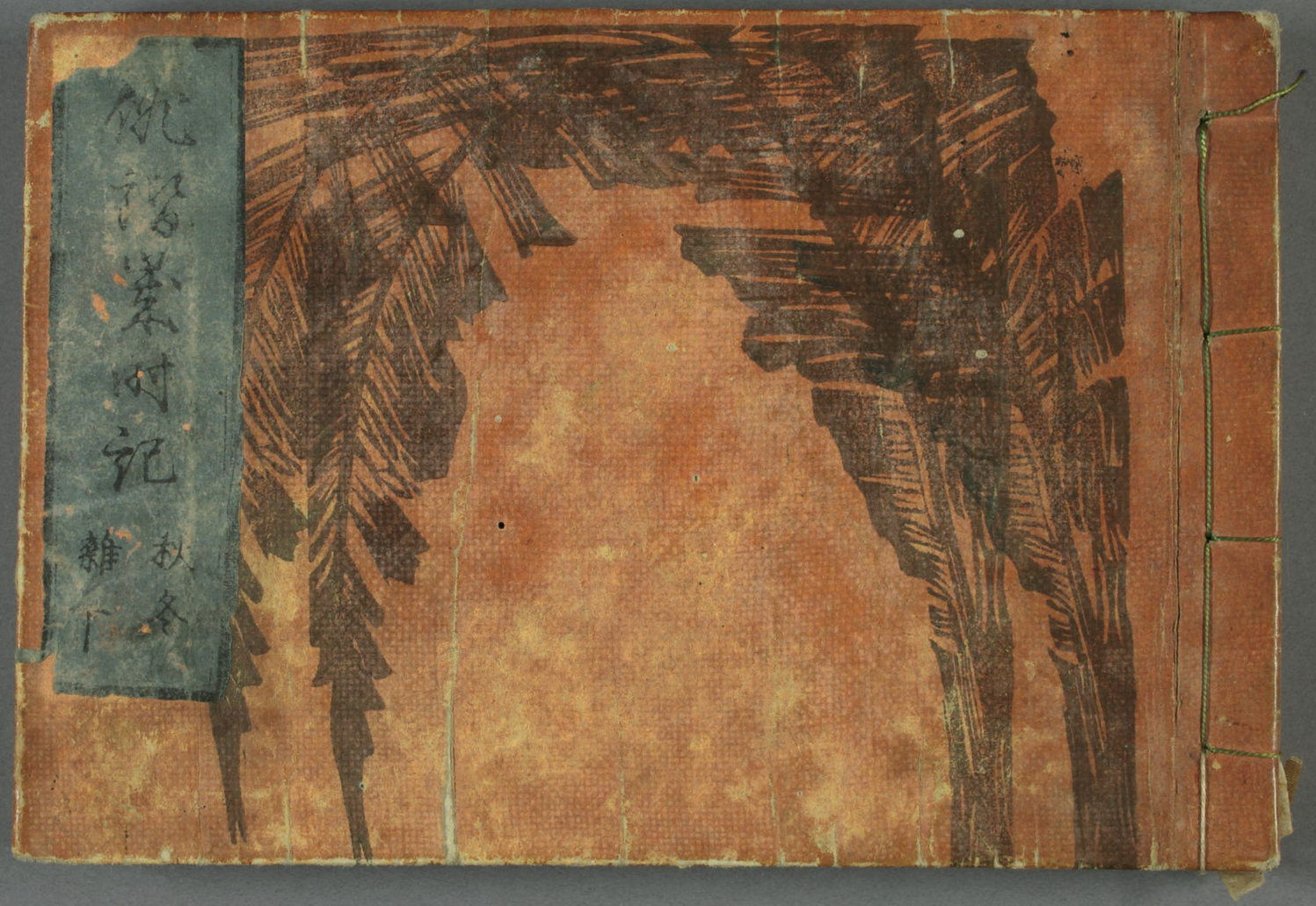
秋冬
雜下

△笠城公　△秋毫　△絨毛　△文毛　△毛頴

○笠城公トハ秦始皇ノ時始テ帝ヲ制シ化シテ仙女城公ニ封セラルカニ子ノ名トス

○秋毫トハ秋ノウノ毛ハ至テ細クシテ絨アリカニ云

○絨毛ハ羊ノ形絨ニ似タレハ云

○文毛トハ羊ヲトリテハ絨布ノ書ヲ写シ文言長行シモ出ツラヌルカニ文毛ト云

○毛頴トハ蒙恬ガ名ナリ

俳諧歳時記秋之部

曲亭主人纂輯

秋

秋ハ繽紛タル万物ヲ駢迫シテ便附ス成ル

釈名　あきハ明ル清明ル爽ヤカ

あきハ厭ヒあるいハ飽トモ通ス万物秋ニ成リ

春落ニ対セリ

少皞　月令　淮南子　皞或作皇

蓐收　月令　白藏　爾雅

收成　尓雅　金商　唐高宗九日詩

朗景　元帝纂要　爽頼　敦仲文詩

明景　詔励鶴唳賦　孟秋　月令無義

秋の名　夷則　秋声賦

七月

立秋　節　大暑の後十日目　中伏ハ立秋の後十日目

斗申ハ遠ク　新秋　韓文　相月　尓雅　七月夜ヲ得る時ハ月ヲ望ム

相と香ハ　首秋　元帝纂要　初秋　和名ハ初秋ハ七月十日ニ

をハ中院通茂卿抄ニ享長ハ

[illegible]月六日より[illegible]月六日まで彩雲八月
十四日を以秋とす[illegible]淮南子 [illegible]隆用書 涼月 月 全

初秋 淮南子 遁甲書 **蘭月** 月令廣義 提要抄 **蘭秋** 纂 要

上秋 纂 要 **摩秋** 全 上 **文月** 八月十五日たゝ[illegible]ふ借とて
書とも[illegible]ふ文[illegible]月と
[illegible]又[illegible]を略[illegible]文月と[illegible] 月令廣義抄 **たなばた月**

藏 王 **盆秋** **女郎花月** 藏 玉 **親月** この月親の墳

墓へ詣る日名ふ以 和尓雅 接[illegible]ふ説 **今日の秋** 一日
詳なるべし親月とハ訪ふて親ひの義

一葉 **柳ちる** 一名八相を[illegible]子[illegible]者 **寺施餓鬼**
柳を流り[illegible]ふ儀 [illegible]寺院の例ようく[illegible]之の法門[illegible]ふ種
七月終日より[illegible]を四隅ふ接これを須弥ふ[illegible]ふ[illegible]
誦一中央ふ持[illegible]の供物を[illegible]ふ[illegible]八鬼子母神人の子をとり食ふ
[illegible]ふ飛ぶて今より世ふ食[illegible]ふ[illegible]人と[illegible]ふ[illegible]ふ

末世の仏弟子ふ勅して毎月浄仮七粒つゝをあつらへの飢
渇をもくハしむとの或ハ月連の母餓獄の中ふ堕ちて
これ功徳を設げ餓の餓鬼をして食を給ふしむるの[illegible]
○廣大施餓鬼の法浄き所を長定地を掃ひ机を
作る長サ二尺ふ[illegible]ぢ但桃樹柘榴の外用ふべからず
鬼神おのゝ[illegible]を食[illegible]ふ或ハ浄地大[illegible]の上或
八泉池江海流水中 元亨釋書 施餓鬼ふこれを用ふ東ふ向く施
む時を戌 [illegible]ふ大幡二ヶこれを呪竭を去
去て云嗜摩呢嗟唎呼呬婆訶これ宝樓閣の呪之
又七如来の幡を揚ぐ列ふ焦百鬼主を用るこの八能
食のこゝ[illegible]面鉢鬼を始る[illegible] 施餓鬼通覈 鬼月を
日とす五百人間の一日を一日として寿五百歳 [illegible]舎論頌

新吉原燈籠 一日より 享保元年 江戸吉原の[illegible]
七月中の町の揚屋各燈籠 女玉菊が追薦の為一年
毎年[illegible]ふ[illegible]燈籠を出[illegible]より例となり
を造る寄[illegible]ふ[illegible]を以て[illegible]
を燈籠[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]男女[illegible]

この外八月彼岸の間多く妓女俳優をあつめ[illegible]
或三月中の町を構を義角菊を植る旬近年の盛
なり九拾里の白作八今わるさるやうかもて　か養の測
うし日々堤の方のうおものけを花ようをもくたと
久多加と爲の義の義れたるぐ雲くい迄一人の
人初まれ小倶城彩造生ものの白作あり時時を
行ふの義を爲ふ塔ざる

小野御水 六月　山城の四
葛野郡
小野天満宮ありこれ西ぐ光朝日寺の地ろう帝岡
より小ふわるを以く北野と名づく七月六日小野松梅院
此ふ水を神前に供を松風の硯ふ穀の米を添てこれ二
供を松梅院ち初年或々ち慣あるこれ爲部とこ

北野燻掃 七日　毎年七月七日小野社内外の陣ふ者
西の神宝を西の間及幣殿を西の間
こ沙を曝きの間に宮仕内外
の陣ふ燻をそらふ雍州府志

机あひ硯洗
児童七月六日ふ机硯を洗ふと小野の祭るを倣ふ
なるべし今八二星に尚るとを書る是ふ

七夕 牽牛織女一年一会昏霄の今節なり故ふ
とい月令廣義 たなばとハ空を以ふ雲と
いふも天の日嘉多ふ考ふハ空の機ある姫とふ
の棚も考ふあるれ出ふに俗ふ[illegible]とい詞林采葉 和名
の影ふハ七夕とも書ふ織女と書 八雲御抄 今の
人七夕と書たなばとまむハ誤へ七夕ハ七日の夕へ

二星 牽牛星 織女 河鼓 **牛女** 二星の名を
いをろ星 上略せーなり
焦林大斗記ふ云天河
の西ふ星あり煌ときと

をたふはる やるなそる
考ともふ出ふ牽牛とハ天河の東ふ星あり微ふて
氏の下ふありこれを織女と呼ふ世双星とふ 月令廣義
秋さり姫 ふ紀ふ姫 さく久に姫 百子姫
糸あり姫 ねのほ姫 梶の葉姫 ○以上ふ
ふる七姫れ
名へ藻汐艸

たなばたつめ
ふるる妻ふ云ふ或々
たなばた女ともいて後の説

ことり妻 万葉 あさとの織ふハ
ふる ことり妻とふ
とりき妻とふかや

ひとゝきと通ひごとぞ
き姫と呼ふ義にや

星の契　星合

天河の東に織女あり乃ち天帝の子なり機杼労役して容を理るに遑あらず天帝その独居を憐みて河西の牽牛を夫となして嫁せしむ嫁して後竟に女工を廃す天帝怒り責て河東に帰らしめ惟一年一會せしむ【斉諧記】

七夕布ちり【八雲御抄】只ハ秋のころもにや秋さりとハ秋來といふこと【万葉拾穂】秋さり衣ハ七夕の貝之【貞徳説】七夕ハ貝ふさく由来もさのみあらん【連哥新式】馬琴按ずるに秋さつ衣ハ袷を以ふるべし年山紀聞第五に云万葉第十によおさくの五百機たておる布の秋さり衣たれかとりみむ河霧に云集中万葉に来ハ来にけりと呼ふことを来去にかりとよみたるに秋来ての衣といふ意に解つけたり云云　待賢門院堀川の歌に旅にして秋さり衣さむきよにいくく歌の武庫の浦風　八雲御抄に七夕布とも書く行ハ万葉の歌によく注さ世ひろちるべしされど後の歌をおもふハあへて七夕にハ限るべからず

秋さり衣

雲漢【楊泉物理論】　天河

天河ハ箕斗の間にあり長く天にそびく【字彙】天河ハ水の精なり気発して升り精華浮上り宛轉して随ひ流る【物理論】天漢　銀河　星河　左界　霊源　銀湾　銀漢　ぎんかんあまのかはとよむべし　或書に云天の五行日ハ火月ハ水星ハ木辰ハ土銀漢ハ金気の相聚るなり

烏鵲橋【淮南子】

草に後成恩寺殿の鶉鷺記をひきて云史記に云壌子丈夫あり夫を遊子と呼び婦を伯陽と呼ぶ傍看の婺女ー子ハ二八の候陽ハ三四の旬之に至ろ八遊子十六才伯陽十二才之夫婦となりて互にころろを一切之とも仁月をめでゝまちつく限なく夕にそ月の出るをまちろく里に白紀曉ハ月の入るを惜みて高き峯に登て伯陽九十九にして死せり遊子ふかく歎きて月をかたちんとある後に或夜伯陽鵲にあらわれて空を飛翔しゆくハ遊子終に音なぐさめて百三才にて死せり遂に天の星となりて鳥にのりて天を飛翔し夫妻銀河を隔てありしとも帝釈毎日三斗川にて水を浴みそすく水穢ありて汚ることを許させざれども

七月七日八帝釈義法堂に集りの日なれハ水を浴ぶ
ぞ引泣くことを許さるとぬ年に一度といへども人間の名
に八一日一夜くこの時烏と鵲と羽を双べ橋とうろく
牽牛織女を通ずこれを烏鵲の橋と云遊仙崖
に病鵲の二字をやもめくもとよろこれハ
烏鵲の二字をくきくきとうむと云畜生なり

年渡

年に一度天の川
をもるこころ

紅無の橋

あるいハぎたとへぞ

わくまをとこ

八雲御抄　漢毛伝に烏鵲の橋のにに八
紅羽を敷二星の度秋の前に風冷ころ是を紅
葉に わくねども紅葉とはつけく羽の字をえうの
声なよむなり二星のあるぬるの波鵲の羽を染て
紅葉をなるを

二星の度秋

鹿の天宝中後宮七
夕に綿綵を結びて
いろ

藻汐草

楼殿を成高百丈数十人を容て花果酒炙を
陳ぬ和性貝を設けて以て牛女の二星を祭ぬ
本朝の戯ハ竹くこれに美く七ッの棚を張り花を折
花果を備へ香を焼おれるあり共ここれを日美の度秋

とふ
なり

乞巧奠

唐の宮殿七夕に蜘蛛を以
金盤の中に納て暁に開て蜘の
糸の稀密を視て巧の妙を決ぶ

潛確類書

七夕の妙人糸縷を結び七孔針を穿ち或ハ金銀
鍮石を以て針とし瓜菓を庭中に陳ね以て
巧を乞ふ蟢子あるく丸のごとく網をなす紀ハ巧を
得たりとも

荊楚歳時記

素餅

七月七日織女神を祭る又牽
牛神あり各の祭供に素麺を
以て是糸織の象に表ぬ

先代旧事記

昔高辛氏の女子七
人ありて是糸織の象に表ぬ麺を以て是
鋤耕の象に表ぬ
月七日に死その霊鬼神となりて人に瘟を病む
その存る日麦餅を好む故ここの死る日に麦
餅を以ここを祭る後人素餅を食ハ瘟疾
を患ず

十節記　七月七日の素麺ハ巨勢の筋ん

籠篇

内傳　今の俗七夕に冷素麺を
食ふハこれ
のことふよるや

洗車雨　洒淚雨

七月六日の夕を洗車雨といふ
七日の夕を洒淚雨と云

天中記　夕雨九ハ二星会ぎこと俗説この洒淚

をもひ　七箋の池　百子池　戚夫人の侍児賈佩蘭後宮

得しかや　技風の人隆佛の妻もつ宮門にあり門のもとを號云七月七日百子池の臨に于園宴を設て樂事て五色彩を以くれ鬻を謂て相連愛ともを　西京雜記　大盥小水を金天の星を移す　公事根源　七箋の池と八七の盥小水を金天の星を移す織女を百子池と云八又百の盥水の池と八天の河を織女を百子池と云八又百の盥水を入れて月を見るに云説あり百子池と名つくる事按あり云く化生の茶十小河と百子池と名つくる事按あり云く化生の茶十小河と

妻定紙　八雲　所抄　左小舟　仝　上　妻吳服　藻　妻越宮　改

貝穂紙　八雲　七夕の紙　いろいろの紙を七枚つゝくるを以七夕の

拾ひ小七の数を用て　星合　星の宴　七月七日の夜庭を洒掃し帳小几筵を施し酒脯肉菓を設香粉を河鼓織女に散し一星の妻を為て夜を

去咸志孤を懷く或八以天漢中を見る小夾くる白光ありこれを徵とす又曰ふ孤子富を乞ひ者を乞ひ子を乞ふ只二を乞子を得ざる者ありこれを以て乞巧の作を得る者あり　崔氏四民歲時記

先ッ七日なる共人御調度を拭ひ城小夜小入て乞巧を夫あり御殿の庭小机四脚を立て灯臺九本各灯あり机の上小ろくの物を立てろ　公事根源　筑前國大島の星の宮ときく北八彦星を祭り南八織女を祭む二社の宮ときく河あり天の河と号く　女を沼と云八彦星の宮小ある七月朔日より七日の夜庭小ろり河中に船を浮く盥上中三ッ小水を入れ双べく盥三ッに男の名を書て糸を付て盥下に移す　栄雅抄

この糸をせんとて天の河を渡ひてその男女を逢ること秋風の吹初日より久々の天の河水に立ねは八月　栄雅抄

願の糸　乞巧奠西京の机の上に金針七ッ銀針七ッ抽ミ糸の針小七孔あり五色の糸を以

渡合せてこれを貫く　江次第　漢の織女七月七日を以七孔鍼を用樓小穿俱に以て習之　西京雜記

七夕小姫人絲線を張り七孔針を穿ち或八合張瑜石を以て針とも　歳時記　又唐の宮中七夕小妃瓊各九孔針五色線を執く月に向て乞巧を穿て字を忘れ巧を得ると○明皇貴妃と共に七夕小花清宮小宴し酒饌を庭上つねに恩を牛女に乞む又各蛛網を挽く小合の中に向て曉小ろう窪紀紀る糸網の稀密を巧の候とも故小民間も又乞巧数の天宝遺事　七夕祭ともいふ香花を供へ供物を調く庭上小文を垂て等の端小五色の糸をかけて一年を初る三年の間小必ずしも乞巧小蜘蛛の糸の稀密を名く　乞巧　机の上の文とり小路夜　公事根源　乞巧奠小所ろ筆一張をやひ　公事根源　乞巧奠の例和琴を用ふ裏書云柱を三ろ小三横あり考工記云黄鐘調大食調八律半呂半律と八呂の調ゝ半律の調ゝ　江次第　半呂半律と八　公事根元頭書　七月七日　七月七日隣人を招く皆衣裳を盛九及蜀漆丸を合し経書及衣裳を曝す俗ふ　四民月令　郝隆七月七日曝衣　隆乃仰臥書を晒の　世説　晋の阮咸字仲容七月七日旧俗の法　当小衣を曝し結阮庭中爛然とし紬綿ふあるハ　阮咸紀の總角ろ乃去竿を直く大布の犢鼻を操し左手小曝て云いまゝ絡を免ると能と○七夕小草裳を曝曝を以八中小　章氏月令　供具をとゝの庭上に文をおく　公事根源　七夕に書を籍衣服を晒ろ乞巧を星小ふ　巳　歳時記に云七夕小俗蜘を以て星の小物ともの小袖ろ乞巧　星の小物　七月七日　嬰児を作り水中小浮べ以て妙人子小宜紀の祥とも　斷花　こゝを化生と以王建が詩に云水拍銀盤二并化生花なり今の人泥塑嬰児或八銀箔軟を以もて化生をなすとを走て七夕の戯ちるを乞ひ　五雜組　馬駆接を小水銀盤を拍て化生を弄ふ　とい云ハ百子の池此ハ銀盤に或を乞ひ　一九七夕の戯ハ妙人子の姿を乞ひ起る百子ハ子の姿紀を以池ハ銀盤に或を

百子池を以天河と或百合の盥と云或者ハ眠ると云○
謝肇淛云牛女の事舟楫より始り武丁の妻に始る
情物楽槎の浪説と成る云云異説七夕牛女の名ハ
元女星の戯也と云禁人採て是を藏し一時風流也
玩とも又可也是を以実事とおもひて老ハ
男子の見あるを謝氏雑組に見これを編う

七宝枕

晋の郭翰女に清標あり月に乗じ庭中
に卧す織女これを降す与楷に佐傳を持て
後七宝枕を以て留別を挾て去

五雑組　むう余
吾の湯に天人下り羽衣を懸師に授ところなを猶
師の妻となり年月を経て羽衣を得て天上に帰
懸師に昇天す女ハ織女と云男ハ牽牛と云
その再び天上に帰の本の上に糸をおろすこれ
附て与る乞三星の糸に懸の糸を用ひ歌の糸と
又その糸を用ひ略て云ふ紀をこの説海志にも云
高辻章長朗詠抄　長元年七日に牛女の羽衣
云ふ論曲に云似ら来ハ是れ搜神記に載る所の説風
の田夫樹下に六七個の女女を視る一女毛衣を脱る田夫

とりてこれを藏す遂に配とあさぬ便その婦となり
子を生て三女を生後毛衣を積稻下に隠す三女と共に
天上に去ることを
を擬て作る

芋の茎

芋とり茎とハ七夕
の糸の事也
の事を云分る小芋
書分る

藻汐艸

短冊竹賣

むりハ七月六日市中
穀の茎を貫る日夜
詩歌を書て二星に供ぜ或ハ紙尺に樹の茎を用て
詩句を書て今ハ民間の児女多の紙を剪て短冊と
一これを竹竿に結ぶ
これ竹竿の五綵糸を撰るの狂歌今市中短尺竹
うり笑一又近来五色
の短冊紙を賣ありくこ

花菖蒲の鞠

七夕に花菖蒲
蒲波の事象
繁録の云あり慣例に上巳歳松竹に張松竹の枝鞠
上足に糸あり豊上及び地下の門人多くあつまる
及び地下の門人多くあつまる

池の湯立花

七日　洛の六角堂頂法寺雲林院ハ之
祭の事に
品の花枝を二瓶に山水の糸氣を摸ることを
うり俗これを立花と云今ハ多く年くこれを殺ぶ

例年七月十日五花数瓜砂のはすあり法人競さそん
を乞ふこれを池の内の五花と云ふ三星小供ぞるのこころ〳〵

本願寺の花竜花七日　本願寺西ハ六条南大宮東
小小路の北洲の小路の西小あり
東ハ六条の南烏丸の西北小路の小新町の東小あり西門
路と称ス七月六日の夕東西の本願寺末流共ニ乳礼
花敷絵を以船の形を作り又槽の形を造り中ニ蓮
花数瓜をたさく門素小鉄もこれを堂上に並おく今
日七夕人

七日　御節供　持統天皇五年秋七月七日
公卿宴會也仍て朝服
をたまふ　日本紀　内侍司ようこれを調をを今日
これを召る
索餅を用ること故あるなり　公事根元　今日武家
毋ニ地下ともに白惟子を乞ふ一本文変を戸〳〵必ず
索麪を喫し或ハ送小れ〳〵ハ索麪ハ索餅を
摸す

迎の峯入　七月の六日大峯修験道山伏の
客僧大峯より京小上り大ろ
法螺を吹き紀念別杖を翳り戸〳〵を遍歴し一府
料を乞ふ或ハ鬼水弥或ハ素良硫黄小の物を

檀家小贈る九峯文の法本山流熊野より大峯ニ入る
これを吹の峯と云ふ法尚山流大峯より熊野ニ
出ることを逆

のぶ文殊會八日　谷　是ハ東寺西寺小ハ
約ハ仁明天皇天長
十年七月八日大法師恭慶ハ文殊会を修を
公事根源　文殊会ハ殺内の殿邑ひろく広を張
幕貧ハ小を矢ぶ貧ハ小施小ハ是文殊涅槃繪の
文を掛ること云若所生あり文殊師利の名を梵ん
小十二侯劫生死の罪を除却せん是礼弥供養を以
ハ生くの処恒ニ法公
の家ニ生ん　大政官符略

六道会九日　五条の末北
の角にあり今の建仁寺大昌院是也　建仁寺興
かそ云ふ　名勝志　孫笠寺ハ弘法大師の開基小ハ元
墓場ニ小堂小地蔵を安置を世ニ六地と称ス俗ハ
この所冥途に通ぜ故小笠付小ハ親六道ニ約ス俗ハ
出ることなく毎年七月十五日ニ男女
集ふ　雍州府志　今日法人六道地蔵小詣ず男女
祈を明し聖灵を迎ニ各精の枝或ハ新米を男女

精美ヲ供ゼ
元を柚と云　**桂賣**　今九日法人六度にまうで
桂の枝を買ひ家ヲ飾り美
茶におく俗聖美桂の葉ありてまるとゆゑ
賀美を速ヲの元亨六道八桓武天皇延暦十三年
長岡ヲ今の京ニ遷ヲ所法人の墓所と定め
たまふ辻部紀ヲ又元ヲ源氏ヲ相重の文衣を
墨ヲ塗ヲ紀とゆ而にあの名ゆいかうと書ゐも而
なりとぞ名号菓師如来八侍教大師の他七御菓師
の名の一　**清水千日詣**　十日　**浅草四万六千日詣**　十日
とゆ　**清水千日詣**　十日　法人条詣を
七月九日ヲ十日にヲ清水観音ヲ法人条詣を
夜ヲ入ヲ条詣ヲ意ヲ今日の条詣平日の千度
ヲ詣ヲ紀と云ゆ浅草の観音も同日ヲ引ヲ或八六
にこれを四方六ヲ日とゆひ或八六万六百四十日ヲ詣ヲ
とゆ名ヲ文ヲ説ヲ但西行の撰集抄七の
十六ヲ出而謂悲華経を引ヲ説ヲ今の謂怨華
経ヲこの文ヲ　○七月十日
四万六千日ヲ云ヲ　観音欲参記　**王子稲荷祭**　十三日

神社武州岩附王子村ヲあり紀ヲ日ヲ格ヲ
熊野ヲ所権現ヲ別当ヲ禅夷山東光院金殿寺家
詩歌　社説ヲ云文亀元年　寛永十一年
宮ヲ修造ヲ加ヘ毎年七月十三日条礼あり寺
中十二坊ヲ田楽踊ヲ出ヲ其ヲ術ヲ巧ヲ雅ヲ法師
二人甲冑ヲ着ヲ長刀ヲ持ヲ七ヲの右刀ヲ佩
この外児踊あり乃七ヲ人の使立ヲ踊ヲ
田楽法師の迷風狂又神代の巻に土俗此神の
ヲ祭ヲ子ヲ光の時八花ヲ以ヲ又敷苗帳ヲ
用て祭ヲ祭ヲと云ヲ家ヲ今日戸ヲ及
王ヲ法人条詣ヲ志ある而の者八竹竿ヲ以ヲ
鏡ヲ造ヲ之ヲ神前に納ヲ又社内ヲ所而の竹竿
鏡ヲ請文携ヲ家ヲ為ヲ而尚虎ヲ万
の五香と云神菓ヲ出ヲ病苦ヲ取ヲ
用ヲ而大ヲ験あり云ヲこの逆ヲ
山ヲ多く滝中川　蓮華　茶蘼花ヲ名あり不
動の流八成就院の境内ヲあり神井川八王子山
の麓ヲ流ヲ梶原ヲ夫遠物の地　枝葉ヲ遠ヲ

踊躍　念仏おどり　延国踊　燈籠おどり

伊勢踊　木曽踊　小町おどり

王子醇そ思慮可を平げ軍士こ[illegible]く河鼓戯

をなし遂ハ世ハ玄紀八こ子醇一四人と對陣せし時

軍士百余人ニ命ぜ剣鼓をなさし兵隊ニ軍ハ

出ハ虜ニそく驚死懼く遂ニ[illegible]を撃破る注ハ云

剣鼓戯ハ樂人雜劇をなし跳躍を以て世人ハ

これを鼓ニ書言事　見躍の技興歌○本朝の俗七月

十四日より四日ニ至り毎夜大人小児街路ハ踊躍を

一夜八夜中同列去て知ることの家ニ入り大ニ踊

をなすこと[illegible]を懲おどりこれ[illegible]の家始

たゝび踊を儒ることを砌ハ[illegible]を返し踊とハ

その曲をこれを数ぶを[illegible]を[illegible]ぶく音調と称ぶ

○玄紀踊ハ洛小川会村一条寺村ハ[illegible]を唱

へて踊をなすと○歌問おどりハ洛小歌学寺村

ハ[illegible]ハ郭中の老媼法花の歌問を唱へ踊をなすこと

松ヶ崎又同一○燈籠おどりハ洛小岩倉花笠の

村の女女大燈籠を肩ハ戴き八橋の往来ハ聚

男子を数を吹ハ笛を吹く踊をなすこれを炬

燵おどりと云戴く処の肩上の灯燵踊をなすの撥

関ハり女子の家く春初ハこれを製造し送ニ

の種撥を秘もとハ○小町おどりハ小街踊ハ或流ハ

今江戸民間の女児十人或ハ十人おつゝなりて互ニ[illegible]ひ

且ハ[illegible]る見小町踊ことハ○伊勢おどりハ世ハ[illegible]

松坂考ハ○本芳おどりハ地名ニよりて名づくるの

外紀義の舞家洛小の幡枝地義踊ハ如鄙ハ[illegible]

ところ[illegible]く各々の名あり枚挙ニ暇あ[illegible]

接待門茶

従来の人小茶湯を施ことなり

接待の名ハ佛祖統紀十八宗曉

侍又同書元九錢止唐傳及ひ碧

巖ハ三小も見ハ唐山もあること

高灯籠　揚灯籠　切籠灯籠　[illegible]灯籠

灯籠を禁裏小献ぜ[illegible]十四日殿上の燈籠を法

人弾さして所庭小入ることを窺ひ[illegible]九中

元小灯籠を[illegible]と寛喜年後小起りて今ニ至

お続く歳事とを定家々明月記ニ云近年民

燈籠

同長竿を建てゝ末梢小灯籠を設け紙を貼り灯を挙ゝ遠近ともに之を不知流星小似らず云云○宋の初小中元下元皆燈を張ると上元の例の如し太宗淳和年中始めくこゝを罷む

五雜組

本邦の俗中元の夜家〻燈を濃く廿四日乃至晦日小盂蘭盆或八幡日より卅日に至るもあり新墓の家ニハ白紙挑灯を出すもあり三年の後ち老〻又灯籠を濃くする灯籠ハ寺院小於く光明真言四十九返唱小持し燈籠も多く真言を書この光を得る小真言の功徳力を以成仏と云真言の四十九返八幸志の四十九院小象るこの光冥途の闇を照らして亡霊の迷を覚ますべ

盆前

荷茎賣　麻〻を賣

盆市

草市

魚を敲

京の俗を敲。団扇。大小の太刀。伊良小。三尺ゑ拭。特駄市。徳り鈴。金銀紙。紙の紋小を賣ル。これ盆

必用の具ゝ又魚を載子灯籠。魚灯籠。金灯籠。

茅挑灯を賣ること皆中元の夜長ゝ賣ル又素麺

山米。苏子。角小豆。京梨子。木槲。蒲尾艸。荷茎麻。柯。大小の土器。茶瓶。茶瓶の蓋。竹縄。松の葉。篠竹。供餐。猪破子。かんなかず。茶碗。水桶。香煙。線香。抹香。茅花。

藤小を賣ル民間聖霊会の処用ゝ十三日の未明紙戸の巷口使り死而に商人集ひ来り件の結束を賣ること

中元

十五日　脩行記　小云七月

茅を巳の刻小刈り始て市を罷む

中元八大度の月道書小云七月中元の日地官下降人間の善悪を定む法大聖尊く宮中小詣一乃士

中元の日夜小於く経を誦一十方の大聖尊く霊篇を録一鍼鬼因縁ともに鱗脱を得○道経小正月

茅を以ゝ元ゝ七月茅を中元ゝ十月茅を下元

ゝ遂小三元ニ宦大帝の称あり是俗妄の説

なり

五雜組

迎ひ火

七月十三日の夜聖霊を迎ふの義ありけと況門

茅を以麻打を焚ゝ霊を迎火ゝ十六日の夕又

送り火を焚ゝ○国人最中元を家〻精霊冥

衣の具を設け先人の号位を列ねあきこゝを嫌く

女家刎父母の冠服袍笏の類を具し紙小刀を
これを籠る紙を以て之を紙箱と云父母の家
小遠き女死せば壻亦代て送る莆中小墓これ
八刎清晨陣設て墓に子孫冠服を具し
揖讓盤折して神を導て以て墓に送る
てこれを生る　**盂蘭盆**　盆會　盆供
云云　**五雜俎**　斉明天皇三年七月
略く盂蘭盆会を設る五年初て盂蘭盆経を
講ぜむ　**日本紀**　盂蘭盆八是釈氏の孝を述
恩を報ひ苦を救の要なり目蓮の母を救を以
略て梵語なり盂蘭此中々倒懸と云盆八方の
餓鬼中に堕る
釈氏要覽　目蓮比丘の母の餓鬼中に堕る
を見て即ち鉢を以飯を盛て之を食ふに
いまだ口に入るに化て火炭となる終に食を得
ず目蓮大に叫び地に伏て佛に白す仏の曰汝が母罪
深し一人の力いかんともすべからず十方の
衆僧の威神力をもてむべし七月十五日に当て
七代の父母現在の父母尼僧中に和合の百味

五菓を具して以盆中に置て十方の大德を供養
すべし佛所に勅して皆施すべしかくの如七代の父母を先
祖一族定の苦を脱しめ生天す後食を求ることの
時目蓮の母一劫餓鬼の苦を脱を得
目蓮仏に白す永く末世の仏子孝順を修
又盂蘭盆を奉て余を以ることを得さむ可
ならんや佛の言大に善哉汝小後代の人盂蘭盆を設て廣
く華飾をなすを乃ち本を刻て竹を割て鉢盛菓子
花果の形をなす工巧の妙を
極るに至る　**事文類聚**　盂蘭盆経

聖霊棚

灵祭　魂棚　聖灵祭　棚飾　盆の会
○十四日より十六日小いろて家々棚を張先人の位牌
を列ねこれを魂棚と也聖灵棚ともよるの灵を
つ祭と灵祭ともいひ又天聖灵祭ともよるの武経
を公て盂蘭盆子久るかけ小栽菓餅香花を供し
これを祭る又芋茎を所中に布麻尾茎を以水
を灌て着紙て灵位を洗てその所を謂て名
鉢とよるの家の家門の傍に結て牌前小誦経を

これを棚経といふ京の俗の方言に盆中用る器の三方まるきを公人て盆といひ倍木をうんなかけといふ○謝肇淛云盂蘭盆会ハ目蓮の母餓鬼中に陥りしの故に因てこの功徳を設け諸の餓鬼をして一切食を得さしむ人の祖考その天堂に生り極楽世界に生まれてもなほ餓鬼を以てこれを疑ふて思ふべきなるところし【五雑俎】「まづしく生れし霊まつり　季吟

生御霊　蓮の飯　刺鯖　文明八年七月十日の記

内裏宮方公卿方以下有之祝之儀いきみたま云云【親長卿日記】生御霊とは今も文明のむかしよりそうろういふといへども七月の盆に亡者の霊魂をまつるより先て現在の父母兄姉などの生御霊を祝ふといふ○或説の俗七月よりも八生身二親を供養して生身魂と名つく是も盂蘭盆会の修行之盆経に云孝順ハ現在の父母をして寿命百年病なく一切苦悩の患ひなからしめんと云云是七月十五日僧自恣の日現在の父母寿命長久を祈る飯飲の文之【閑窗倭筆】○蓮の飯を考此の霊前に供へ又親戚の家に贈る是を生身魂とと名づく荷の葉を以て蒸る糯飯を包み親者并を以ミ包を結ひて仏前にたてまつる歟【和三】七月十五日お不人家各糯飯を荷葉に裹み鯖をその上に載せ親戚の間互に相贈りて是を祝ふ之を生蓮の飯といふこの月とるる鯖魚を貴とも饒魚一双を一挿と以て一魚を以て一魚とし の門に挿む故刺鯖と云

墓参　七月朔日より十五日に至りて各

祖考の墳墓に詣る是唐山の人清明の日に墳墓掃の礼に同じ○源の順家集に七月十五日ぶむ人のせく山寺にまうでしに「[illegible]ふのあるを僧の蓮の葉をむろうと露おく山に我はきたりけり是盆の墓参也○俳家の古里にて[illegible]家ハ暮る枝には寒ろがのちゆ

三井寺女詣　十五日　江州長等山にある福寺　又蓮福寺

園城寺又三井寺と称す宝城寺ハ御園に寄　地福院ハ大津の例にあり以て名とし三井寺ハ西山嵌に霊泉あり天智天武持統三帝即位の時この井の水を抱て浴湯に献つる

国々所井といひ後改て三井ホ作る是三皇の浴井
竟華三會の義この寺草日女人結界の山ニ只七月
十五日女人の参詣を許し它山せしこと
女詣とは當山ハ智證大師母孫の開基こ　墓書紙
佛者四月十六日より七月十六日に至り一夏九旬の間他
の化主の名ホ聖経及名月歌月を書写し一夏終るの
後これを堂塔仏菩ホ納や三界万灵ホ回向ること是
を夏衣納と云俗　墓解草　俗尼解夏の日綵
子も又これを数ふ　を以節を束ねく
檀越ニ遺教こと云解夏と云今この夏を祥ホ
するホ己ホ五分法身の座ととも故ホ吉祥草と名つく
新民要覧　四時一色泉辰の下ホ生ず山邨の人以瓶
ホ挿て視る先ホ蔭字ありとも葱頭草ホ
ちまで家ホ吉ると云ハ古のごとく花を開く故ニ吉祥
草と名つく　清州府志　節ハ伊叉反音印草の名こ
字彙　大和本草ニ云反解草ハ麦門冬の文ホ引きたり
水灯會　十五日　城州宇治脇太和田黄蘖山万福
寺ホあり當寺ハ華人黄蘖隠元

禅師明暦中の建立こ今夜宇治川の船中ホて
こと也ホ水中施食の法事こその式船二艘を双
中の間ホ小園辰の形ホ生先流ニ沂アヽ宇治橋の
下ホ至り暮ホ及く船中数々の灯を点ド俗伝
左右ホ座を列ね七如来の牌を安ー供物を備ー経
巻を誦ー音聲をうちて流ホ任くホ引きて後
三百六十々の灯を宇治川ニ流ひ水ホ吹ひ
散乱をむ恰螢火の如ーその灯白紙を以小蓮花
を造内艾心を竪その熟艾ハ焔硝を以煮る火
をその末ホ点ド点ハ或ハ流ホ点ひ伏見豊後
橋の下ニ至ることのあり俗伝夏の刻ざうホ器辰の
前ホ沖る○南四の風俗中元の夜家戸各奠饌
を具斎供を門前ニ羅或ハ胴衢の所傷亡の野
鬼を祝祀ー早て酒ホ水焼三十六を格げ流水ホ
向く注ぎ去る名つけく度孤と
又焼ハ紙焼なり　月令廣義　照冥　朝盛　車

施火燈　大文字の火　寺辰火　船形の火
妙法の火　○七月十六日今夜東

山淨土寺の山上薪を以大字を点ずこの字畫九筆の及ぶ所小あれば他に亡者家賀昌の日を点ず
拾記のごとを点ずむ故小一条通を三西ことと
一説に延徳元年七月廿六日相国寺禅僧横川和尚始て紙之
を將軍義尚卿惜るこれこの月六日より薪を伐点史
を紙小刻りそのこの小紙きこの数十象あり今日申
の刻各伐り乾きこの薪木を撫ひ山上小宮る九六
文字一畫長百五十間余五尺斗を隔て薪木を
積こと一堆その数四百八十余所各薪を積終て後
日の浸るを待て用時火を点ずこの外北山松ヶ崎
小如法の火を点ド弘器山小八弘の形の火を点ず
宮山小八名屋敷の火を点ず洛外西ヶ山五山并ま
京野法人集て杜麻の條樒の枝破子公ヶ主の数
を嫌くこと点を聖夫の

経木流

十六日　摂州四天王寺の東
おくて火とひ又施火とは
僧坊の南小亀井の水あり名白石玉の水ぞ
ほむり白河法皇の上東門院学寺に詣一時その
水盤小亀の形あれを点て白石玉の形をとる

亀井の水と称ぞこと点その号の起所ところ
漂なれ亀井の水をすまびあけそのの墓をすぎつる小
七月十六日世俗経書堂に於て経木の表小法名を記
この水をもて向て夫魂を吊ふ　摂陽群談　青八月毎に
六斉の日論堂小於て経を誦一条院の戒名を名帳
小記一回向せとは和泉式部条院の戒名を名簿小
去て頃る奇　梓弓とは〇〇とハ思どうのてら記分
のうちに入る故今の経木ハこの名簿の遺ふ也〇
江戸の俗俗七月名中船中小誦経一経木小志を小
の戒名を記て夫こと点を流水中に投ることを川施
餓鬼とは是施餓鬼通覧の中文に投ことのなり
又水滸傳小記を而の水陸堂　間麻鬼条　十六日
ハこの方にいは川施餓鬼小ハ云
間羅王ハ地獄の主鬼官の總司　倶舎論　間羅
此小遮とは　釈氏要覽　琰魔或ハ琰羅此小静
息と訳す　翻譯名義集　冥府の十王ハ第一秦廣
王第二初江王第三宋帝王第四五官王第五琰魔
王第六変成王第七泰山王第八王平等王第九都

市王牙十轉輪王世俗十王のうち閻ノ王あるいは
もうて九王の名を称ふ稱ふ」七月十六日を大祭
日といひこの日詣るを俗に奴僕も暇をとらせ京
小六十六の閻ノ堂に参る江戸小石川赤坂心法寺
浅草法華寺長寿寺深川寺町貫法寺世俗この寺に宿
ノ堂　牛込平川寺小の
と称ス
ノ堂に参詣もとと

八幡安居の頭

音安居の頭
大経堂に坂ニ三年已前その頭人を指点を先前
三年の十二月朔日より翌年の十二月十五日小到り
八幡山下の郷家安居の頭を勧む郷家八村里中
の長をいひその土地の中を此氏あるものに又十二
月八日今日石清水安居頭人の宅小於く逢所
小細の神人長吏の補任を接げこれを指加ぜ
ひ又十二月九日頭人の宅小於く郷家充を食
恵し能柏子小あり」を右那志とい是小習
礼の祝ろ又十二月十二日頭人夫婦松山小勅堂参
荒ま垢離を修とこれを精を入とい又十二
月十三日頭人潔衣を着し七所社参し奉幣

あり頭人の婦も又これ小倣ふ妻ニ郷家烏帽子潔
衣を着し供奉その行粧志古風心放生河小
橋二ッあり一八安居橋と号く是安居頭人の渡橋
なり常に小清の人を禁ぜ頭人これを見ること
今日より山上お参頭の社僧の坊小止宿し精
進潔斎まるこの間西郊桂の里の女子孫夜又
白布を以頭巾をつくり桂結を拵ぐこと
を桂帽子と称ま今素の童謡小小桂帽子
是ニ十二月十日安居頭人夫婦社参本社の前
小大なる松一本遠て白布二疋をその上小の枝
又かゝる人をさく仮小猿の手ねをてその松の枝
ぜそのうけ布の枝を伐り撰て頭巾小結ぶ後代
終頭の敬とを今七月十五日を以十二月十五日を換
安居の頭の当日
とも　塔尾井又八王八月十五日とも誤

善福寺童相撲

十番　江戸麻布

雑色町小あり麻布山と号ま世俗尚寺を麻
布寺と称ま開山了海上人ハ親鸞上人の門下
当山で是ハ天台宗ま了海上人上九四百余年

のたぐへとかや親鸞上人常陸の配所より洛京の時
小島寺に暫宿あり浄土法門のうへ汎伝あり
て親鸞上人の弟子となり一向専念の行をとなう
さて其家の道場にあるむとて七月十五日八丁浦
上人の墨日に今日寺門に来る所の麻布持参の社
布にて童子に撰あり

祐天寺千部　十五日の明鼓　元禄年中　山城

天寺八江戸鎌倉にあり開山祐天大僧正の例
年七月十五日より廿五日迄の所詣千日俗約この
品条件

衛宅人　肯八法門にて侍と云て家
おほ住　戸秘蔵と云箱或八元
家の嫁娘妻妾さぐ常にてこれを見ぬ所を容
数屋内者ならば涼く入りて恣にそ
勢民山田にあり世人山田のつと云ふ振て家
戦従数を玉置八金貝殻の道なる板に記悔の
るに尺廿とかや七月十六日廿五日今八この事絶てなし

新綿　七月十六日内裏貢の綿云云　[濃州]

新綿と八蚕の綿に蛹蛾月に
熟りく秋初に綿繁を出を所に
新綿とは或説に木綿も秋に成り

御霊の社　八日

清見の社八京極の小西にあり下八京極大炊の社
門の小西にあり此社に先八近傍通新町あり上御霊八
京極の西に雲寺あり北にあり上下此見の社毎年七
月十八日清出八月十八日祭礼あり神輿二基之此見
八所八崇道天王伊与親王。吉備聖霊。菅大夫廣
継。藤原支人。橘逸勢。文屋宮田丸。火雷神。なり
世に火雷神を称て菅原の霊とも云ふ其本八誤り之
清見玄御霊八所の内四所八桓武天皇の御時に有之
勅請一下の四所八仁明天皇の御宇に勅請
もと上出雲寺を上此霊の神宮寺と下出雲寺
下の此霊の神宮寺とも仏教大師の手創にて今
西寺とも云ふ絶て寛文年中慈眼大師の遺誡
にて久遠寿院唯辰山城国宇治郡山科に入
々に於て出雲寺を再興し給ひ毘沙門天を安
置奉る所に古を存る所の遺志
なり上此霊の清旅所八京極通中堂寺にあり下清

夫の山旅所八年くらの所を定めどその年神幸
所所の氏門小安堂山旅所ともの号を以旅と称

蓬の坊出　名産名の蓬七月十六日　薩摩州
鳥屋ふむと八夏屋ハ入るこ
四月八日小入ら七月九日小出ら〻河筈蓬とも〻
一説小波野国より出る歌とつ又鏡とつ字をえ〻
たりとも元り種く説あり　西園寺磬首抜　四月羽毛
特小易らんとも歌も充帝繽を解去の鳥屋の内
小放の日を逐て脱蔵して又新毛を生ず七月
中旬小男のれ〻これを片屋とつ二歳毛を易る
を鳴屋とつ三歳

蓬の山別　蓬の山ろれ
を鳴片結とつ　和三　八七月九月〻
蓬の巣を立て父母小ろ〻を吹〻〻〻八種要の
の名〻子を生ず巣小あり子の子成長を以て八
親を食ふの表あり父母ろをおそれて居る小巣
より一尺去て子を養ふ故小一尺稗を嘴て蓬稗と
つ　下学集　蓬鳥の山とハ足高山〻蓬を生ずるそ〻
足高明神八坊坂明神〻充名の別名もこの山を

始るこ　三條基房卿鈔　恒山之鳥生四子羽毛既成將
分四海其母悲鳴送之是往而不返也　孔子家語　説
苑　一説小九蓬を例とハ坊坂明神始めの坊坂小
七日の沖狭山蓬と蓬も坊坂因縁あり〻九月小巣を
稗ともいう〇仁徳帝の時依網の長倉の阿麻乙
美名を捕ら〻献ぜ云ら毎小網を張り名を捕小
いまら名て是名の数を得ら故小美〻とて〻こ是を
献ぜ帝酒の君を召て名を示ら〻曰是何小の名ぞ
酒の君言この名稗多く百済小あり訓て〻く〻と
名ら〻又捷く花で法名を揉ら百済の俗ひ名を騙
て俱知と又蓬名の乃酒の君を接ら〻表訓むこ
然時ならて帝繽を著て和泉国百舌鳥の仇鷹
小居ら〻雄ら〻を捕むこの年八月甫て蓬井部
を蓬ら故小時の人その所を換ら〻蓬井邑と〻蓋
酒の君、百済の人なり

蓬の鳥屋　七八月の月嫌て
蓬鳥の〻ろ〻を以蓬を捕る名
名待ら〻又蓬の離巣を離ら〻飛翔ふ〻ら食
忠孔と充常小絶山崖断山厳の喬小を震ら〻の岩散

崖小茅篠を結びて處り蓑の取敢ひ四羅を樹間に張て死者を探と訳これを捕ふこれを

因縁とひ又蓑ちとふ礼記小五秋の日蓑集ち報ずとふこの八蓑の法者を撃べ是あく蓑の法者をとくんと是其色の出来たる毛孔の後と八たぐつ笠小文庫小伊良虞遠骨山とふ所八蓑の小南海の果て蓑のちぐ先て後ち小といつ

いと嫌うこもとふ是ハ是ぐ蓑ハ是なる其折り「蓑一ツ足つ蓑て蓑し行良古嶋　そ蓑」この蓑ち蓑ところ

と書こ孔八蓑

捕る小と字書るこ

あらし蓑　あらし小とへ全ぐ人小到る蓑こ細ぐけの蓑こ

鳥屋猪　蓑ち彩色を生ぐ羽翼鏡小伝つこ樹を出こ花逸勢特小称ぐ一ハ蓑屋

初鳥猪　こつと猪小ち猪少

初蓑猪　一この月めの蓑ち

さうと

ふん

万葉小新長小よこバ花別な小蓑を秋ともに孔三八

詩こ蓑ち雄ち蓑の外秋の小蓑猪こ大蓑八蓑ち猪丁

暦の数を猪こ大ぐひ猪ち蓑べ

雑談抄

なり　**貞徳説**　初蓑猪八秋こ蓑屋の蓑を猪こ先てつふ

猪八秋こ蓑ちんぐ大蓑のとこ　**連歌新式抄**　次ての関秋蓑志の花弱なこつくこ外蓑ぐり

ぐ小せぐやうろ

宿蓑鳥生祭　**古今六帖**　處暑の候七月蓑

蓑を食んと欲して

食八を用て猪こ戦を移　**月令**　**愛宕火**　洛西伊丹池

とハ時の今小火ふこ　男蓑

宗火七月廿三日より廿四日小至孔播州豊島郡池田村

小あり是宗山八古蓑小所謂文月山こ蓑

宗祇現の社あり毎年七月廿日の夜後この灯籠

小火を長ぐ是宗火と名つく大坂北の町こ小出ち

居こ元れ八星の北一又是宗の祇社有馬郡道場

河の東新町に小あり祭る小火産矣尊毎年七月二十

四日祭礼あり世俗元れを

あこき火と称ち　**堪陽群談**　**地蔵祭**　洛外六所の地蔵詣なり

か歳沖菩薩池山科伏見桃を祭こ是こ九一日六

所の行程十里余こ文徳天皇仁寿二年小野篁地蔵の

像六体を造り木幡の観雲山大長寺小安置を瓦小

この示を六地蔵村と号す後保元二年平清盛六字の小堂を造り元を字ろら堂七月廿日供養西光法師元を写り移す今示り五月廿日法人山所示移ぎこれを地蔵祭と号絡下の児童も又各香花を街衢の石地蔵に供でこれを祭る又今日六社参仏の後も亦六面の堂前大鼓を撃紙を撒り以踊念佛をなす俗これを六社太鼓と称す洛東光福寺の一説に○江戸にてもこの日六地蔵参詣祭へ子づ

御狩山祭 七月

後武蔵諏訪明神の祭

この諏訪八幡遷宮富命下の祝殿を造れその外人家も祭礼の間八幡宮の穂ゝ

[今在記] 或説に所射山祭八月七日

造る又ことさらとも芒の玉日本紀神代示野槌の神示八百万の国郡鷹の八十王籤を播ひむ是八天照太神を天の山石戸より出しもんとす明のまさしよりて後武蔵諏訪さまを祭る其為を以都ともなさ其後武と

もいふ或説紀ゝ示ハ遠笠ゝを射て条らとなくんとの時八田村将軍の義信の高丸を伐人紀示

伝説四ゝ通りこの神に初ヤ九ゝ示梶の葉の紋有ゝ

亜紀是ゝ示人湖の波上示馬を走らせ笠懸射さ

ゝとも今紀笠懸射て神るとも是八この所以ゝ

趨波とも書く武蔵諏訪とよりと縁起ゝ出当社八桓

武の御宇田村将軍の建立ゝ云ゝこの神八ゝ

田猟の守を主り

穂屋 七月

後狩山祭に造る穂屋ゝこの

条貞徳説ゝ八月ゝ藻汐

第示八七月廿日ゝ場山井に八七月廿七日と示ゝ説

第一廿七日示ゝ歌むかい八初役を立ゝこの

種家ゝ示八初使ゝ歌の為新示仮家を設る

今もその家風ゝて穂屋を造ゝ新式秘抄ゝ去

穂家ゝ示八流鏑祭のゝ式ゝ示八年示廿ゝ又

度あり是その一ゝ説ゝ示八山城笠取の近示ゝ

説あゝ各所方角抄歌枕秋の夜長示ゝ武蔵

ゝ春両抄ゝ列ゝ住ゝ示のゝ

みさ示ゝ示ゝ

郡領使

[万葉] ○童相撲　辻角力

○両ゝ相当ゝ力を牧場射騎示能

角能 [漢書]

戲ことを放ち角觝と云

漢書注 角觝は相撲の指南

壯士祿祖を博く勝負を角し毎歲既に年代

尤右軍大鼓を雷して豈角力役の遺那

文獻通考 史記秦の二世耳泉宮に在て樂を

角力戲俳優戲をなす漢氏帝この戲を好む即

今の相撲の事 垂仁紀に大和國當麻蹴速と

出雲國野見宿禰とを撲む蹴速野見を搏

て能ぎるの腰を踏折して死せり野見は農家の

祖〇柏原天皇の時より代々の天子皆悉く撲を

好む貞觀以後寂然として絶る今聖主これを

惜む又乐しからずや

扶桑畧記 先ッ二月の比大將以下

陣の虎に於て相撲使の定を定む該國七人に

選て相撲人を召集せ

源氏云 江次第に仁壽殿乐座の相撲とあり裏書云 南殿出御の上紀仁壽殿に於て召合の接出乐あり

の供御人 供御人は相撲を召集せ

の節として天子の御覽に入る 先ッ十六七日の乃に

位あり上郷勅を奉りて尤右の次將に相撲あり

ものを召集て四人撲を

下ちて相撲を召集ることとう役とい

ア比六月に内取とはあり仁壽殿の乐座に於て召集の御物忌と紀仁壽殿に於て召合の接出乐あり

年中行事 裏書云 南殿出御の上紀仁壽殿に於て召合の接出乐あり

小出御なる尤右の角力人

の上に物衣を召て 延元年記云 角力人三十人以下の

常を召乐に衣袴を召乐

從既尤右おのゝ三十人

大の月九日九日

小の月九日八日

召合あり 裏書云 召合接出は尤右の相撲 江次第云 召合の

勝方の乃に勝方乃に負方あり尤右負に

奏す 仕年最の時を決して尤負勝右負

納を奏す 尤右負勝の上紀は右先の納を

敷に出御王郷に上と大將の相撲の奏を執る十七番最

て勝方乃に勝方あり又九日抜ぬとて角力をとる

御覽せらるゝ神龜三年に始て該國ゆ召せる

宴平七年に八番相撲を御覽あり也ぐ角力の起

を中に日本紀垂仁天皇七年七月當麻蹴速と勇士野

云〇延喜元年七月廿八日丁丑豐の相撲二十番を御覽

後綺數に於て之のあり 扶桑畧記 延長六年閏七月

豐の相撲終りて舞を奏す 吉今著聞 助る最も加る

なるに相撲に助を助と云江次第に

より今國風なるに名を後に欲過の相撲は

公事ホあるを行方ホもあるを今のお撲の勢ふん
も内裏の角力ホ准ト秋ともを九お撲の勝負を定る
者を行司とよをの法三流あり播州。東坂ホ。西園寺ふ
又お撲の魁首を関とよ次を関脇とよ次を小
結とよその余ハ前頭と云是今のお撲の格なり

角力とりなり　姫や姫のうつくしき　山風雲
鵜飼ぶをこそ　鵜師の鹿をそホ人を呼んとホも又人ハ鹿
ありと走ればそれとホもを会ハ吹くを鳩
吹とハ云く鳩とよそのなくホ鹿の声の似るを名文
秋ともあるハ鹿の秋ハ妻をこふるわなれハ笛鹿とて
笛ホく鹿の声をそねびて我ハ人をそ待ぞのある
【寅義抄】鳩ホく秋是仲実ホ鳩をそ鳩ホ
ホて鳩のそねをもも【八雲】牡人の鳩をとうんとそ
ホを合ぜて鳩のそねをもく吹くをよ【哥林良材】鳩
をとゝ鳩とくそねをもも又鹿をとる附のなり
【藻汐艸】秋さうにかるをバ人鳩のそねをくるを合
ぜそ鳩の声のやうに吹なるまゝ【袖中抄】法花此の

ホ一といふも是ホなり又一説ホ鳩吹ハ鳩をとゝ
るや人鳩のそねをく歌きこゝろ鳩ハ鹿でるゝ
とゝるをよといふ山説ホ一ホ紀巴説ホ鳩吹く
風とそ西風をよ云ハ今按ホ
【塵袋】そぶ風さうとの風ホ塵ホて鳩ホ秋ホ声々ホ
ホの説ハ是ハこの説ホ注ぜるなり又
【於玉】八月西ホ吹ホ風ホ鳩ホ
西風をよ云ハ説ハこの説ホ
ふバ玉つと吹く風ホ
鳩の声ホハあるぞるや

花火　夏ホ花ホ火とよ
漢ホハ是ホ花ホ火とよ
その製ホハ炮ホ生ホ

扇おく　団扇　又ホ扇ホとよ秋ホ涼ホ
秋冷ホなりて扇ホ用ホ

稲妻　稲のつまの略
ホ電の
電ハ雷ホ

ゆく雲　稲ホ
ホ

糯米　田畑　雲送

秋　櫨　俗ホ櫨ホを
ホ

檀　楓　柞　柞の葉ハ山城
ホあり新ホ

萩　蘆萩なり　萩　糸萩　ささあらの萩　萩数
水色ホそぎ　萩の戸　さを萩　萩の綿

○さを萩ハ茎の細ク紅をホ萩の戸ハ禁ホ殿中ホあり　庶幾の茅

万集　芳宜草　和名　萩ハ蒿の屬ニ云ども誤り
まれを久し　○古枝茅　○紅艸

○ゼセ茅○月天茅○ねゝ茅　秋海棠　蘭

○ホゝ草　以上萩の異名ニ

義は全　桔梗　沢きゝやう　むとゝ草同上又き

○阿里乃比布木　和名秋

蕣牛花　蕣をあさゝかホゝく茅にあゝむ陶隱居ゲ木草注ホ云蕣牛子世田舍ゝ乞ゝ九人ゝれを
とり外を幸て菜ホ易故ホ名づく　女郎花　白氏文集

茶花　仙翁花　観音草　翁茅

本字ハ白氏翁茅ハ芍茅の
ちゝく花ハ槿ホ似ゝり　本草　菜師茅　郎切草

菜師茅ハ仏の花ホ帝の朝ホ有り倭ホ有り名を時教と
ゆゝの葉ホ精ニ倍祇の如ク有り傷てこれハ一茅ホを採
て以ニ上ホ付その疵忽愈秘てこれを伝ヘ家ホ有り
私ホ云を濃を晴ホ如ク家ホを教ゝて小旅ク
人尊の良茅を知る是　郎切茅之尊ホ
ゝその茅を郎切茅と号

青茅　郎切草　ゝの名なゝべ
尊ニ旨前ホ
定家ゝの歌あり

風仙花　益母草　旋覆花

野菜　樊噲の花　若芋の花　葵花

千枝ゞ蔓延輔ホ云嫩なる蔓茅ホ花ゝく色白く内
微ゝく紅ゝ茎ゝ方を上ホ下ホ生ゝ或ハ紫ホ長ゝ
さゝゞ葵のゝゝ小見幾ホ云ホ
花を多ホ長て葵ホ擬ゝ名つく

曼殊沙花　桃の実　金桃　日本金桃ホ其実重一斤　述異記

木桂　俗云を　薑　故仁　蜀漆の花

木瓜の実　蓮実むすぶ　槐の花　棗　刀豆
濱梨　浜となす　新　タラの実　青瓢箪
一百生なりのたん　狼尾草　秀て成らざ山鍬抜くと
千なり瓢箪　表て田にあり及び守田
莠の稀あり茎葉ふ穂ともに粟の如し　秫　粟奴
紫黄あり毛あり荒年採て食とする
粟の苗の穂をなす時　稲の穂の出
黒穂を生ずるを以て　稲葉の雲　そろひたる之
稲の花　穂を以てやゝ子の花の頭に穂をまとなる
おかし　○　富貴艸　○　ときき　○　ところ
以上稲の　稲むしろ　稲の穂ちくの集まるが莚を
異名之　布なまへるやうに見ゆる故に
いふ又新古今にて織なす莚とも見えり又かけ稲と
て木の枝などへかけおくをもいへり稲莚と詠り
六帖　むほとの秋つれ稲むしろおきても今さらしもかな　人丸
万葉　稲むしろ川そひ柳水白けハおきふしにそれとその根絶ぬ

新古今　おもしろき柳の稲むしろおり出る流にまかせてさる　業平朝臣
秋の田のかりねの床の稲むしろ月やどれともしける露かな　大中臣定雅
大ろところ見そこころえし中の二そくハ　早稲　室ほせ
柳を稲葉のそよくにみゆるとも出雲
今思ふに家内にて苗代の床を室とよぶ稲を田に移す
時室に引出し苗ハやくそのると八稲の苗
ハせなるんと老圃ハうり又和名ハまた垣に室と八稲の
事なるとい…よりそのる稲を早苗にも詠り
堀川百首にも田子のとる早苗をみれハおいに
けりとるまにハ今まで室のほせ　まくろせ殖いと切　二百十日
立春の日より二百十日めに此時社の宮中にて金気
殺伐の氣変動するん故に必ず風雨ありこの苗中稲
の花さかりとあたるを莚をその花を損ずるん
とをおそる又二百廿日ハ晩稲の花盛とす　廿六夜待
江戸の俗今月廿六日の夜月の出をまちて三尊佛の影向を
おかむとて田安の台神田湯島の社地、江戸見坂品
川高輪なとに群集して売菓餅いろいろの商
人来りて賑へり俗信にこの夜の月中三尊仏の影向

あつとらふるの字八月華なり　初嵐　虫　虫部　虫實

○七月夜ホ入て火を叢間ホ点下て虫をとる　共虫

こしを虫をふくとふるう將て度紗裏籠中ホ養ふ

蟋蟀　詩經　きりぎりす　蟋蟀ハ今の俗ハこしをこほろぎとふ　ちゞ虫

きりぎりす　の異名　竹車虫　同　叩頭虫　上　叩頭　促織也　冬蟋蟀　又同

皇蟲　冬蟲　蟋蟀　今の俗こしを　蜻蛉　和名抄　蜻蛉作

蠅　赤蠅　詳　鑣虫　馬追虫　葉ホ似て　秋の蝶

秋の螢　伊勢物語　とぶ螢　ぐハ秋風ふくとてホつゆ　孤る蚊

螢蜻　松虫　鈴虫　おのく声ふりて名づけ　をりゝ鳴ハ松むし

あ天いろなる八もゞ虫ハ　蟋蟀義ハ神宮虫　禁裡院

中なるとふるくより　関東ハ遠て見ぬ　年

山紀　青蛉　本草云一名胡勒　崔豹古今注云　和名抄　胡黎

一名八胡離　和名木蕙　波蛙　蛉ハ小ふく美ろ　蛉ハ

和名抄　今の俗ハ　又今ゝげろとふ　ハ於黎の最

小ふく池邊ホ飛ぶ　ゝげろとふ　ハ今ゝけろ　ゝげろ

呂螽　和名抄　小蟀　秋蟋蟀　蟋蟀の異　蟋蟀ハ一名ハ蟋蟀　蟋蟀

一名ハ　和名長良

冷麦　あつ麦　西瓜　一名ハ寒瓜　○大和の世祖西域を

征ふ瓜の後ハ種ホ西ホ入る　五雜組

春夏秋物

亀田鵬　秋の野山　律の調　千秋楽　万秋楽

秋風楽　霧　夕きり　霧の海　霧の色　霧の絵　霧の雨　霧の

日本紀ニ云伊弉諾尊曰我生ル所の國　霧たち

順朝霧ありて薫こゝ満て霧も薫

霧くなり　霧　霧の底　霧の上　霧の下

霧ハ　霧の里　霧の中　霧の海

波の霧ハ出ホ井ホ立り　海の霧の裾狩　袖の霧ハ　なぎ

冬人　冷　良寒　肌さむ　爽氣

月　月の霜　月の雪　月の水　月の桂　月中ハ桂あり　高さ百丈下ニ一人あり常ハこれを折る樹ハ剣ひて合るもの人間ハ其名ハ劉西行の人仙を学ぶ過ありて猶をく樹を伐しむ　西陽雜俎　月の桂　桂の花ハ光を以　八雲御抄　桂荘子　素ハ花かをり　塩裏拾太平御覽

ホの説又　さらし男　月を　月を　照る月次　和名抄

これ小国　月を

ぶるを照るを　ぶるを　月を　月の雲照る月なををうをれ　月の雲照る月なををうをれ　秋の宮中の　韓退之の詩小

いつ　いつ　新月　新月　似磨鏡

とへる　二日月の白玉天の三五　弦月　九七日を上弦と

夜中新月色これ十五夜の　一九二日を下

弦と

三日月　月出　玉兎　月の異名ハ兎をなす八日ハ光

す　を　を　蟾蜍体就穴鼻

穴ハ決の穴　白鼻ハ兎を京　蟾て萌す　易乾鑿度　銀兎　清露　銀兎影階

玉兎蟾蜍遠不知　白氏文集

煬帝詩引　玄兎　玄兎　素日抱玄馬　明月懷玉兎

於帝臺　謝莊月賦

博玄　月中小兎と蟾のあるハ何をや月ハ陰の蟾蜍ハ陽の　五経通義　法苑珠林の説略

而も兎と並明ハ陰の陽を繋る　八雲　有明

五明　十五日以後の月ハ匡房の往生伝にあり

の月ハ曉ちかくなるまの月ハ七日ばかりの

の月もおなじ月ハおよびてハ立明と　哉生魂　哉ハ始の字の

ばきす　光賢中伝の　桂明抄　哉生明　哉ハ始の字の

二月明抄　生ド　初月小　月大なるしかり

ちなみに八月に明初て生　既望　十六日の月の　書経泰誓註

は既望十六　日月相ひ望む　既生魂

日なり　蔡氏集傳　哉生魂　尚書十六日の月の　既生魂

全上十　暉素　文選註　金波　前漢　月の暈

七月なり　月光の　書金

立待月　十七夜の　藤汝州　一説に立待ハ七夜　十七夜の

とて　和俗十七夜　十七夜　十七夜とて七夜の

会日ハ卯刻過て月待の衆地供を修して十七夜ハ立
待と称し月の出るまで供養して夜を明かすより立待
居まちもこれに准ず
あてもあるべしといへり

居待月

〔藤汐州〕十八日之

臥待月

ねまち寝待廿日の月之〔八雲〕〔源氏若菜下〕永徳のころ
ゐる事なく廿日月と定めし歌よりてくらぶの山ハ廿日の月を臥待
も称ふ廿日の月ハ更て出るゆへ○臥まち月を八雲に廿日
月と称されしかども更月よりて廿日月に詠んハふ審
なく也されども月の頃を聞なぞらへ十九日の月なり〔桂明抄〕
又一説に臥まち月ハ十九夜の月之亦宵待月ともいふ

廿日亥中

廿日の月之

更まち月

廿日の月亥の正刻に出る〔藻汐州〕

常娥

羿不死の薬を西王母に請ふ姮娥窃之
服して月中に走る〔淮南子〕嫦娥ハ羿が
妻なり不死の薬を偸て月中に
走るこれを蟾蜍といふ〔天文志〕

真如月

法ハ真如
雲外の月なり〔法花玄義〕凡生の真如仏性ハ常に妙
極まり白くなんぞの体も少しも染まずを汚さず喩ハ月の雲に
掩れても月の体ハ常に清く明らかなるが如しこれを
真如の月とハ真とハ不妄の義如とハ不異の義なり
妄の故ハ一切の妄想を離れ不異の故ハ我他彼此の差
別なし

心の月

掬月

共に清浄なるこころ○
観想我心月輪上有
しまう

梵字〔八道行用〕

盃の影

盃の光などうつれるハ秋
たるべし 妻の月を指〔御伽〕

月の鼠

黒白の二鼠あり互に樹根を齧て至樹
根ハ命に喩へ黒白の二鼠ハ昼夜に喩ふ
〔譬喩経〕ある常の喩に人虎に逐れて野中の井に陥
らんとして傍の草をとらへ座をえれハ毒蛇口を開
て彼人をまつ又黒白の二鼠この草の根を食
ふ然れどもなくて毒蛇のゆゑに害せられ寧虎ハ
衆生遠悪の罪業黒白の鼠ハ月日のたとへなりこれを
月の鼠ともいふ〔奥義抄〕

月の剣

たとへば三日月の形を刀剣に
経れ文く又満月を

月の都

たとへば

月宮殿

羅公遠開元中
玄宗に侍して宮

中月を数ふ公遠云月半ばかりなんと要とするや否如杖
を取て宮を向く鄰化して大橋と乃紙その色褪け
如し清て閑ぶく出でゝ遠く数里清光月を奏し寒く
気人を侵す遂に大磯駅小夏紙公遠云此月宮殿ゆう
仙女数百を召る素練寛衣翠霞裳廣袖
紫雲帝閣玄仙の曲を自電鸞羽衣の曲 雜志 夫夜中
丑二更の子の二刻小半 雀 楽 雀 雀の実
午の二刻ニ八子八夜半 雀

柾 柾と云木のうつくと杜仲とその子ハ似て多別
ぐこゝ云ハ云木のうつくと杜仲ハ似て大小あり柾ハ
ハ似ると云木のうつくハ鳥総の説ハ云ふ狹ハ
洗泉殿と宗砌のあるうちハ云と云ハ強て穿鑿
ちぐもかうねべ後撰の歌又後拾の深山の落葉に
てその紙ハ定うちとハ云ふいとく杜仲の一種蔓生
のうつのなり云て或人云夢注云て木又侍て生しなり
幹大くまま数甘ぶ木の属と日光山迦葉の林ハ
後くあ

芒 和名抄薄を芒
楚辞注小草木文曰薄と云ハ

薄 和名抄 **鬼芒** 時弥云茅の如くして長
四五尺ばかり肌利みて人を傷る
と鋒刀の如し **縵芒** 葉の面縦
小白文あり **荷の形ちの紀**

絲芒 赤のもくさハあげさ芒之赤のみ和名抄
もあげく和名抄之宗紙紙まの芒之赤の芒と
絲芒 花ちさき欲 袖中抄 ちゝ芒と八
とハ云遠 なる紙ちゝをいと
能因中名 方葉良書 **十寸穂の芒** 穂の出く
あるをいちゝをいとを方葉ハ
寸寸穂と云ふ名抄 **麻芒穂ハ芒**

麻の糸 麻のちゝもいと又ちとくく
堀川百首後拾遺の赤花ちゝ注ハ南ド
くりけく絶ども人をおもい出ちゝの糸を
て糸ちゝの紙ちゝ
へ芒ハ抄ハ也ハを引て

芒の穂 芒の穂物
とハちゝ

なりうるとあるは七の名あり○越市色の濱也て海を西行
濱のそばに貝拾ふそなりの濱とやいふあり 無

名抄 葛の葉 忍草 忍草 忘草同 葉なり
葉と竹とに葉に似るを忘草といふ 花の葉に似るを忘草
葉の形をとをたづねて捨なり只一草二名なり
葉て垂べし 玄旨聞疑抄 大和物語に八忍草に細長く柴平ぶこ八たのぶこと
いふ但つくとあるハ是また柴平ぶこ八忍草に細長く柴平ぶこ八たのぶこと
いふも別物とこそ也べし忍草
なる物のあるべし 八雲 星のあるハ一ツ葉に似るもあるべし
周防国にてはびに似るハ花なり
べし今是を盛て餐下に物の色べし 蔦 松蘿又 おれ

草花 亀草 秋の千草の中 野の花 芭蕉
ふさ 女郎花 雑頭花 苅萱 唐来紅
鬼燈 番椒 若烟草 東埔塞瓜

布瓜 南瓜 冬瓜 かも八毛瓜の和名ハ
毛あり 檀ふ この瓜冬くるとあるハ白
似る故に長づく 枸尾草 葛 人うの葉の皮を
用ひ制戒の膏と
雨をしらぬ 和三

芋 芋魁 芋の子 綿芋
慶の芋 螺芋

蓮芋 水中に生 栗芋 蓮芋の一種 薯蕷
圓ふ
ぐ元唐の代宗の諱預を碎て薯蕷
と改む又英宗の諱署を碎て山茱と改む 長芋

薯蕷 薯蕷
の属 零余子 の子 黄独 今俗掘りて
これを何と烏
と ふ 牛房引 菓 榧の実 榎の実 圓栗

柿 烘柿 柿紙附 紙中小人を自然
に熟す 耳と実の如 酒柿 林柿

十夜柿 毎年京都西教寺の如堂十夜の法の中
盛に行る故にこの名あり 渋柿を以石灰

或ハ蕎麦稽の灰汁に浸し二三日ゝ出し十二食ハ味ひ甘ク変ゼ下ル之

つくね或ハ糸ハ繫て晒し乾もほめ蕎麦ゝ稲芒ハ

を用て包宿てゝ霜を生ゼ紀州西条の産耳

英に倣ひこれに亜法及びに

尾州の樽柿ハ長二寸ゆり　胡煮柿　豆柿　上

干柿ハ山城　木練柿　接州の東御所柿　御所柿

宇治に出ツ

大和の所村に出ツ　木淡　似柿　出ル柿に似

樹淡のゝ京なる柿

伽羅柿　形小ゝて甚く　田舎柿　乾柿歌　形甚く古

筆の形に似ル　イニ倉

ゝて味淡しゝ

て酬柿とも云

透徹柿　形甚く肉少く尖

肉中沈香理の如く

ゝて味ひ甘美也

圓座柿　形大に肥多く蔕

も仏殿柿の稱ゝ

の附ところ肉起り

魂を

樽枝柿　是酬柿に冥加の俗これを樽

枝とゝ蓋酒樽中ハ入を重て

渋を脱

の謂ゆり　君遷子　蒲萄柿　上に同し味美

ゝとゝ食

用と甘を

柿糕　美柿を米粉を和し糕蒸ゝ

小児ハ多く大食して下血下利を止む

効あり

和三

柿膾　猿酒　猴菓を取て山中樹木

の虚或ハ高腹の四方に

而に後に重数日の後熟して酒の如く味美

耳美ゝこれを猿酒とゝ猿者酒ゝて窃食

梨子

大殺　和三　その大多ゝの周り一尺四寸北国名産

奥羽秋田の産他州ハ倍と物樹下にあり

梨子酒中ゝ死ハ

多死を殺ゝ名つく　瓶子梨　瓶子の形ゝて赤

くその肉白し

観音寺梨　近江の芦浦観音寺ゝり出ル　似

味甘く色赤く色大なゝ

中消ゝ

松尾梨　形観音寺梨に似て

の如く脆ゝく甘し奥

州会津の中松尾の産ゝ今諸の人家

所ゝ接淳て頂妙寺梨と一双とゝ　水梨

青梨ニ似て褐色ノ梨子ノ数種あれども水梨ニ梨子ニ丸ぎ

圓梨　青梨の種数ニて大く淡うもく色青ちて甘美ノ

空閑梨　肥前の産極めて大く色かく赤ノ味ひ多く

妻梨　苓生の浦伊勢ノ名ニ

浦梨　苓生の浦伊勢ノ名ニ

山梨　上

鹿梨　なしとよむ三ツ

新米　今年米

稲扱　稲刈

稲干　稲舟　魚稲

田の亀　田の庵　田の鶴

小田苅　山田苅　晩稲苅

そほつ　今の人玄賓僧都ノ

鳴子

鳥刮　**引板**　**鳴竿**　**弾**　和三　**紫山子**

傳燈録○いにしへ三皇の世人至て椿鄰殪莖セ包

小白茅を以て是を中野ニ投孝子その禽獸の食

を忘れ忍ぶ弾を作りこれをもつて禽獸の害

防く按ずるに弾ハ紫山子なり田圃の中草偶人をつて

弓を持しめ以て獸を刮もとめ〇倚中國揚州寺

の玄賓僧都迹を民間の奴ニ成て田ニ在て稲を

守り雀雉を驚かすを以て業とし今ハ雀雉を

驚かす翼ニ似ル故ニ和三〇鳴子引板ハ竹木

を以て縄を以て是を引ハ鳴て雀雉去る又方言ニ

捨鎮杓ニ板ニ木を混縄をつけくりなくり鹿を

おどろかすもの〇鳴竿ハ駅伯秘鑑抄ニ梓の

先ニ竹子を結ぶ片山里ニ栗とよめを作り精を遂

ひ去る〇そほつハ古今象雅抄ニ田のおとろかしに

鳥ノ形とかり或ハ添水など書ハ後の人のさかく古くハ

そほつ或ハ曽富澤など書り

和三の説ハ附会と云べし

焼帛　馬の尾を焼て田ニ弁ニ去る虫

その香を嗅て四を
えぬなり

枝折萩

鹿火屋 説くあるべき尚に狩
庶のつく所ふかき屋
仏まて塵埃にかれの嗅紀あふ火を山中に烟をたて
て庶を焚むるを仏得て或八香火又置敷屋たこ
字をのりて書る所もあふまうまぞよくもあれど用ふべ
らぬ又火の字濁りくらまて顕昭が胴屋の説は速よべつぐ
とは知るあ

年山紀聞

木綿取 **桃吹** 綿実桃の如く中ふ
裂て中より白綿成
出ることれを
りふくとふ

鹿 一千年ふる蒼庶とあり又百年ふる
白庶と化し又百年ふて玄庶とい
ふ

日本紀

搭物論

かせる

牡庶をいふ○秘義抄ふ
牡庶をいふ
ることは牡庶をいふ又さうといふ
ことは庶を
「まことれハまぶ鳴ずしてはとぶ
是蜂ハ雲御抄ふ蜂をもまぶるといふ
とを思按ふ結流世の如しとい
しの雑紀ふ云庶ハ
日本紀ふ

又蜂なるを誤りて庶とかもより日本紀廿十四ふ
たり加茂祭の記書ふ云今毒の集にとるなく秋の
萩ふとあるハ蟋蟀鳴ふ語を誤りてなくと書しより
後の人ハうるとハ去ねバ萩ふつ
へり方をあまとぶなるを
万葉ふ
紀ふ如五月蠅をさべなるとあ
次とあるを以へ
「ことの語秋の萩ふ雄鹿をいふ云
さとし

萩牡鹿 和名抄ふ牡庶和名佐乎之加○顕宗紀
紀ふ牡庶此を云左鳴子加和訓の云萩雄
庶を萩ハ萩山萩野など
云今の人小男庶掉庶ふ作ふ方業弁ハ掉牡庶羊
牡庶などあり掉牡庶もふ佐の訓ふ借りふ又因
集ふ小牡庶と云るハちひさ庶とはまあるとふ
ハ添ていふ詞なり今ハ小男庶とおもふ人れやこのま

夢野の庶 摂津國風土記ふ云雄伴郡ふ夢野
あり又老伴ていは昔刀我野ふ牡庶

ありその嬬と武野小居るの妻の牡麻作絵図也小
居る彼牡麻屢野淳る住て妻とお変と既に牡麻
手りて嬬の小宿に明且牡麻その嬬小語りて云今夜
吾背と雪零おろと云きて又知つもき草生ろりと云
武夷行の祥でその嬬彼夫の妻の所る高性さとを悪
乃ち詠ひて云背の上草生るハ矢背上の射の祥又
雪零ハ白浩宍小塗の祥波波袴ハ波ハ必ず死人の射
らるて海中小死人浮で彼性とるるとその牡麻厳恋
小絡も彼ず波小波る波中行船小逢遇後又射死る
故小武夷を名づけて夷ずとい俗説小刀我弥小立て
真牡麻も夷相のそ小云云奥沖ら一云仁徳紀小苑
餓野の麻の夷ずハあんどをしなり夷ずといはのもそ
云云どこんさうて夷

河社

ずともしんべー

肩抜麻　匡房卿の家集かく

山のそを下に

とけて肩ぬく麻ハ妻こんるるを旧事記中二巻云復
令中臣祖天兒屋命忌部祖天太玉命内抜天香
久山之真牡麻之肩而取天香久山之波波加而
合古美古事記の説こんなおを神代ま麻の肩ぬと

抜てうちかんをうちの本ハ和名抄小云掘桃一名朱掘
伊勢波と加名小波佐久良　延喜式云凡年中仲卜料波く加木皮ハ大和国
有封の社ま伊く採
てこんを進ずむ

紅葉名

玉 十六 万 葉 班龍

錦馬

共ま麻の
美名こ

鹿笛

猟者麻をこ人るま笛城
ふき麻の声をそねもて牡
麻を孕くこ麻笛その形銀杏の葉の如く麻の袋角
を以こんを作り掩ふま麻の腹こかりの皮を以ま麻小
竹筒の如くの小糸を附て笛の孔ま繋ぐその吹人
ま紙ときの小筒を以笛の内を拂ふを事払欠左右の指
を笛の右孔ま孔おたハめるが如きくこんを吹ることを
の笛の声を中て牡麻こと牡麻のまりをくこ牡麻ハ
きこ

麻垣

麻を田圃の上下
らもど

鹿特

伏羲氏人
始て特をたをこめ禽獸を驅逐そその害を除ず
そのち賢王お続く四時田猟して民の害をとをふ
本朝雄略天皇ろうをふ特ましまをく大麻を獲
多小小草香幡接姫雄略の后こを諫め也ハ帝怒く

人ハその歎きを得つ朕へその愚を云　藻ニ住虫　和布のり
を得しとのたまひしをなげあり　なげきの矣
たる小沛老のものありこれを得る［勢語注］これ代るとハ
蜑の刈藻まつ得てこの虫我からと名をほろびとより
名つけ哉へ［栄雅抄］約云ふいふ古云ふ祢ぎるこれのら
なるべし藻ニ付て殻の一片ある螺あり分殻の名之［内］
［和本草］これ代るハ雜之鳴　蚯蚓鳴　孟夏始て出仲冬
と云ハ秋なり［増山井］蟄結て雨る時
ハ先ツ出晴るとぎハ夜鳴く数いよ結ぼる時よく化し
て百合となる又皇螽冬蝕と穴をおなじふして雌雄と為る
故ニ郭璞が賛ニ云蚯蚓土精無心虫交ニ以不分
皇螽冬蝕ニ聴くに化る今小児陰腫るゝ王これハ又この
物に吹かるゝといふ経験方に云蚯引
人を吹形大風の如し眉鬚皆落ツ　蓑虫鳴
父恋し　是云のゝ声といふ　鴫　正字ハ鷸一名
蓑むしと云ハ雑之　田鳥ニ作る今
俗混合して鴫とも和云に云鴫ニ四十八品あり○青鴫
○ほろ鴫○掏黒鴫○黍鴫○黄脚鳥○京女鴫

○羽斑鴫○杓鴫○山鴫○遠音鴫　鴫の羽掻
○木雀鴫○草鴫ホ云云中の名也
鴫ハ羽を撥王の夫がきするを百羽がきといふ之［奥義抄］
古今　暁の鴫の羽がき百羽がき君が来ぬ夜ハ我ぞ数かく　詠人しらず
鶉○鶉雛○鶉庵○蠟蟇化して鶉となる
［淮南子］鶉ニあひ婦といふあり形小さく脚短し色
雌あり　片鶉　雌雄なり　鶉衣　鶉き衣之○子
鶉らむぞ寝をりて　夏家貧衣懸
鶉の如し　鵙　伯労之或ハ　鵙の草ぐき
［太平御覧］百舌鳥ニ作る　鵙の草茎　鵙ノ贄
鵙の草ぐきとハ鵙の草ぐきといふこと万葉にあり引の也
ふかれハほとゝぎすに来りたるときは日ハなし又歌の
の声ばえたらず鵙の声をゆるし君をとめし木の方
よらぬきといふ詞ニ具吉と書り草具吉と同し彼ハ時
鳥の来のるくさるといひ是ハ鵙の草ぐきといへり今
按ずるにむかしの心ハ鵙ハ春ハいとも鳴ざ也ハ鵙の草ぐき
王ハこえども我ハ君があたりをこえ中らんとよめるハ見え
え侍とれいん辞をとる［袖中抄］仙覚抄ニ鵙ハ秋冬

なごハ本草の末に屋の下に
潛てこえざる如く君ゞを
我ハえやんと詠る者〇万葉集に
をの草ゞ花ゞ
抄に昔ある男所を約く女ありとのくかくつき
てこの歌を問ふ女後の屋なる草ゞ花をさして妻家ハ
この草ゞきのもげよあるうたる里なあるとを世男後ゝ
必ず花ゞを賞して去りねるのちかゝを見ひるゝ君
ふつゝなりて私を知りて歌ふとをなくて世ゞ
次の年たゞくあり比ゆゝ
ゝくゝ
とゝりこの奥義抄の説ハ万葉の
こゝ又草ゞきを草葉とおもひ誤りる説ありこれハ
て載ゞ今捉ゞる古事紀に自我手俣人岐之子
也云云この久岐之とハ神ハの假りゝとを
ゝ草ゞ花ゞもゝ又万葉集後の草ゞ
ふゝ
の草ゞハゝくれとある少て草ゞ秋なるを物ゝ

〔鰒の異贄ハ八雲抄小節の皆直とハ〕
小性中ゝの物をさして
と〔馬琴云新撰万葉集に〕
遠小ハ皆直ゝ
をゝ
末の末或ハ夏の初ゝ
亡すを彼称とゝ
尺以上を須とゝ

沙魚　鱶これを九万匹
とハ越中小考

小鯊江鮒　鯔の小さを江鮒とゝ或ハ洛吉或ハ
口女又伊豫沈尤小さゝ江鮒とハ

鰯　**鰯**　**鰯**　**鰯**　**鰯雲**
烈裂膾　烈裂膾ハ
ゝ指を以て
鰯先ゝ

ラて彼のでく鬱こんを翳雲とい巳今の女房詞
ホいコをひき花とは彼が肉のもりはやさんと
陸などに花を集まあれ美八紫もわるよこ又
略して八おひともは後の人八をべて此の字ををもを
めぞこと八ちまえ今の河八何鰻漁この魚雄を
るもいやうなるねとあるれ八ひ八ひ鰻ありて雌ぶ
しを以鱧魚小漫とる河八ちの子ふる鱧魚秋七種
の蓼小ちそ生ぶ放小鰻鱧とい（廻碎公雑録）

万葉 秋七草の花八 萩 尾花
葛の花 撫子 女郎花 藤袴 貝 虫撰 世諺問答
蕍りとそ出ふ巳行ふ八何の瓦小変義ち出ふ
義義八殿上人の遊遥とく昔殿上人をの漢職部ふ
と向ひて虫を蕍こえ宴をなり八堀川院
の所時ち始りく虫撰ともゃん昔八変義の社司
なと作ふ松ひ蕍虫ぶと云ふ故禅尚
の作られとやされば昔八変義ち出ふとなり
合せ作ふ（堂上の虫えこ九月ん位
一名ふまりて三秋小ふる

八月

業月と八業歳月の略ん初月ん ちて初来とと唐の初て来
た孤ちろなえうしりり又ちき八八月ん八の字
をもの方ふもむ八先のとんと代説小ちぶ

南呂 律　**白露** 節　處暑の後十五日斗庚に

蓬を吹く　**秋分** 中　白露の後十五日斗
雨小さを吹く

仲秋 月 令　**竹春** 筍 譜　**壯月** 纂 西安　**中商**

仝 書　**中律** 生所 未考　**難月** 仝上 唐数西小八月儺
あり儺月 の誤ち　して以秋風ふ達をと

雁来月 八月鴻鴈来矣 月令　**稲風月** 義 玉　**月名** 仝 上　**燕六月**

八朔 八朔梅　**特牲の節** 特牲　**憑代幣供**

この苗田の実のるを以田の実代表ともいふ稲の初穂を禁裏へ献ずる故ふこの名ある歟又今日君臣明友芝蘭ともこりて田のこの例を知りて新の帯ことこゝろ公事根元云八朔の風俗淀先帝滑龍の時外戚添通方の彦を五七ふ近従の男女私ふ代参なして雨ふを愁めるこの後即位ふ代ひても加るこゝろこのるあり或ハ後深草院建長年中より始る彰穀を折ふ或ハ土器ふ盛り送ふ和給り称て田の実とも」園大暦云光明院康永三年八月一日今日風俗ふ倣ひ雑品拍流布関白以下献拍あり一条禅閤兼良公明徳二年の記云今日各物ふをもくふ掛ぐ引とも来いまゞこれを学ぶ三十年来このことあるを学ぶ云々禅閤の記ふ云ハ寛元年中始て行ふ其後中絶て又寛正年中再興あり」

○冊内侍日記宝治元年（今代後深草院年号）の下ふ云八月新日中宮の御方ふ参りたり一位たち拍ふ参りなゝぞらうつくう待りふハ今ふハ又をうたき拍の名絶久て代の人ハ物ゝ白ひとぞなる為章云冊内侍の考

ゝうたき拍ふたのめハ涼きふ食せうれいたのむの芋といふこゝふ又をうふ梅ふ海ふ足利ゝ氏ふ公ふ乳なる紀をいふ赤ふ八月一日なるふ法人の芋拍数ゝうぞありうぞ云々人まり多し云云年山紀聞

○八幡拍ハ梅樹の一種ふて尾花の粥奇花田原この芋花を用く故ふこの名あり

康富日記文安五年八月朔日乙卯云云尾花の粥の芋とあるの由来何ゝるや自然之ゝ及ぶ之のゝ同ふ家ふ尋ぬ及ぶその子細を知ゝ返答云云

○八月朔日小花粥内裏仙洞御所令用給長茅云云

彼粥調法ふ薄里　曾日子　京の俗八月朔日焼粥入合也　海人藻芥

小豆くの乳母を

の芋ふ赤の女児に行茅一双を獲るを行茅の中ふ赤茅の芋花を賞る茅の芋花ハ白赤併ふ赤ふ実を長じた紙ふこの縁の形戻る白赤ふ似ゝる故ふ赤糸と称ふ又赤実と名づく女子赤ふ実を嫁でありとふ又拍ふ長ゝ実をつくとふ芋花あつゝ芋の茅をとりて赤ふ又ふ花づくとふ今日芋の茅ふ松ゝを以雑子を造る或ハ烏

紙の甲を以て造る或ハ糸紫を以金灯籠を製し又絲を以蓮を造り葉の実を造りて鄭の形を作り桃仁を刻て松出を作り赤豆を以仁を枝るゞらおて彩色をもにれ鎖京の俗多祝ひ神とす

○八月朔日を賤とす俗

天中の節 八月朔日の日の雪 冷廣義

うしを賤臘とす月令廣義 月令廣義 赤口白吉隨節滅と書て門戸に以赤小天中赤口赤小押と云云 **拾遺** 陰陽秘法云云大国の后天中樓小於て事あるその人素懐を遂ずゆゑ怨必神となりて天中樓を焼時小后呪して云八月乃至隨帝潔云云 **鈔** 陰陽家天中の札を以門戸に貼て道書云云 三月一日を天中の節とすとも云云

三村祭 三村或ハ水村小作る泉州堺南の庄住宅の下条開口村小あり住吉旧記云云多の神伊弉諾の子素盞嗚尊長穴の後小生玉牛頭天王を合せ奉る乃住吉の外宮とを故小朝廷より五年小一度住吉の社遊幸をなすゆゑ時尚社もこの義あり社地元開口村本戸村原村の間に

俗三村大明神と称す大寺祭と号す○密教山念佛寺八聖武帝の所形よりく彩基の開基の社 **鈔** 八十石 泉州府志 例案八月一日二日これを三村祭又大ち祭とゆゑ木戸村開口村原村のなを居神ゆて大念仏寺の始なり

堺天神祭 三日 泉州堺常樂寺の天神像ハ菅神大宰府より三仕き日自作なり七軀の像ありしといひ伝ふ社伝ふ長徳二年或ハ延喜年中正月海渡小漂ひまをふりゆ小ゆ安置す或ハ昔住宅の郷漢村小あり故小住宅天神とゆ中ゆ北の庄ゆ勅使を文明二年菅原系為長公の記ゆ云和泉国毛須弥井草部土師向井住宅家の氏神天穂日の命以来の旧仏之高石菅家の氏神天穂日命為長公の五条殿ゆあり云云住宅天神ハ天穂日命ゆ云後ゆ菅丞相を合祭ゆ欲 泉州府志 例案六月十二日を夏神祭とし八月二日を秋神祭とす此の日条治年神輿堺七道渡おなゞく夷嶋渡即邸日還幸之先板の法拍四日と

北野祭 晋 一條帝永延元

年八月五日祭礼を行ふ寛和年中奉幣あり後冷泉帝永承
元年八月四日に定らる五日ハ母后の国忌によりてこれ〔九一〕
〔社徒式〕北野祭今ハ四日元ハ五日先例大臣より始て
納言参議に至り大臣と称す僧ゟも有り料米六十石
〔拾芥抄〕祭る神之座中ハ天満天神東ハ中将殿菅三品
西ハ吉祥女（菅家の北方敷の西南吉祥院に住給ひし故の御名なり）この祭ハ五月人
衆ゟして神輿下立売の西御旅所に移し なきま其
間七余町の地に蜀錦を布供奉の輩綾羅の衣
をつらね管弦の声雲井に響
くるよし当社の旧記にありとぞ

白鬚開帳 五日

近江打下風白鬚大明神ハ猿田彦之〔神祇正宗〕これ
別比良明神と同体也〔社説〕昔ハ開帳あり元禄中
より止む今ハ只内陣を開きて宮殿を拝せしむる也
之四月上の辰巳祭礼神輿渡御あり往古の神門石
橋の遺ハ今ハ水中三町斗湖水の沖にありと縁記にいふ
白鬚の社のありしを移川村と云社所より七町斗河
あり移川と号す此川の北を移川縁と云別當を白鬚山
延命寺福寿院と号す毎年二月八講あり開帳ハ

八月

敦賀祭 十日

気比大明神ハ越前国敦賀郡
気比之 小わり祭神仲哀天皇 風土記云
気比の神宮ハ宇佐に併之八幡ハ応神天皇の垂跡気
比ハ仲哀天皇の鎮座之例祭八月十日○今月二日よ
り十日迄近国北国四方の諸商人敦賀下師社家師家
より集り二日神輿洗あり敦賀紙屋町と云所より
例年紙細工の家其玉打鏡を出し京の祇園囃
物撰て三日神事四日を後宴と称し町々の氏子
東番西番と分れ引山を出し地車出来く町中を引
廻る山の高さ一丈斗の松を立四方錦繍の纓幕水
引ハ洛の祇園祭の山の如し上に武者人形を飾る
山の数或ハ五ッ或ハ六ッ祭礼当日まこれを出さる天
神の乗輿とて祇園ハ猿田彦神輿拝殿の前十日之

待宵

これを小望月と云
十四日の夜の月之

名月

名を元月
名に此月
今宵の月　十五夜　三五夜　望月　月見
仲秋十五夜の月を称して中ころより和漢とも恭
て民間今日餅を制し同寄に芋と枝豆とを

盛り英に神酒尾花を月小供に或は相撲る今の
清人の説は八月十五夜雨ふれは来年元日晴く若
十五夜晴れは元日雨ありと云ふ或物に記
たりもこの年これをこころみるに多くは正しかず
秋八月ふるひ年の名とは世雲井の月はすめる野
名月や夜を市なる名人哉　油ゝ　雪疑

新月　三五夜中新月

色　白樂天詩

以良夜と号ハ徒に書言古事に良夜
深更なりとあり考ハ秋の夜も限りも

芋名月

俗間今日必芋を食ふ故に名とす

月華　月華あり或ハ又

食ふ故に芋名月の名あり
夜半或ハ以微雨後或ハ以必八月のなかばに秋後の月
俱にこれあり或ハ以その五采鮮明旁照数十丈金線
の如きあり百餘道或ハ以但紅雲これを用ゐ繞るの幅
ハ呉北部搗謙收る時ゝ時ゝ
妍千態万媚真に人間にまぶしを見ざる所の奇ゝ
又言ふ二月朔日正午　小日華あり考に人愈ゝ

端正月　事文類聚〇今詩

の人八月十五夜を

十六夜の月

既望夜

故生魂

ふるあられを繽耶　五雜組　〇愚按るに我俗七月十六
夜の月中に尊仏の影向あり
とかやれ八月華なるべし

〇倡月　ふかのぎらひと

物汐

海潮八月独大なるハ何
ぞや潮ハ八月に盛なる者

司召

背六位以上加階に
る人ハ能行跡を
先ゝ家爵を授ひ上御殿の東の廳に会るを行
次に朝所にて二献の規式あり次に女蔵の座ゝ
三献あり掉歌の花を上御以下冠ゝ大臣ハ白菊納
ハ黄菊参議ハ龍膽その余ハ桂の花をさす二月の
列見に同じ式兵の丙者より紙司の軍の旨を選成
を列見とかりを書あつめ奏するを擬階の奏と
これくを擇出て定り給定考とかもく　公事根源

丙日ハ秋の除月に京官の除月とも春の除月ハ縁召

と号す各済任の事これを召ま書ハ失政官秋ハ外記の廳に於て召命を【教隆卿記】

八幡祭

八月十五日諸国にこれをとありといへとも男山の神事を以京師の人八幡祭或ハ放生会といふ社

放生會

山城國養豆の南八九町にあり京を去ること四里余男山石清水こ号し或ハ雄徳山鳩の峯と称す欽明天皇三十一年冬肥後国菱形の池の辺民家の児三才の時神詫して云我ハ是人皇十六代誉田天皇なりとこれによりて豊前国に座し八幡太神と称す仍て貞観元年秋七月八幡大神鳩の峯に移るとて始て行教南都大安寺に居るこの僧姓ハ武内大臣の裔也嘗て貞観の初宇佐の神祠に指一夏九旬昼ハ大乗経を読夜ハ密呪を誦せし一夕夢中に大神告て我師王城に帰らハ我も又随ひ行王城に居して当に皇跡を護るべしと行教やがて山城国山崎にいたるその夜大神又夢中に告て曰師我居る所をしめさんと覚てこれを見るに東南男山鳩の峰に光を現ず行教これを奏して宮殿成る○正殿三座中ハ八幡宮 東ハ気長足姫尊 神功 西ハ比咩大神 玉依 後嵯峨天皇源姓を賜皇子を賜ふ時八幡宮を以氏神としその社を以本朝第二の宗廟とし給ふ毎年三月十一日初卯の日神楽あり御神楽に准ぜらる八月十五日放生会あり養老四年九月征夷のことあり大隅日向の両国道乱をよりて宇佐の宮に祈請せしめ給ふその祢宜辛嶋勝波豆米の神軍を率てこの国を征し敵を討て利あり大神詫して曰合戦の間多く殺生を致せし宜く放生会を修すべしと諸国の放生会こゝに始る○今晩神を鳳輦中に遷し奉り神幸を促す左右の馬寮御馬二疋を牽召使官掌外記史左右兵衛の府弁参議上卿左右衛府上﨟前駈皆屋殿に参り向ふ神輿ハ猪の鼻を下り宿院頓宮に到りて行列行幸に准ハこの式後三条院延久二年より始る当社の祭式甚繁多故に略す

鶴岡八幡祭 十五日

相州鎌倉にあり一名ハ雲井ヶ峯上の宮三座中ハ応神東ハ神功西ハ妃大神之姉神下の宮四座中ハ仁徳天皇東ハ久礼宇礼の三神西ハ妹比咩と後冷泉帝の御宇伊豫守源頼義朝臣安倍貞任を伐とき丹祈の旨ありて康平六年八月石清水の神を相州鎌倉郡今の下若宮

の地に勅請を永保元年二月成就義家朝臣修復を加ふ治承四年十月右大將牧朝づゝ小林の宮を迁しめこれ今の若宮爾に毎年八月十五放生会兼て祭礼を執流鏑馬角力あり

筑紫宇佐宮祭 十音 欽明天皇三十一年豊前國宇佐郡厩の峰菱形の池の上の民家の見紀に白我八幡才十八主誓田天皇廣幡八幡に我を護國靈験威身大自在王菩薩と名づく迹を筑州に神明を垂る今影向地に在とあるこれを祭を勅して祠を建八方に八龍の幡を立る故に紀宣して八幡と号す社説に當社の秘密祭して云大神の紀に言我先量知ありこのこと有に化生を善行方便を修し諸の衆生を済度を我名を大自在王菩薩と申せと帝感聞あるこれを絳しめ「公夏根元の云八幡八岳神の号後八豊前國宇佐の郡の聖武天皇東大寺建立の後巡礼しめ給紀宣あつて彼寺に勅請ありこれを勅使なぞ神宇佐の社家に教を素戔嗚地を拓寺

志賀八幡祭 十音 四十代天武天皇即位九年壬申近江國滋賀郡に岳弥八幡一の御前八幡大菩薩今の聖武の子皇に唐尤僧の形聖武の子八阿弥陀八幡大菩の分身に沙海志 是山王七社の神まり沙海國滋賀郡坂本村にあり見瀬村の神社に八あむむ今八山王祭の外神事あるべし

筑前箱崎祭 十音 祭神三座中八幡神天皇東八神功皇后西八武内宿禰に仲哀天皇三韓を討と欲しめ神功皇后に小筑紫櫃見の宮に勝を得の時天皇崩所にこの時皇后懐妊臨月なりとて乃ち男子の貌をなし弓鷲爪鉞をとり兜して曰清征伐の後降誕あれと三韓とぐ平定し筑紫に帰りて男子降誕あり神天皇是の地を埋松の葉を敷地に宇弥邑と号肥衣を宮に葬る地に埋松を栽て標となしその地を奥に箱崎と号酬天皇延喜廿二年六月十日紀宣によりて宮を箱崎の松原に遷例祭八月十五日〇古老伝にこの昔この松原に戒定慧三字の簡を埋む故に箱崎と号松を植所に極て標とそこの松程在とて縁起に云昔白幡四流赤

幡四流虛空より降る真例の松を裁て標とす故て
八幡の号あると結說迹と異べ社八院前四那珂郡にあり

河州誉田祭 十音 河内四長野山護國寺地藏院の縁起云當社八人皇十六代

應神天皇の御陵と母后神功皇后の御胎内にして
三韓征伐の後筑前の國を發て降誕御腕に鞆の形あ
るを誉田別の皇子と号す故号弓矢の家を守る
べしと氏附に顯れり治世四十一年仙齢百十歲の春大和
國豊浦の宮に崩ぜ玉体を瑪瑙の棺に納め河内國
藻伏の岡に葬りて三十代欽明天皇の勅によりて宝
殿を造りこの所の神明を祀る所謂中殿八八幡大菩薩八
仲哀天皇右八神功皇后と世に神祠多しと雖も當社八毛
體を納めるの美廟なり八幡宮の根源威嚴深しと
知べし神祭八月十五日に先立て十四日の夜奥の院の御廟前
本堂に風輦を行幸なし翌十五日午の刻に幸と舞楽あ
り四月八日若宮祭猿楽児舞隔年にこれを行ふ放生
会八當社にこれ有
り但社務は熱田

伊勢安濃津祭 十音 社號云悔

勢國安濃郡津城の南に八幡宮鎮座 性古を良の二神殿中に奇せ
相伝ふ遠武中足利氏々一國にこれを八幡一社を立んと
欲し伊勢を以始とし乃ち宮殿を千歲山の上に造り石
清水の神を勧請し源家の興隆を祈る旧記に云永正
年中當國兵乱ありて神殿荒廢せし僧願海募り
國中を化して再興を財に享禄二年に又數十年の後願
廢して僅に存し寛永壬申年城主田嶋てこれを
ふ祠を林樹の間に立て左右何の神なるを知る者已に村老
を召てこれを問ふ言足利將軍の建る所に即ち心敬を
發して土木を集め正殿幷殿神庫華表を造る寛
永十二年初めて祭儀を行ふ同廿一年無水茂浮の二
村三百石の地を附て昌泉院を以別當寺今寒松院
と号す古八山上にあり千歲山八幡宮と称せり今の地に
迁せり安濃津の城を築くと以安濃津八幡宮と号す
乃一志郡無水村に属し益津の城の
街坊八竜塾安濃一志の三郡に跨とす

三津八幡祭 十音

摂州西成郡大坂三津の寺町にあり三津と八る津。安津。
難波津是に他いよ昔行基寺院を建て三津寺と号

後神祝ありて八幡を勧請し毎年八月十五日祭礼あり
社説云当社八清和天皇の御宇貞觀年間の神男
山に近座の時西海より初めて至りぬ洲中くまの旧跡に
説ひ祭るとは又一説に應神天皇行幸の地なり
○播州雄波堀江の人月を仰ぎ所に賞と各詠文に及
て家に伝へこれを月天と称し又雄波の御枝と称せ
八幡祭歌

富賀岡八幡祭

十五日　江戸城南深川にあり
多の所詣の岡にあり
とは別當大栄山永代寺宗合派川第一の大社なり或は
神体八菅公の作に源三位頼政作これを崇め其後
千葉家に移り足利学氏に伝へ基氏持氏に至り後
上杉家に伝へ太田道灌作これを伝へ名所記
寛永元年長感法印実義のとありて永代嶋に宮
居を建立同八年成就を　礦石集　深川の土人本居
神とと祭礼八月十五日放生會あり二三十年に一度正
祭礼を多く練物引山車を出す深川の摠鎮守なり

豊浦祭

長門國豊浦郡亀山にあり多く神中八
應神天皇皇后石八仲哀天皇に

此二社注式に云人皇五十六代清和天皇貞觀元年男山
に遷座の時行教和尚行宮を造りこれを勧請を後土
御門院文明年中建立○今八月祭日三月十四十五
の両日熊山祭ありこれを先帝祭とは安德天皇の御
祭礼之所弥陀寺に陵あり海辺に宮ありこの祭前後
四日の間鬼祓ふことを得ず又平家蟹赤間が関の海
辺に上る常八このとなり是先帝の御祭月なりと里
民いう又九月十四日十五日八幡春日の両社を当祭
四十五日馬二疋を牽出競
馬ありとは是八幡祭なり

野口念佛

播州　加古郡教信寺まありこれを野口念仏とは清和天皇の御
宇教信とは者あり姓氏詳なりと或は南都興福
寺の住僧永西房の弟子なりと加古の驛舍の北に草
庵を結び常に西方に向ひて称名念仏を性仁恵に
寺に猿人の背を撫け労を救ふ貧親八年八月十五日
完栗の仏に詣て盗賊の難に救れぬ者八教信ぐい
ほりの傍に殺人の地に葬る毎年八月十五日僧徒多く
教信寺に集まりて仏事念仏を○釈書の略に云

摂州摂尾寺に僧あり勝如と名づく貞親八年八月
ある夜一僧来りて門を敲く即ち迎入る客僧云吾
播州加古の教信と念仏の功力ふかしそ今夜極楽に往
生せるべし高僧八四明年の今夜往生すべしとのひ給
て去る時に空中音楽聞え四年八月十五日の夜猶如
聞て死す

駒牽　駒迎　江次第云元八八月十五日之
朱雀院の御四忌ようく
十六日に改用ふ頭書云伝濃勅使の牧十五ヶ所延喜
式に載る所の一に天皇南殿に出御して御馬を分ち
取りて出御免時八建礼門の前の大庭に於てこれ
を牽分ち裏書云上野九牧延喜式に八日云云
七日甲斐の勅使の牧十七日甲斐穂坂の牧に三月伝濃
皇月の牧に五日長義勅旨の牧豆野の牧又十五信
濃勅旨の牧に八日上野九牧以上六ヶ日延喜式に云
ようこれ外兼平宣府十三日武蔵秩父の牧に八日
同小野の牧の御馬これを貢ぐ公事根源に云公卿以
下次第に御馬を賜る馬の差綱をとりて御前に
牽て一疋を取給へる馬をハ引分使とて次將

を以院東宮ひとまる
ゐ所ゐへまるなり

菅大臣祭　十六日　京四条の南
洞院の東にあり南北道を隔て是善公の宅地とその
内北に菅神の社あり是菅神降誕の地に故に社を
建てこれを祭る

雍州府志　或人云此所昔菅大臣の舘
に一夜死梅の天神と云ハ是に今に死梅の跡この地に
存る又一説に文子の宅地にて菅神ちがく迁坐の地
に洛の人門米神と称し例年八月十六日社辺の氏子こ
ぞを祭る神輿一基童子

御霊祭　十日　八所の御霊
素袍供奉社僧これに従ふ
八所の霊午後に九ッ神輿二基中の御霊の離宮を
出て幸の鉾八本九鉾を床上に建て棒二本四人を
以これを荷ふを幸の鉾と云神宝のうち特ここれ波
る故に又勇力の人鉾を帯の間に立ることを以こ
れを棒中にこれを系鉾と云又一人竿の先に道祖神
の仮面をのけて神輿に先ちて仮面の鼻長大なり
俗これを王の鼻と云別尚及氏子供奉御旅所ろ
西の方今出川下烏丸を歴て長者町より室町を

過り本社へ入る上所昊の社八京極通筋遠樹の乾二町余へあり下所昊の社輿も同所へ洋殿を出、絆五女別尚氏子供女上所昊の行列〳〵の如し神幸れ路次京極を出堪木町の西より東洞院の西を歴て出水へ出室町を下り二条をとり油小路下立賣を上り東へ行京極より社へ入下所昊の社八京極通大炊所門東北の方小あり例祭八月十八日より

菜名祭 十八日 春日大明神の社壇

州菜名の城下へあり祭る神四座別尚仏眼院の説る云経津主命八神護景雲元年下野香取の宮より勧請と又武甕槌命八正慈二年八月十八日常陸國麻嶋の宮より勧請へ天児屋根命姫大神八永仁二年八月十八日伊賀の名張より勧請へ毎年八月十八日を以祭辰となることと正慈永仁の月日を以これを稱るこという」先十七日社前の南北へ車一輌づ飾夜へ入て試乐あり翌十八日祭礼の時件の車を南北へ引渡し音乐を奏と明和年の春回禄以前八あ社六座へ北三崎の神社三座南春日の神社三座共へ往昔春日社座の日を以祭る回禄後祭祀延

一を三崎大明神八土地の神へ社座の年月詳ならず凝洲崎鳥洲崎泡の洲崎合せて三崎といふ七月廿日の神幸あり氏子貝殻川へ於て石をとり来りて社小鰐どこ仏を石取の神幸といふ日囃迹物を出す

○この八月祭を天武天皇の祭礼と記せる書あり日本紀へ天武天皇元年九月朔車駕還伊勢國菜名宿〳〵今駅中へ神社ありよりて誤り紀欠

菩薩祭 廿三日 肥前國長崎へ於て来船人松神を祭る八月廿三日これを菩薩祭といふ

和三へ云舟の神を媽祖娘といふ俗これを松茸と以唐船長崎へ来り往〳〵ある所の神也〇船中の品物を水揚するを馬琴へ拂るを五雜組へ云海上天妃神あり甚霊異なり航海の者多く恵強を著て風清の中の如き忽ち蝴蝶ありて雙死も夜半忽紅燈の如く甚危しといえども清へて獲天妃八その功徳を言て以天へ配むきをいはのみ女神へ八あるべ和三へ記せるの媽祖娘〳〵八天妃神〇長崎へ唐人

寺とそ四ヶ寺あり福州八石反町崇福寺漳州八下筑後町福済寺南京八寺町興福寺この三ヶ寺昔八唐僧住せ今八看主持之外ニ日付寺とて筑後町ニ聖福寺とよあり昔より和僧持こほさ祭の日八和僧も唐装束して法衣修行して本ゝ八梵音くこの日未舶入もその寺院(未詣もその矣体をこゝそ諸人群集をとゝ四ヶ寺ゝ黄蘗派ゝ

亀戸天神祭 廿四日 江戸本所のゝ名亀戸村ゝあり 今八俗ゝて亀井戸とゝ社改ニ一個の清泉ありて是を以て亀の甲上ニ穿て水を引れ亦亀井戸とゝ名ゝ所ゝ此地太宰府の神体ニおゝ下寛永三丙寅年菅家の末裔大鳥居信祐遠ニ祭礼八月廿四日本所牛御前と隣年ゝ尚社の神宝天国の剣とゝいへりこの外後水尾院の震筆安乗寺の瓦硯是ゝ此の文墨大閤秀吉公の文墨ゝのちゝ連ゝ師信巴ニ与ゝとゝ紀ゝあ尚後ゝ亦神庫ニ蔵この辺成平川蛭ニ名あり」祭の日

西院祭 廿八日 春日の神社八有摂神乗ゝあり近来正条院ゝ洛西葛野郡ゝあり四条通西の北ゝ四町半ゝ云西院村の西平林の中ニ社あり是ゝ名跡志ニ云西院の号八中ゝこの此所小倉院の居ゝ故ゝこの辺の名とて倉院と書ゝを後ゝ西院ニ作る故例祭八月廿八日神輿二基をの内八住吉ゝ神なり住吉の社八同村の西ニ有或八西院八幡宮とゝ云未詳

秋社 立秋のち第五の戌の日を秋社ゝ大抵春社ニ同じ○京師八月秋社ゝ各社ゝ餅社酒を以相祭ゝ貴賤宮院諸肉雑物を坂湖和ゝ飯上ゝ表ゝ

燕帰 燕子春社ニ来りゝ秋社ニ去ゝ[月令]

秋の宮 中宮の所ゝ○秋の宮中宮ニ限らざゝこの[八雲]九中宮を月ニたとゝ[栗雑抄]又一説ニ后宮八西の方ニ設けゝあゝ殿ゝ八秋の宮とゝ中ゝ又天子を日ニたとゝ八中宮を月ニたぐゝ

秋の宮釋奠 祭る日上の丁の日ゝ二月ニおれゝ

後の彼岸 春秋の彼岸八五夜等ゝ長短ゝ仏道八中道ゝ尊ゝ崇ゝこの間帯ゝ中道の辰ゝ故ニ仏事を修ゝ提謂経云ゝ海土三昧経ニ八王日ニ若を修ゝ云ゝ八王日八別彼岸ニあゝ八王日ニ八立春春分立夏。

夏至。立秋。秋分。立冬。冬至。是を天地の諸神陰陽交代する時なり。この日梵天帝釈鎮(?)三十二人司命司禄閻魔大王八王使者悉く出て四方を巡り見人民の善悪を校へ録するといへり故に善事を修する也。又善導大師の観経疏に云念仏して西方往生の行をなさん者ハ冬夏の両時を取らず春秋の二節をとるべし西に入仲春二月仲秋八月の両時ハ正東より日出て正西に没す弥陀の国ハ西日没の所にある故に弥陀の在所を示し生に指示して往生を遂しむるなり

死活枝の祭

猪の熊三条の南福連の神社なり往古刑部省この地にあり獄を断じて死刑を行ふ故に刑死人のためこの社を建て祭祀を修す毎年八月祭日不祥神事あり是を死活枝のまつりといふ○千本引接寺壬生の地蔵ハ毎春修する所の念仏會ハ元死刑人のために執行せしより始れり

野分

八月の大風をいふ秋風原野の草木を吹分るゆへにいふ

良寒

八月旦夕やゝ寒し　肌寒　漸寒又同じ

袖もみぢ

落紅葉

万葉集に黄葉に作る和訓もみぢとはもみぢとぞ木々の葉のそめいづるを略せりとぞ通じて秋に用ゆる也秋の紅葉の付○紅葉を詠むる木　雞冠木　檀　黄檀　椋　柞　八雲御抄　漆　梅　藻汐草　に此数を秋の紅葉を詠むもの也只ひとおとに紅葉といへれども通じぬ也櫨樹の紅葉ともいへ八花とにハ櫨紅葉といふ櫨樹のやうなる

衣うつ　綾巻

砧　きぬた

○古人衣を擣に両女相対し一杵を執り兼て春が如くせし今易るに引杵を作り対座して之を擣又いへ衣を擣にわらざる也按ハ石の扁に作る衣擣にハわらを縫ぜしにもあらずしてうつとハ衣を打つといふ名八作るべからずとい説もいぞさまるりこれ僻説なり

和訓栞解　衛傘に云抄にきぬたの略なりと謂り馬琴按ずるに和名鈔に云唐韻云碪知林反和名岐沼伊太　擣衣石也字又作砧とあり又その次に擣衣杵と出す又その次に碪を載す陸詞切韻云与砧同　天戰反　展繒石也漢語鈔に云岐沼伊太とあり碪も砧も共に和訓

きぬいるこ伊のでさねたくの暗なるんまでく字歌をまろち
てとのを論ぎの八和語の意を解せざる濫く又俗うつ
と訪る。の八式子内親王（ふるひまきぬるの春の夏さ
めく物品の袖の香ぐてくるく氏物語この外あもりすべく
俳諧師の説八杜撰きし初めの人ぞとまるれ○去
でうつと入静寺と云去づるまちんく去きりにまんく夜去
でうつともいう　八雲　去でとハ静まうつく神幣を去で
ともぎでとるよむ並ま結るところ　仙覚抄　愚按むるま
去で去づともみおみがるへしまうれども静の名ゆまをわしに
去づハ倭文と云いうへの文布へ日本紀ま之都波佐又
之頭於利などあり去ぼやーブ倭文のをまぎ紀うへ
しとあるハまをへ人四ゆま作る事ぎ説へ四八よの例
刺ひまうれ俗字まハ去でうつと云べー○綾巻八去を
ぎしく木へまのうま緒を巻こうつく○去ぎうれとハ拵そ
うつく神を去ぎうとうまう或　長夜　八月より九月
あるいう出所いまぎ考ぎも

名の木散　牡丹の名根

大ぎる秋ま名後ま根をまるなうも

木芙蓉　水ま出るものを草芙蓉とま荷の花芙蓉と陸に出るものを木芙蓉とま　物物異語

木犀

江南の桂八九月花を開く子なり花木犀之南方草木状桂ま數種あり其の葉鋸齒なく厚子の如くまて光潔なるあり叢岩の間ま叢生まるを巖桂と又一名木犀木犀花香氣最もるーく人を去て碎去むるまいる

桂の花

木犀　木犀花人　嫌濫作塞　正字不詳

縷紅　金剛草

その根去つまく牛馬を繋くべ故ま名と

檀特の花

芭蕉の屬本草所説蓮末の説ま三月花を開くとつまる去ま花実を秋ま
実ある由忘ま秋とまるまや抽ーまを緑
実へありていくこの草秋稔る去ハまを花開る春
稔る去ハ秋花さくとぞ牡丹ま秋と
まるも枝花さあまを雲旋いう

白粉の花

正字未詳

烏頭（とうづと）附子（ぶし）　紫苑（しをん）　鬼の志草

ことし草は下なまつけられハ鬼のしまことうみ
なり見ハ万葉四ニ大伴家持坂上家太娘ニ贈る歌
離絶数年後會相聞往事二歌とあり鬼志許草
鬼醜女草などもうこれ紫苑ニ〇鬼の志草とハ
別の草の名なれども志れ草ハ紫を志ろく草なれバ
志ろき人を志ん料ニ下級ニつけたるもの文ニ
なり志れ草ニハ名ハ見えざるもの鬼の
志草なりとハ志ろくこころハ波の鬼ニあぶさるしとハ
詞ニ日本紀ニ不順也凶目汚穢之所ニ志ること
ハ志ろくと姫ニ詞ニ凶の字をよめり　袖中抄　又俊頼抄
長の歌ニ昔人の親ニを二人ありけり片ハ孝行
なる親うせてのち歎き塚ニ籠りて泣ぶ如くなる
年あり母と兄弟志れくもれねそのの兄公ニつく
私をうるる様ニ見ひるるもう只ニ止む附なり萱
草ハ忘ひを志ろめと塚ニこれを植る鬼ハいと
くこれを恨ミて紫苑ハ志れぬ草と植る兄ハいつ
の程ニ志れて終ニ世ニ萱草をこころ志れ
ニなるとあり弟ハ又絶ニ泣ぶ故ある日親の塚ニ
声あり聞ニ来ることハ君が親の塚をもり冥神
なり兄ハ志れ草を植て公ニつくるこころ怠
らずとその家を志て実ニ其許ハおもひ草ニ植
てまく志ニ至孝ニ天帝あわれをもひてこれ
にいたむるハ今より是ハ人ことを義ニ苦志
べしとて止ぬ弟ふ品幾ニおもひ侍りぬ是なり是
あるとハ義ニ見るる遠ニ徳を沿うとの紫
苑草ハ姫ニきとあんくハ植てる欲なくこと
あるん人ハ植べきる草ニ故ニ志おたこ鬼のをこ
ようなを鬼の師ニ草ニ志ハ〇紫苑をあ
の志草とハ志ハ志あとなこ志ろ　八雲式　愚部ニ
くきをを戦鬼の洲ニとるハ彼ニたぶり　和名抄
紫苑和名能之俗云之乎途又鬼和名於途
あれハ見をあたびあり和名ニのしをあおたの志
このの志を見歌ニ志ハ鬼能之小草ニハあるこ
ろ志ろのこすべ志んを志ん志を志ぜん

をぜたとふたたび愛の就
まはあるべきこゝろの和列なり

露草　月草　月草

おなじ一名あぶ草の花八秋の紅を染て
さくなこの名八月草を染て寄者名ぐ宮路の花園

山城風土記ニ云鬼道と八軽嶋明宮の御宇天皇の代
子鬼道の雅郎子桐原の日桁の宮を造り以宮室
とゝのゝこと仕まつりて御名を鬼道と云〇鬼道雅郎子
崩御のこゝろを新勅撰集慈鎮[和三]昔ゝ一人のあるじや
あるゝん世を宮路山の秋の花をこゝ仕をゝく思ふ
宮路の花室八相原の日桁の宮の花室を云仮ニ慈鎮
雅郎子崩御のこゝろをよゝ千載春耕ともに
教通公の歌をのと記をり雅郎子の嚴御のこゝろを
詠るあに長下の花室をとり合をく詠の例なり雅
文慈鎮八宮路の関白教通公より五代後法性寺兼
実公の子にいでその先祖の花室を詠り侍ハさ人
或説ニ秋の花と八芳宜を以才一とも宮路花室をも
元芳宜の　名ぐとり

芒の穂　尾花　龍膽　和名抄ニ衣夜美

久佐又途加者ともに乾搖ゝ俗ハこれをゝ
説り以〇正白花のものを乾搖とゝ[和三]定家
公の説ニ尾花ゝ乾搖なるよ〇のゝ
号乾搖なるよ〇のゝ

黄蜀葵　蜀葵

とハ別種ゝ[宗長記]時孫の説ニ紙ニ
造るその花且ニ開午収ゝ暮ゝ落ゝ

漆の花

烟草の花　一名相思艸[本草洞詮]仙人掌

以芝長中結ゝ南蛮ゝ渡ゝ

萬壁

藍の花　蓼の花　蓼の穂　水紅花　木賊苅

ゝ丹波ニ出ゝ伝法の

芦の花　芦の穂

その実ゝ又その所秋[和三]

苦参引　胡黄蓮引　この実本邦ニ
秋白花を開きゝ細ニ味苦きゝ草山野ニ
あり又くゝやくとゝ[大和本草]胡黄蓮ニ形ゝ
くゝこのゝとゝ[和三]胡黄蓮八黄蓮ニ
似ゝ大なり黄ゝゝ味苦ゝ[大和本草]

藥堀

採藥　秋野山より採て藥草をとる　萸茱萸　秋と云ふ　萱草　○貞徳云萱草忘憂草新撰種相　萱草新撰　みあくまで秋もあるこずきを思ひかうらかやの名草ハ秋の季大切　柘榴　今鬼子母神を祭る　御傘　人多くこれを供ず　蓋　その多子をとる　新蓋草　銀杏子　多く食ハ瞑眩するよ五雜組ハ西今の俗三ツ用あるものを帯ハ結髪を消といふのハ仙人　荔枝　荔枝汁酒ハ他　苗香の実　荔枝　五雜組　閩人最荔枝を　蒲萄　多く焼酒　蒲萄棚　紫葡萄　蒲萄酒　通草　工月朔日河州　嶋郡より　郡　樣を内裏に献ず或人云今献じる所の物を考らに通草の実のてその気味秋狀郁樣ハ美あり

土人この献物を以名を称ず所貢とす御貢と郁樣と和語ハ近し故ハ通草を強ひ名づけ称る欲枯栄を以花を遂ひ盛衰の伴ハ古を存ず又一説ハ通草の別種ハ冬月とい花ず其　天仇　拮樓　ハ通草とハ異　橫ハ　ひさご　種瓢　竹離豆　俗云仏を破墻豆　といふこの豆二粒　樣ハ仏ハ水と八外と青　菱取　樣ハ仏ハ豆八外を浮る彼墻と八外と青　眉児豆八月　お近し故ハ花ハ花草本草ハ　虞美人草　虞斜山谷の中ハ虞美人艸あり形　鶏冠の如く大小ハ花なし蕚ハ相　對ハ或ハ虞美人の曲を唱ふ八月ハ花開て頗ハ前　陷ハ　題説　磨水ハ新武ハ口訣ハ　木耳　菌　木ハ生ハ木耳　土に生ハ菌　椎茸　松蕈　椋茸　紅茸　羊肚菜　栗茸　鬼蓋　鬼茸　蕈菌　竹蓐

○石蕈○初茸○湿地茸○草茸○簾茸
○麦蕈○榎茸○猪茸○鼠足菌○馬勃

蘑菰蕈 [本草] 平茸 和俗所用○庖厨本草ニ
鼠菌を以平茸とす 木曽の山中
多くこれあり昔木曽義仲西京にて皷庖しこれ
を携へて賓客を享すも是より本邦の珍味とする [本朝]
[食] 滑蕈 [illegible] 榎より出るもの也 蛇蕈 天狗蕈
月夜蕈 この三種大毒あり 人殺てらうつたけ 笑蕈 又笑菌に作るこのもの
楓樹の下に生ず大毒ありこれを食へハ笑ふて止ず殺す
に死に至るあり速に人糞・蠟を以てその毒を消と
き八偶活ることありといふ○嘉定乙亥僧徳明遊山
して忽チ奇菌を得てかへりて煮て供す毒発して
僧行死するもの十余人徳明糞を嘗て免る
ことを獲たり日本の僧定心といふ者あり寧死すとも
汚さず書理折裂にて死を今に至て誉
蒸めて日本の度牒あり其僧姓ハ平氏日本国京東
相州行香縣上守の郷元勝寺の僧なり寧非
命に死してもその口を汚さず陣仲子の風にありて
[五雑組] 馬琴云此僧何人ぞやその身叐国にありて
本朝の義気をうしなはず永く史籍に記してその
英を嘆ぜしめん欲

毛見 農民秋にいたりて年貢を収
納するもの先ず縣吏田地の善悪
を巡見して稲を毛見といふ毛ハ稲草といふがごとし
稲のいまだ刈ざるものを立毛といふ凡百石の田地に
して百石あるを縮取といふ悉く縮を得るの義なく
その次百石のうち或ハ八分七分の収納を歳々成と
いふその収納を定めるを免といふ縮さる八免なしとも
く取るの義なり百石を収とも五十石を半納といふ毛
中のよくされ年の豊凶による農民その免のうちを
又ち或ハ一分或ハ二分を減ぜるを免を請とあるか
収納なきを免 中稲 落穂 稲束 穂掛
その義なり

八束穂 長く大なる稲穂なり八束あるがごとく稲をも いつり束ハ一握りのめでたきよりに 新古今

集兼光神代より名あるも八束穂より田の稻の志なひなる名なん　粟　稚引

罌粟子　芥時　芥菜時　蘿蔔時　小菜

同引菜　中接大根　鴈　月令に八月鴻鴈来る九月に至りて来る

又曰鴈来賓といふは伊勢物語に賓客を賓客を主とし季秋後至者を賓客　五雜組

○鶉　○腹白　○丁陣　○田面の丁　○落丁　雁書

○白丁　○海丁　○丁字　○ちりつる丁　○丁番

漢の蘇武　雁金　雁が書を今の人丁字の声と称ふ

が古事

莫傳抄

二季子　丁の異名　二季子　上に　稲負鳥

せよ俗文といふ　あしは鼠は　色鳥　秋のいろ

記さず或は馬ともいふ　の小鳥

渡鳥　鳥名　鶏　翡翠　啄木鳥

鵯　鶇　猿子鳥　桑鳶　椋鳥

鶲　鵠　山雀　四十雀　五十雀　小雀

類赤　繡眼児　瑠璃鳥　画眉白

連雀　鷓鴣　鶸　鵤　鷦鷯　鵐　鶸

烏鳳　擅鳥　鶴鳥　鵲　鷃　鷃鴣

木兎引　木兎を以小鳥を誘引し羽箭或

以て鳥を捕る　猶木兎引とも

囮　或は媒鳥を作る媒　高羽箭　媒鳥の羽

を以小鳥をとる　箭とも

竿　竹竿に苦く木のまよ　初鮭　俗鮭と作るは非

繋く所なるとも　なり常州水戸の

人初鮭を賞翫すること江戸　鰤　筋子耳子等

の初鰹の如し　価数銀よりも　同じ鮭の子と

サビ鮎　彦鮎　太刀魚

江鮭（あめのうを）九月大津四の宮系　河鹿（かじか）蛙之好者山川にあり夏の季　蛙（かはづ）とのゝ詠てかゝるとハ俗説ハ考る

秋ハ多くハ鳴ものゆへかはづとの詠ハ俗説ハ考る　俗伝ハ西行ハ云あり　所云この声聚ハ似るハ俗ハ河鹿　鯉（こい）正字ハ黄頰魚　鯉（こい）魚杜父魚の

とかゝる要ハ春之鮎の孫にて江に住せり　鯉（こい）魚杜父魚の

蜀人水底にあり鳴魚と故ハこの魚を誤る河鹿と称

越国にあり伊豫。越前。越後。加賀。近江。山城。ハ今ハこの

土地にあり各もとより形も声も大同小異　石伏（いしぶし）石くらひ石のち又川おこせ見ちちみハとこ　伊予ハ嵯峨むこ　近江

あゝ鮎越前この外ハ猶あり近ろ山海名産　下染（したぞめ）

圖會てふ玄ハ孝くこれを強ゝ元ハこゝ暮記

蛇入穴（へびあなにいる）　鼈（すつぽん）一説ハ春とも赤蛙故ハ今ハ季ハ出ス　新酒（しんしゅ）○中級　○浩

○濁酒　○醡醪（どぶろく）　○新酒糟　新走（あらはし）池田伊丹の新酒ハ大抵季秋初冬の間

ハ江戸ハ名とのちゆく入洛

この月夜やうやく長く長月とつゞまり　長月（ながつき）ハ夜長月

とつゞまり略く長月とつゞまり

無射律（むえきりつ）　寒露節（かんろせつ）秋分の後十五日　斗牛ハ寒露

霜降（しもふり）中　空霧の後十五日斗牛ハ

霜降中　霜降ハ霜降

季子秋（きしのあき）月令　杪秋（びょうしゅう）月令廣義　匂會　梢の秋（こずえのあき）和俗

玄月（げんげつ）　素秋（そしう）九月ハ涼氏秋の異名　紅樹（こうじゅ）通俗志

紅葉ハ紅樹月の錦ちゝん　轉退之詩ハ春風紅

樹嘗眠処とあれハ紅樹とそうゝ九月の異名ハ

晩秋（ばんしう）　紅葉月（こうようづき）月令　寢覺月（ねざめづき）月令

小田苅月（おだかりづき）仲　木落月（このおちづき）上　菊月（きくづき）菊秋

和俗野新　色どる月　木の葉ハ色ハ木落月の秋とつゞ

御燈 三言 春月まゐる　灯をもしるす

公事根源 **不堪田** 不堪佃田の由　文書九月七日　江家 これハ法園の田地損亡する所ハ貢納をしてまゐらせつきて稲稅を三分二ほど免ずるの文あり細しくハ法園寺坪付帳をもれば大臣蔵ものを定めやく法ものを行ひ

公事根源 **桂の宮相撲** 分　六條の北西院の西九月八日桂宮相撲　拾芥抄 天暦の御時震且ふり侍りしに侍を長芳とたんひらる元医師さなんさだまる桂の宮ハ帝の大きなる桂の木のもとにけまバ桂の宮ハ人いひまゐ長芳ハ

桂心まゐるといふり　今昔物語 桂宮町

云云 **雍州府志** 神社井堂ハ洋ものを

泉涌寺舎利会 八日　洛の泉涌寺舎利殿ハ毎年九月八日舎利会を行ふ音樂あり俳師法海家の白蓮寺より受持の伝灯

重陽 重九 **重陽の宴** 九月九日　年中行事

行れハ菊花の宴行ふこれを重陽の宴とも九月九日八月と日と九陽の数ふるゆゑ重陽とハいふ昔八天子南殿ハ出御なりて帝令行ふ遠近御子をもとりてもの給ハ詩を作り文作り文章ハ作をく詩ぞ〻る十月の旬のこゝろぞ氷魚のふ例なり又群臣ハ菊花をもちて大臣ハ

公事根源 **菊酒** 今梅ぞ〻るに　類聚國史七十五巻之桓武天皇の御製を飛ぶ

云延暦十六年十月曲宴酒酣皇帝歌曰巳乃呂乃志具礼乃阿米ホ菊乃波奈知利曽之奴倍岐阿多良蘇乃香乎ハれをりしかりハ

又此時院〻十月ハ菊の宴行ふこと〻ろ〻ハ菊のおりきものみとうるハ長〻ハ万年の菊のおりにもなり〻林逸老仁の御代のごとく唐山より菊ちらうたるおりにぞ和朝をいとで音のまゝに

となるまゐりしいとのぶるぐい和朝をいとで音のまゝに

加波良毛本ヨリ可波良毛ヨリ波ヲ略シテ良ト云ヒ

菊花の宴　俗語ニ周の穆王夫婦

山ノ上ニ法華の秘文を寫そうし夫ヲ童に仙人

蓬壺八百余歳をなり魏の文帝

の時名を彭祖と更ヲ文帝に此例を授けもつて文

帝ヲの術を受ク壽七十歳今八十餘の齢也

とあの玩弄球の基ヲ列仙傳ニ彭祖ハ高

顙項の玄孫也ハ錢名ハ鏗周ニ至リ八百歳ヲ長老

ヲ穆王ニ仕ヘ大夫ヲ賜ヒ赤ヲ稱シ子孫ハ後

遂ニ流沙の西ニ住彭祖の作ル所也遂ニ長生ヲ以て

所余ヲ求ル人元野史中ノ説ニ菊花宴ハ秦漢

以来既ニ始リ西京雜記卷の三ニ戚夫人の侍兒賈佩

蘭後宮ニ住居の人任傷ヲ妻ニ入リ宮内ニ行ヒ問ノ事

ヲ説ク云ク九月九日茱萸を佩ヒ遊餌を食ヒ菊花

酒を飲ムヲ長ク生ル寿ヲ也ト菊花飾ル時花

萸を兼ル摘リ黍米ヲ雜ヘ糕ヲ九月九日

ヲ至リ始ク爲ル糕ヲ是ヲ食ヒ菊花酒ヲ

菊花酒　魏ノ時ニ始ル也如ク

南の桓氏費長房ヲ隨ヒ仙ヲ長房ヲ謂ク

云ク九月九日必ク家ヲ災厄あり家人ヲ令ク絳ヲ袋

ヲ作リ茱萸を盛リ肘ニ繫ヒ山ニ登ル

菊花酒を飲ハヒの綱清ヲ出ヒ山ニ登ル

しく登リ山ニ登ル夕ヲ方ニ遅レハ雜ル

皆暴死ヲ長房ヲ云ク代ヲ今の人九日ヲ初ル

ク菊花酒を飲ムヒ長房ヲ云ヒ

茱萸袋　風土記續齊諧記　西京雜記の説ヲ

あり

注ヲ

ちきりの餐　風土記續齊諧記　九月　九日望鄉臺ニ　唐詩　九日小袖

九月紅月より八月ヲ初ル者ヲ

ヲ九日より良紙ヲ綿入ル袖

旋身周ヲ四ヲ仕時酒を飲ハ癌と稱ヲ今日

ヲ酒ヲ飲ム用ヲ世俗問ヲ言ヲ我セ

て後光明峯寺

殿下の拾ヲ遺ヲ

菊襲　九月後敬ヲ東都歳時記　清嚴正

温酒　九月九日八字編の

徹記　九月帝ヲ宮より二ツ樂所湯敬紀　地下ハ良紙

今日縹纏色の小袖を用ヒ九日小袖と云

菊花綿

九月夜ふかく御殿の南階に多く菊花を植その菊ふ
赤白黄の綿を丸めて菊花を作りて枝に付るを
今日蓋を菊花にかゝり給ふ事ども也
九月九日菊ふ綿若さるゝと物の汚りうつれり
ゆへ是作〳〵に菊を取のあるうに宮中を防
ぐんとの為とぞ見
作り　世諺問答

菊の節供　栗の句

本邦の俗九月九日親朋友迄ふれ祝ふ栗を
炊〳〵菊花酒を飲ぬ也ふ菊の節句ともまた
栗の花白ともいひ

後の雛

雛祭三月三日九月九日
なりむ〳〵定れる所
平陽も雛祭ふ事源氏
物語にもつゝまし雛びあそびとゝ
桂の源を祭ふ事の代り作る神
業とゝん日本記崇神天皇七年の春二月大物
主の神に業ふ〳〵切処の長を四方ふ
けしの火焚の命動命を奉り和珥坂ふ

の吾田媛と織〳〵織反を造りを吉を
聲〳〵比賣那素寐
寐ハ雛祭のとゝ
むゝと色づるとハ
帝王廿八年天照大神伊勢國百紀度命の五十鈴河
上り給ふ御結座の時乙若子命菊〳〵偏美を作り
倭姫の命ふ御後解をなさるひしとなりの菊
美わふき人形人〳〵後の時の分ふ
罪引出なりなる悪き神の事為をふの菊美ふ後ひ
有〳〵なる海流〳〵
く乗けくるのはぎきの時
この天児を撫ぬと為つけたるふ小児の分ふ撫ひ
ともなる流病の災難を祭ひ除〳〵る神〳〵
今ハ秋の雛ふ〳〵
風あるゝ敬秋の雛ふを世〳〵
ふ

海亡腸廻

支野人の孫一郎海螺の空殼を

用ひ[illegible]の[illegible]を[illegible]き[illegible]尾の尖りを[illegible]四[illegible]
糸繩を巻き[illegible]これを[illegible]盆の中に[illegible]三三
の螺を以勝負をなす也[illegible]撃出[illegible]の[illegible]
[illegible]その先に入[illegible]を伊加と云[illegible]
乃[illegible]と云[illegible]撃合[illegible]同く知[illegible]
張[illegible]伊加を勝[illegible]九熊野より知る所螺
[illegible]く賢く　和三　この月九日小児小石を以て螺
の殼を穿[illegible]を鎖[illegible]青の肉へ入[illegible]或は剣滾
飴を[illegible]の力を助け各話を
以[illegible]場を[illegible]ひ[illegible]く[illegible]中に投入[illegible]
運[illegible]の力[illegible]弱き[illegible]の
を盆外に知[illegible]勝負をはかる[illegible]
を海鹿擊と云席の右端

醍醐祭

九日　山城国伏見を巻くこれを盆と云

小野の南法雲山醍醐寺にあり九月九日醍醐天
神祭能あり又[illegible]日[illegible]
[illegible]能三番あり[illegible]
裏三基半一長尾天神半二清滝桂川半三勝

間の神の上三社当寺鎮起[illegible]
[illegible]龍王の半一[illegible]長尾天神は延喜帝[illegible]
[illegible]
神は神社記[illegible]
[illegible]三日[illegible]
[illegible]山上山下[illegible]
[illegible]尾天神を[illegible]
本居神と崇む

御香の宮祭

九日　山城国伏見京町の東

こゝより[illegible]神功皇后　神社叢　古老云[illegible]
年紀不明[illegible]昔より[illegible]
[illegible]の日東の[illegible]
[illegible]
[illegible]
一書に[illegible]
を[illegible]十日神[illegible]能あり[illegible]
[illegible]神[illegible]
一基造り山二基遠物[illegible]
載る所の御[illegible]の神社[illegible]
[illegible]一書に貞観二年勅[illegible]

競馬祭

九月　鞍馬寺由岐ノ社天慶年中勅信也　諸神記　鼓の
神社山城国愛宕郡鞍馬山にあり　愛宕の神一座大
己貴命　神社啓蒙　この社八天平不縁の時或世上事の
の所鼓をこの神に奉る故に由岐と号す　蓋大石貫
山に彦名尊に療病を祈り　天下を治るの神なり
つく　五條天神及當社に鼓をうつる　造法うち或は祭
う神　進雄なるとも　例祭九月九日八日の夜
氏子男女供物を捧ぐ　鼓も當日神輿未発

貴船祭

九日　山城国愛宕郡鞍馬の北一里許にあり　峯高
霊の神毛水徳の神なり　別當神宮寺の持社なり
神代の巻に伊弉諾の尊訶遇突智を斬給ふ
その一陵を霊と子〇貴布祢の社は船玉命と高
霊龍　北三社注式　九月九日児喉逆疫　死亡すること多し
仍て相者を以てトせしむ　貴船の神の宗なる故
とこふ　弘仁二年百八代後奈良天皇　秋九月九日疫を退しむ
今貴船の神事と称して洛中を振る　其毛の遠志
改暦雑事記　小より小来　毎年九月九日小児お集りて
小神輿を造り貴船の神と称して市中を振ること

禁小便　いくたま

生玉祭

九日　摂州東生郡　天王寺北にあり
寺中に敬寺の傍らに天王寺院をつめ神地に依
内に接して神子の石潔を要し　彼信を罰も信恐れて
神殿を本に旅庭の側に迁　みくくに遥常も其後信
長の兵火に係り敬社庁炬と称す　後に神金を別和に迁
を考に中　秀吉城郭を築の日今の地に迁　社家注進記例
ふ九月九日神輿一基を行流鏑馬あり　社内に十坊あり
門前を
別當とも

後日蔦

九月十日或は十日　禁裏祈菊の
宴あり　〇京師の士女十日乗舟
して小字陽を
月令廣義　歳時記

四宮祭

十日　近江国瀬多駅大津
の駅にあり　氣比
四座大比叡大巴貴　小比叡国常立尊　氣比仲哀天皇　小禅師火之伽具土尊
に拝まるる当社八日寺の神殿に故に四座を以この地に迁
す里民云この神法座の日官幣使四位某　公に故に
四座を以四位の宮と号すと　法りに四神殿各の四座
に四位と号する　社説に云ふ　神主座大比叡小比叡
氣比小禅師　塩土の老翁　小禅師を以本社とす

故ふ正宮とふ例祭九月十日大津浦中れ大名ゑ神輿
二基引出土遂物造り花木を出て後ゑ入く相撲を

下鳥羽祭 十日　山城國宇治郡下鳥羽ふあり紀伊
神社正至田中丞と号も例ふふ

九月十日下鳥羽及ゑ樓大路の士人全居神とも神輿二基
あり名勝志ゑ云ふ神社八法住るの異二町ぐらり
木林の中ふなり

例幣 九月　九月新月ゑ土月ふ至て伊勢
例幣の諸宮ゑ門前ゑ引連をらき
門ふふ標本を建く信尼及ゑ狂言能の車門内ゑ入ぐらり
ぶらぶ宮ゑ記をこれを前例とふ十日の羽幣使発足
ゑ○例幣とハ伊勢大神宮へ御幣をもらふ毎年の
事ゑれハ例幣とふ　公事根源　續日本紀孝德天皇天年中始
めて伊勢大神宮へ幣帛使を遣せる始て云今ゑ以後
中臣朝臣をきして他姓の人を用ゐることを始れと伝く
太中臣夜浪をねふもとくこれを
学ぶ吉田最上所を神祇官代ゑ

御雛の祓 文永八年九月
十二日日蓮上人相州龍の口ふ於て尼經あり白刃の下僧ふ
一命ハ全ふ今日宗門の信徒食を絶く信ふ供もあれと

御祓の

住吉相撲會 九月十二日住吉の相撲
會　拾遺抄　神輿玉出
海頭宮ゑ渡御供ゑ供あり神を勅使代ゑ宣
命を授ふ吉撲十二番童相撲三番あり續
皇禮の上ふ住連を結ひ各ゑ毛今日ハ
神事ゑ　社家記　一説ゑ云ふ八幡ゑ美名ゑ外を遠り
く新穀の稲をもらけゑ農家用ゑ外と
ゑの者ゑ知ぬ者ゑ賣ゑ者を多く待ゑの市人群集せ
る故宝の市ゑ云ふや只當社の新賞含ゑ云ふ
今ハ神輿を別殿ふ入て文殿新嘗ゑ神服
ゑ吉撲会ゑ

宝の市 九月十三日宝の市ゑ神練
中ゑ入り沙法ゑ云ふ　棋陽群談　住吉ゑ
社地ゑ市姫の社あり常ゑの遠祖田援の崇祭ゑ
ゑ云ふ神市ゑ入り入ふ
國の市ゑ姫ゑ入ふ外を言ふ故ゑ神の市ゑ云ふ
を今ゑ宮を取沙ゑ市ゑ云ふ言ゑを神四ふ
ゑ分別ゑ云ふ

白川祭 十三日　天満天神の名ゑ
月ゑ云ふ　ゑ後　ゑ後白川の

里東山の上にあり 松社山 春日。八幡 山城名勝志
神輿一基 [illegible] 社 [illegible] 神 天満宮
彦名命 松社 [illegible] 同一 天満宮法皇八延喜八年
二月十二日 [illegible] 所八本 社 鳥栖の [illegible] 二所 [illegible] 西
[illegible] 倒系九月十三日

十三夜

後の月　二夜の月
豆名月　栗名月

五人 [illegible] 居神 [illegible]
十五代 [illegible] 徳院 保延元年九月十三日今宵雲深
く月明 [illegible] 毛むし [illegible] 寛平法皇明月 [illegible]
[illegible] 俗 [illegible] 我朝九月十三夜を以て月の夜と也 石中記
今夜の月を [illegible] 名 [illegible] 詩 [illegible] 載 [illegible] 忠通公
の詩。 [illegible] 蓑 [illegible] 作の如き [illegible]
[illegible] 九月十五日月を [illegible] 五の [illegible]
を以て [illegible] 或 [illegible] 妻 [illegible] 宿の
[illegible] 又 [illegible] 延仁寺三益和尚十
三夜の詩の序に延寺の [illegible] 紀 [illegible]
ひの月八 [illegible] 明の十三夜 [illegible]
鄭 [illegible] 谷何大 [illegible] 本朝の俗九月十三日を [illegible]
と [illegible] 月 [illegible] 物 [illegible] 或 [illegible]

餌を制 [illegible] 菽豆を [illegible] 又俗間今宵必芋 [illegible] 芋子外皮を除 [illegible]
これを [illegible] この芋を [illegible] 夜つきとの [illegible] 後の月八月
十五夜をあと九月十三夜 [illegible] 後と [illegible] 称二夜
の月八中秋 [illegible] 秋西後月を [illegible] 故 [illegible] 忠道
公十三夜の月を [illegible] 詩。 [illegible] 寂々月相臨 [illegible]
[illegible] 秋望 [illegible] 禁 [illegible] 室昔蹤 [illegible] 誌 [illegible] 旧徑蹤
尋十三夜影勝於古数百年光不若今 独 [illegible] 前
軒 [illegible] 首見清明 [illegible] 価千金 菅家九月十五夜の
詩一首。 [illegible] 顔色白霜頭況 [illegible] 千餘里外 [illegible]
昔被 [illegible] 華替 [illegible] 今為 [illegible] 謫州 [illegible] 月光似
鏡無明罪風氣 [illegible] 不断愁 [illegible] 見 [illegible] 間皆 [illegible]
此秋独作我身秋 一 [illegible] 謫居就 [illegible] 荊 [illegible] 萬死 [illegible]
蹈躇情都 [illegible] 楼 [illegible] 看 [illegible] 色観音寺只聴鐘声中
懐好 [illegible] 孤雲去外物相 [illegible] 満月迎此地雖身無 [illegible]
何益寸歩出門行 鄭必谷何大復詩 [illegible] 略
天王寺一衆會 [illegible] 拗列大坂四天王寺一衆会八
九月十四日成八十六日六時堂

て故くこれを倣ひ此堂傳教大師草創し且本尊
藥師日光月光の三尊大師を造りと云り九月十五日
未刻允僧三綱堂司。樂人。沙汰人。當番仕公人。出仕を先
時刻を三綱及一和尚に告く出仕の撞一番二番を撞
法役人太子堂へ出仕太子の像を風輦にうつしたてまつる
式二月十五日の如し廻廊のトより六時堂へ渡御あり法
華懺法。振鉢。阿弥陀經。供佛。方歳樂。
延喜朱陵王經多利悉人經を西刻還御寺說

山石倉祭

十五日八所明神の社八洛北長谷村の西山石倉にあり王城
の四隅に岩倉を置て是を一に拾蘇抄に大
雲寺岩倉觀音を長親卿記に文明三年三月
廿九日岩倉長谷の觀音に詣る十一面田蝕院の御殿野
中納言文範卿草創〇鎮守岩倉大明神所謂八所
とは八幡　加茂　松尾　山王　住吉　春日　新羅　又太
神宮　貴船　稲荷　平尾を也く以上十二社これを
十二所明神と称也大雲寺の祖ちうく五人本居
神とも例祭九月十五日神輿拔行也神主八村中の
氏子交りくこれを勤む大雲寺元徒西人代りて

人法師二人供を夜宮に大炬火二ツ点ぜ法師
が人書ひて祭礼九月十五日〇後に岩倉の尾くきを
とり奉に八ツく神供を奉る一村の内彩婦を云
くく贈礼の膳を奉りめ神供の忌を既に載神
前よりまくまゆむ一村の老若ちひさき枝本を持彩
婦礼尾をうつ新切くれば走るを云まうとく
井をうく故に尾
さきと云

雜談

小倉祭

十五日　豊前國到津の村八企
教郡今村の庄到津村
ふ所ひろ言神甲八無神天皇左八神功皇后右八玉依
姫尊草創年月詳ならず後白河院文治四年宇佐八幡
をこの地に勧請ての神殿を名く四時の祭礼に俗
今ようう宇佐大祝の子孫世く祝史となる其後法末
孫河内と云人到津の城に居て祝史を天正
の末九国乱起く神社灰燼となり祝史の家族も
四方に流離くく到る所を去りむこうに新く里民
一ちに叢祠を立て僅古法を存也文七年中細川
氏宇佐の社を造営ふ到津の社をも宝暦庚辰
年小笠原氏更に祠壇謁飯を建く年のとを至

明応九年九月十日晦後神輿を仮殿迄まち流鏑馬を
夜中八講を修し幸鞍を奏て神湯の祝ひり當日
十二日國主出張をもつて幣を奉し又海陸馬場晦後
本社の四遠所一所ゝ大倉祭或ハ巨掠之儀ゝ山城出雲治
の逆隊ゝ例年九月十六日とゝ云ゝ
山の井ゝの外代参代参ゝの次第と注ゝ遠

国分祭

十五日ゝ
或十六日　東去年九月十六日洛東忌籠ゝ名勝ゝ云

九月十六日祭礼○東山国分正一位東大寺神輿
一基洛七年ゝ内ゝ内一年の降雨ゝ堀を切ゝ
連雨ゝ一疋を遠ゝ移ゝ之を捨ゝ大寺の傍ゝ
感神院の二宇を彫刻疑ハ是感神院の降ゝ当
社ゝ所ハ者ゝ僧院の象ゝ之故あり吉田の梁ゝ
然ゝ同神の社又号ゝ国分ゝ故ゝ吉田を以ゝ
大寺ゝ代洛ハ村氏ゝ敬ゝ神宮ゝ称ゝ上進刻府志ゝ

一宮祭

十五日　河国夫神郡北牧方村中ゝ鎮ゝ神
年號天王八王ゝ北野天神摂社事祝
天王四天王服之寄姫大明神流系大明神祭礼年
歴詳ゝ之例年九月十六日今十六日神輿出ゝ神示

神湯示あり氏子八人坂村小倉村柘植村田口村甲斐田
村中宮村禁野村濃村是社伝神宮寺及社家畠田
氏記ゝ之又一説ゝ一宮平閑大明神ハ河内国河内郡
ゝ鎮ゝ神天児屋根命姫大神香取神鹿嶋
神若宮紅末社十八社神武天皇の御宇祭礼例祭
九月八日九日社勢水足大炊下祝宜神子五六重皆農
民ゝ之ゝ是を
業勢ゝ云

神田祭

十五日　神社江戸湯殿ゝ有
年ゝ一の神二尺大
是貞ゝ尊平将門の討ゝ将門の社ハ本殿を去て百歩
ゝ神社修業大宮貞ゝ八人王ハ十六代聖武天王天平二
年法度ゝ将門の霊ハ六十一代朱雀帝天慶三年ゝ
年二月十四日将門滅亡ゝ其の後悪霊ゝ祟ゝ依
ゝ延久の比一遍上人三世刻教坊ゝ門の霊を以神田の
神社ゝ食ゝ奉ゝ者社ゝ為ゝ祭ゝ今の神田場の起ゝ
此所ゝ云ゝ
ゝらく此所ゝ留めて東帯有祭礼九月十日稲町山王
蘭年ゝ神輿二基ゝ山三十六年通屋基ゝ太神宮ゝ
ゝ僧ゝ之ゝ祭ゝ練ゝ行ゝ光天ゝ比ゝ山ゝ形状を模ゝ

二間余の兎神の沈を造り臺の上に荷ふ
引山の外今の神事ふ飾るの町内神田　外神田　大伝馬町
濱町通日本橋通り　同後松合三十六町之神幸の町く
八夜宮より格捕を接へ稚子の挑灯を安して系張へ
て神輿渡所の町八本社より須賀町通り飯田町より
田安門内へ　上賢所お考と雖橋敷多屋橋より
日本橋十軒店通り筋遠御門をとく本社（墨河之
大紙ふ武山王ふよ拓ひ神ふ紙あり今今
神主之濱大隅ち社家ふ人巫女ホあり○當社男坂
の上眺ちの池之道世ほるの人八京を移と仮祖
當社八景八。金城初暁。神祠茂林。士峯晴雪。
箱根白雲。野外晩煙。橋下淺水。遠寺疎鐘。
前池宿鷺。亦社門より濱町の井戸とふあり或ハ飛町
（此ハ或人の云傷考本ハのあるべし）麹を
造る家多し（此ハ近年ハ造ることもなしとなり）江戸の俗諺ふ
て長い浮ぶ沈ぶ紀を麹町の井戸とふ是深くして
揺ふ沈ぶ紀を謂ふ或ハ當社の近隣板浦雲列
の濱等中ふ井ありこれを小路町の井戸とふ
いづれも是ちゆ今八井の蓋ふ濱ふ水も

（九）

牛御前祭　十音　武藏国葛飾郡牛御前
下総の国ふ属ふ隅田堤の下
ふ河ふ清和天皇貞觀二庚辰年慈覺大師の勧請
ふ法社略記ふ云ふ所の神牛頭天王　島ふ祭
礼九月十八日　起戸矢満宮ふ陽年
當社八本所の拵給守なり

築土祭　十音
江戸本西御門外ふ當社むり八本西御門の内
ふ河ふ故ふ一名田安大明神と号ふ別當若
王山成就院の後ふ移ふ永平の頃門の昇ふ田道
灌將門の昇を移ふ田安明神と号ふ天和二
年今の濱久戸ふ八幡の社地ふ移ふ
濱久戸の神と号ふ祭礼
後ふ立て社と並びふ當所の人八八幡を以て
神ふ田安道辺の田町本西船河原の人八築ふ
本居神ふ号ふ四きて
十五日迄年神ふ年ふ當日神供十二座の御膳
ホ　**芝神明祭**　十月十五日迄　神社江戸日比谷御門
き　別當金

剛院神主西東氏社務と云當社創建神護寛
八人自至六十六代一條帝寛弘二年九月十六日行幸
あ宮を勅請を後を剛院建久四年源頼朝
ハ下野宗那須野狩向の射狩の帰りそ宮を
創を納め一千三百餘貫を寄附せ〻こ百代士
衛門院明應三年伊勢新九郎氏茂小田原の城
主大衆宮殿を亡一関東に威を振ふの創當社
の神願を祭るとなれり神殿大破ありを
親町天皇天正年中宮殿神願御寄附を賞へ
永十一年修造を賀ふ當社の四絶八幡宮のみ
隣くなり故に旅金神ふく宮殿九月十日
同廿一日と神事八月所作とく秋風多くこを
ちく世俗神明のめされ祭礼の間社頭に歌
く生姜市なり本朝醫方作に云薑八去穢土通
神明土信あり故に諸人生姜を賣買の
欲この外接剣美る麦の花を畫内に飾を御
てこれをもちひとる事諸の人必生姜とこのちげを買人
く後る又當社の氏子諸の人必生姜とこのちげを買人
自家これを食

勧学會

十五日　三月小同

勧学院の
の大学の南に建れ〻南曹とやけ冬嗣大
臣遠き慮あり けるや子孫親族の学問をもく
られんため勧学院を建立云事根源

太秦の牛祭

十五日　山城国太秦廣
隆寺常盤村の南山にあり九月十五日上宮王院の
庭に殘る牛祭を修せ行ふ仏菩薩大師の日
順風を広多羅神に祈る故山の後の神を敬山
陛下に勅請せ赤山大秦も又この社にあり故に今夜
寺中の神事も広多羅神を祭るなり又寺中の
去紙衣を忌牛に祭て上宮王院の前に六寺僧
誦せ忌妻〻懺悔の紙〻〻
をもとむ去れどもものと戦慄に迫さを以迫世行
をしくこれを修せむ法云早りく門前に角力を
寺説にこの云大念仏寺と称せ十一日の晩開闢十
三日の暁に至く
結願云下略

山口祭

中巳午日　周防国吉敷郡仁
保の神社九月中

巳午の日祭礼を行ふ人これを山祭と云ふ山口の古名八
仁賀の庄故に仁賀の神社と号す名ある神住吉三神を
以本社とし合せ祭る神二神味粗高彦命下照姫命
各一社以上五殿三社也べく仁賀の神社と号し又織機
大明神とも云ふと稲宮とも稲荷衣食のことを主のみ
神なりとなり式号あり祭礼のことも織機の神事あり
是次の日神幸神輿三座本社の西神幸の地に出し
ちまち添満馬あり背国主よりこれを執行せらる
有司代アとく国主の祭礼あり又六月御田の祭あり
鎮守の年月詳なるべき人王十一代垂仁天皇の御
宮勅幣を奉らるべ
の祭の伝記矣散也

度會新宮會

（外宮十六日　内宮十七日）内裏より初稲を伊勢大宮（ちうせ
ゆ）へ御即位の後
日本国中の神人御饌をたてまつるべきをいハ
度會とハ両宮度會郡ふ座所也也の
名なり又伊勢を竹の都ともいひ新米をまるる
友ゆ早稲米の御祭ら（神祭と云ふ）

これより始り今の人初穂と書ハ
誤り也ゆゑ
拾別豊浦郡池田村民家の山ふあり綾羽大明
神と号也拾陽雑記ふ云ふ宍織呉服の社その間
ろ〻ろ十町斗云〻○意神天皇十七年春二月
百濟王縫女二人を貢真毛津と号今来目の
衣縫の始祖〻（日本紀）同三十七年春二月戊午朔阿知
の使主都加の使主を呉へつかハし縫女を求むし

宍織縫　十七日　十八日

阿知の使主本高麗国王乃至呉へ通
道を知るもれをも兼ふる百濟王乃久礼波
久礼志二人を副へ導者とせこれ呉へ通
ずるを以て呉の王工女兄媛弟媛呉織宍
織を呉へ同四十一年春二月甲午朔阿知の使主ふ
呉より帰ず紫ゆ帰の時四月戊戌大神工女を人ゆふ
兄媛を以四月戊戌大神工女をもて人ゆふ
使君の祖〻既ゆくその二女を率て拾陽国ゆ帰る
武庫ふ着て天皇崩ずやく及びそれを大
鷦鷯の尊位に就くこの女人ふの後今呉の衣縫歌

屋の衣縫姫と云　同書　仁徳天皇七十六年戊子九月廿七日より縫姫二人も来りて織これをいとひ始り縫殿寮の神となる毎年九月十七日十八日を定織呉織両社の祭礼と和衣荒布の神供を備てこれを神衣祭と称す

呉服祭　七月　拾列豊崎郡池田村の里の中ふる呉服大明神と号す例祭九月十八日　日本紀の説天孫社の縁六月廿日夜神天皇春三月縫姫を呉に求といつり

城南寺祭　廿日　山城国乙訓の社に詣り祭る神一度も羽香王神落業

社説に云る所二十二社の内七社に伊勢石清水住尾稲荷賀茂上下平野春日以上城南神と号す例祭九月廿日　神輿二基ありこの地人皇七十四代の羽上皇の離宮ありて王城の南くらゆゑに城南の離宮と云

八幡花の祭　廿日　山城国八幡山の社に九月廿日花の祭を行ひ先六月より撰て始て花基を造りこれを地盤剥と云我俗板を割を片といひ又剥と云板を剥て臺を造るの後に花の祭と社の分子幾を利り元俗の剥と加る

の祭礼社に行を仮食に粽幾を作り草花を制し臺を神輿の廻廊に飾り酒宴の興を催す故に三度の祭礼

渡女利女祭　廿日　洛陽の辻の北堂町の西に有る社　礼貴七月九月中旬に雅列府志に慈昌寺社慈昌八渡莉女の祭り元義女の祭り

廿日に雅列府志に慈昌寺社慈昌八渡莉女の祭り元義女の祭り

京洛拾遺　牛頭天王沙婆羅雅悉壇の三女と取芳うの三女と

婆利女　**薑女**　**嵐内傳**　婆羅雅嵐の三女婆竭羅婆利王の才三女なりしかば云れ婆利女を天王と云も又故なきにあらずや

大国主吉之　この社を東山依女牛の八幡宮の傍に云れも基崇をちかふりてこれを海東遠江寺門第三えの所に安置せり

猿麦祭　廿日　洛東遠江寺門第三ほり今九月廿日云を来

[illegible]寺[illegible]千光国師栄西以来の日記中暴風
の経[illegible]波濤に隨て[illegible]波[illegible]
[illegible]西[illegible]
[illegible]を[illegible]今の美
の宮[illegible]西[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

(一)或[illegible]栄西入宋して臨済の日茶の[illegible]
[illegible]国背振山に[illegible]
[illegible]梅の[illegible]
相宜[illegible]故[illegible]

一[illegible]巻懐食鏡

上雑波祭　廿一日　摂津国成弥大坂博労町

[illegible]稲荷倉稲魂神[illegible]二柱園[illegible]鳥[illegible]廿三平
野[illegible]天皇後三条院延久三年勅[illegible]清世俗仁徳天皇[illegible]
[illegible]毎年九月廿一日神事神湯[illegible]氏子
醴を醸[illegible]互[illegible]
大江橋の東上町の内[illegible]是[illegible]
居の跡[illegible]舌の時上雑波[illegible]

淀祭　廿三日

伊勢向の神社八山城国紀伊敦淀の[illegible]
[illegible]の神一度天逆向津姫[illegible]天[illegible]
清水の社家の流[illegible]八幡迁幸の縁[illegible]
[illegible]羽[illegible]社[illegible]
千賀門供の昊天神[illegible]千釈迦師肥前国依[illegible]敦淀
姫の神をこの[illegible]淀姫の[illegible]八幡宗[illegible]の叙
母神功皇后の御妹又淀大[illegible]の社[illegible]廿三日或[illegible]水
[illegible]淀の姫大[illegible]神の[illegible]廿三日と何[illegible]
[illegible]の[illegible]淀の[illegible]
神輿迁幸の時行列[illegible]
[illegible]同じ[illegible]故[illegible]
[illegible]

坐麻呂祭　廿三日　坐麻呂の[illegible]　[illegible]八月也。

[illegible]の御[illegible]
九月廿二日[illegible]相嘗[illegible]八十嶋[illegible]号[illegible]新嘗[illegible]神
[illegible]

木幡祭　廿四日　山城国宇治郡木幡[illegible]

[illegible]の神正哉吾勝速日天忍
[illegible]命[illegible]地神[illegible]二の神[illegible]父八素戔嗚尊[illegible]後[illegible]天
照大神[illegible]御[illegible]この神[illegible]神[illegible]

山陵なくしてその霊を祀らんと本懐の神社と号す　雄列倉志

例祭九月廿四日今音神輿三基内二基田中好雄迄田中の社人

同所地主の神と号る神輿一基　或説云ふ御大明神と本懐の神と

廉谷祭　廿四日　激東　清云

寺村十禅師の号と浪間寺の門ち小の方二十禅師の社

なり同所八所明神の社を神号詳なる人王人なり屋神

とも云ふ九月廿四日今雄列府志に廉谷天皇祭ふ

とも云ふ今祭祀微　九月

逆鼓祭　廿四日　社説云ふ　江列流

ちと絶えて及ばずも

加茂郡琵琶湖の南相坂関の清水大明神八延喜中巳

の白王子蛭丸の往と蛭丸双眼盲なる故の勅して延喜

廿二年壬午春三月公々大夫蛭丸を供奉して相坂山

に左遷す爲に各涙雨を流て留る人白川

の紀列長基経古屋の長女師浦なり云云長女

姉の宣旨く蛭丸をもとひ密相坂山

に来り蛭丸ともに花月を翫賞し給ふの山岳川

陸を偏歴して雲髪裏緑顔倒也国人御名を

逆鼓と号く天文九年丙午九月廿四日蛭丸遷化し給ふ

故日毎年九月廿四日の祭祀今ふ例りて逆鼓祭と云

なり姉宮薨去の後蛭丸と共に一社に合せ祭ふと云

馬琴云ふ説安語なりと云ふべし蛭丸を延喜帝の

皇子と云ふと雖も延喜の皇子

なれども罪なく遠く筆の逆坂山に捨ゆきもあり遠く

盲目なる皇子なりと云ふ

なく遠く　めんや世俗の譲も延喜の聖代にてめでたき

ためしなるを云ふ伝の移ひ世の野人とて

もなきなるべし又蛭丸を盲人と云ふ説も美事に

いふなれども相坂山の名に初まるゆきの人をこそ

ことなれ蛭丸延喜の皇子なりと云ふ八幡

うべし蛭丸八延喜の皇子なりと云ふ相坂山の逆鼓

尾を引張ひくる清雅のまして人をこそ

の女王のまもり給なりと云ふ愚痴なる逆鼓

給なるべし寺門の説に云ふ江列去坂山関の明神二所

十八坂上なり二所坂上にわたると云ふ坂上の社なり

を張りて稚子の旋を設なるべし又云ふ二所共に逆鼓

神を祭り以国所の語なりと云ふ条雅院の御宇蛭丸

の昊を當社と倉と紀り伯く土俵塚九の社、稱せかの社
の東小井あり園の清水と名く清水明神と号せ名れ九
月廿四日上九社往月日之神輿 **天満流鏑馬** 七月廿日
二基三の級先ゝ平ゝ やゝなり
橋乃西成郊天満宮の神小野より同ゝ九月廿
五日流鏑馬なり 社家これを勤むる者の遠ゝ天
満橋より至りて馬 **北山祭** 廿六日 六所の社落小原
を池く的を射之 寺の西南衣笠
の岳の艮平林の中小あり 祭神祥ゝ也 例年九月
廿七日名勝志の級三巻月 北山天神祭九月廿六日 日蓮殿於
ゝ三番曳あり 同月廿七日六所明神猿田彦 管見記
式八ゝ九月廿七日等持院村祭 尾村社 等持院 開山寺 相
隣ゝ級上巻ゝ北山祭と称せ○北山の神社八大北山村より
天長元年八月天地変異ゝ有りゝんと乞て世ゝ北山の神ゝ
祈ゝ 類聚国史 名猪志ゝ云北山八ゝ橋の西小に六町ゝ
あり ゝ橋八小北平野の 洛陽ゝり成麦の方北方にあ
間紙宮川の橋ゝ
らせとゝ云ゝも故ゝり小ゝと称せ野ゝ六村名の村ゝ
下ゝ名吹ゝ事ゝ小ゝ山祭ゝ六月ゝ紀せ諸統遠ゝ天ゝ

津村祭 廿七日 津村御昊の社八拾別西成郡大坂津
村ゝ有り祭ゝ神輿出御ゝ
昊ゝ昔津村の某ゝ武勇を厚ゝ武勇を厚ゝ法国を巡行
ゝく軍術奥旨を極むお授ゝ知りゝく一夕京
政の社ゝ詣ぐ神殿ゝ通夜を時ゝ神渠ゝ武勇
を感下泣ゝく云拾津国移波の勝地ゝ流れ名れ
我待ゝ汝を擁護せん者ゝ云何を以ゝ証とせん曰ゝ
応上神幣ゝ有ゝんば且光ゝ可ゝ
某ゝ作ゝこれを勧ゝ津村ゝ帰ゝ義羽を造
ゝ神幣を納めゝこれを勧ゝ多ゝ御昊の宮号ゝ稱
の沢御昊大明神と称号ゝ有ゝ毎年九月廿九日神輿
神湯の式ゝ有ゝ津村の主人本居神とも 摂陽郡談
鳴滝祭 廿八日 法ゝの社滝西仁和寺ゝ西小鳴滝ゝ
あり 端神記ゝ云 王城の守護三十番
ゝ雄の樹下鳴滝川の辺ゝ祭れ 神右白鹿の八神
西羽院上ゝ有ゝ九町の擁護神ゝ雄別府ゝ三種
ゝの宮八西山鳴滝村ゝ是ゝの遠ゝ池ゝの祭ゝ
仁和寺法宇ゝ也支社ゝ云ゝ本居神ゝ同日

小合せ祭る歟又云時滝福王寺九月二十五日祢興
一基鉾五本御室の御所れ庭ヲ入る云云

福王子祭 廿八日 是も時滝ハ時滝ハ西山ノ石ハ極武帝の孫女ヲ以て更邪尚書仲野親王の女
之光孝帝立て皇后を定給ふ皇后を宇多帝は母ちうこの辺
の池を神として仁和寺の殿ちとを毎年九月廿八日
これを祭る雑談抄に俗ノ云ふ宗像ノ大ぐこれ一年中
の祈祷の祭れの終りふくあれば毛頭ノ時滝
祭廿八日と紀を近来の法師ハ福王子祭と云
載ル是国社の祭を
誤りて再び勿を歟

住吉の神送り 晦日九月晦日

摂州住吉の神妻王出給の仮殿御即ち殿を
彼きこれを住吉の御殿の殿と云祝詞ノ又ハ
祭と称を出雲石とも云ふ所ノ云く祝宜出雲云を
遥拝きこれを神送りと云今日ハ天王寺石の宮
所の殿ノ殿ノ神送りの大阪ノ
の神社もまた神送りの神ノ殿ノ

野の宮の明

山城国葛野郡小倉山の下椿ノ木ノ下ノ神ノ
斎宮ノ御所ノ先ノ形ノ柳ノ下ノ伊勢ノ
勅諚をこの所ノ宮ノ伊勢ノ神宮を
斎宮の親王定ノ事ノ故ノ野の宮と称を○凡
ノ初斎院ノ後鳥羽ノ建久ノ則ノ入ノ時ノ年七月ノ
此の院ノ斎を内ノ外の浄野を卜ノ野宮を
遷ノ八月吉日を卜定ノ河ノ臨ノ後裔ノ即ち
野宮ノ入 神祇式 野の宮の別れ六斎宮ノ
ものノ云ノ二年めの九月伊勢ノ斎宮ノ
ノ先ノ二年ノ内ノ天王ノ御ノ
斎宮の御所ノ
ノ伊勢ノ斎宮ノ後ノ
とノ云ノ
崇神天皇六年天照御神を豊鍬入姫の命に
ノ大和の笠縫の邑ノ祭ノ
廿五年二月天照大神を豊鍬入姫の命ノ託
姫の命ノ託ノ
百野皇女を

三代此の如くなるゆゑに代〻皇女を伊勢の大神に奉
るやつのさせりふく天皇昂位の〻ち内紀王の内處
女を天下〻太神宮の御給仕と定めの今これを卜定こ
れ内親王なきと云ふ所の姫宮を卜定せらる例
ありそれそも定めく二年めの八月より聖年の九
月まで野の宮に居たこの間三度の神〻三度の
穢

桂河の御禊　桂川は山城国葛野郡にあり
大堰川のまく河の西に桂の里
あり故に渡南に西うと今桂川と移せる著
野川とて上を羽小枝川の南に西うと渡川と
今も九齋宮の群行は九月十七日に亦日桂川に
於て穢禊を修するのふこれを桂川の御禊とも
云ふ

伊勢御遷宮　凡大社造り始毎に薄の式
なりく時日を定める勅使
なり伊勢大神宮春日の社は二年を隔てるときこれ
必遷宮あり遷宮の時納る所の神宝行事官使進
さたまの月伊勢系宮の人々京師を出て十六日
の御参宮奉る事に御遷宮まあるんとも九系宮の人

先つ垂迹の国所の像に誘くこの秘履を載せ
奉り国所に赴く神宮を信ず所く木履と宰
相殿を撰ぶく系譜をもて繋ぐ所の秘の
ものの福に物に次年毎を祭る○大一年毎に
遷宮行ふ中ゆ十年めに一度ときに本殿の
こあり三年ふく遷殿成るく又三年に本殿の
こなりの物は本書山に紀列大抜ふ
○月宮御殿屋は聖仁天皇三十五年三月に外宮
は雄略宮紀元の後巨八十宮年
を孫く雄略帝の時に落成
の井ふ天撰九月の節に出撰
ふ年に七八月の間をもて今回ふ
ふ年に七八月の間をもて今回ふ

撰　年中行事　時令諸山

爵人大水為蛤　月令

獺魚を祭る　月令

鯉魚風　九月の風に吹く鯉魚風起
水江陵道鯉魚風起　芙蓉老

いちをき風　九月の風に新言今集に
月大尾に初九月八日に吹くこと

風もかうかう身にいる

秋のあくるひに　菊　月今は日ごろ菊に美花は

え花なる色を以名付けもしく極菊黄花と

以ては赤その搖落の候ふ菊ゆく極遠の正きこと

こう紅なる世人奇とおもふ毎ゆく毎ゆくの正

こもの白きに紫なる者を以貴ことは菊ごと三

くふ幻春常に見をる今　五雜組　菊本鞠に似菊

八重朝ゝ　壁間埠雅　四吉山子花に云菊華竹反本草注

云云云　和名加波良乎毛木一に云可波良乎

波岐後に云本音之重日精草く　和名鈔

百夜草　藏玉　曰生見草　古今集　藏玉抄

たつた草　義玉　たつた草　藏玉　金菊　藏玉

抄　霜見草　藏玉　菊の淵　同　玄綿

千代見草　齢草　ちとせの草

○山海草　乙女草　ほとゝぎす　弁花

花の色　ほとゝぎす　花の中

百菊　捏々菊　金菊　碎楊菊

大白　金目貫　大般若　翁草

女花　隱君子　鞠花　義玉　秋無草　義玉

秋の花　菊をいふ中に秋の花の中にもとゝぎす　岸法師

秋ゝの花　菊の異名秋をもとゝぎす　岸法師　八重草

秋ゝの花　菊の異名秋をもとゝぎす　岸法師　牧草

義玉　蘇我菊　奥武蔵　承和帝の時分物の花の中に

菊の中に菊と美なるを賞しゆひ　ひろ

兼和菊と美なるを以て或は一本菊と云

ゆう宗祇ひとそびひとえんゆうとはいふ

人をもて花の名花の名をもて人をもて

向ひ合ひ一統に背向と書しそう八重山吹

をぐひとゝ松御遠と云ゝ　拾遺集雜

人参ぶ色　加の三色ゝ此色ゝ
きえゝとれ色のてらさ
小菊　いろのてらさハ

氣和の色　藻汐草の
色のきりとれきをとり　二番ゝ

菊をもてゝ雪せくるハ陶淵明ハ始り武朝ゝ
ゝて氣和帝　仁明天皇
ゆゑゝ氣和色とゝ
多くれを只黄ゝるを用ハられゝ大菊ゝ
ゝて氣和色ともゝ　藻

落の統此のゝとゝ類聚国史ハ桓武帝の
菊の御歌を載られゝ氣和帝とゝ菊とゝ
色くゝ黄ゝ

菊を玩びゆひ　ゝ後
の寄ゝ多くゝ菊を

殘る菊　九日
後の菊を

ゝ菊の宴　月
日宮本根源ゝ宴

紅葉　紅葉ちる

ゝちゝゝ
とゝ一枝ゝ又ゝ

馬琴云紅葉ゝちゝ
ゝハ茶褐色ハ黄墨色ん
ゝぶきたゝ
色ゝゝ

赤足羅云ゝ山の
ゝ

ゝ又陸佃埤雅
ゝ樹ゝの
ゝ

紅葉衣　表萱裏萩
月ゝ　又一説ゝ表
裏青又表紅葉とハ表芳表ゝ
芳裏紅ゝの印　樹紅葉

紅葉の土器　菊のゝ
ゝ又林間煖酒　林間紅葉
とハ白氏天ゝ詩
ゝ山路ゝ
ゝ

紅葉指

エ 楼の実

うぐいす　地榆　又吾亦紅と作る世と類とるるこの
みあるべし　まの者毛紅と云ふ　地榆の花
るまとこうもとと雑を本草と云葉細く長くして
鋸歯の形ありて七月花を開く　葉様の如く紫黒
色へ淡褐あり　吾亦紅　雲下紅
八月花を開くといふ　仙蓼　白英　雲下紅　文蛤と言

南天の実。賢子桐の実。皂提子。菩提子
木患子。木槵子。椇。檀子。柿の実。老母
茅の実。槇檀実。桐油の実　桐油の油を絞るなり

椿の実。榛の実。栗　落栗　拾栗
茅栗　紫栗　烏栗　焼栗　炒栗
炒栗　栗の形解
栗の実は冬に成る故に冬に採る
てくらの栗と云ふ　三度栗　或後
下の栗列に云ふ山栗

山栗　山栗　さくり栗　小栗　ちくり
一年に三度収むと云ふ

錐栗　錐に似たる栗　山栗の
円きものの如くなる也　橡栗　水栗
栗の殻を去る　鞍馬村奴　紫栗　称する
甲列の子栗は子あり　栗は冊の如く
栗の殻　熊栗　栗の稍に熊
和訓一熟の栗　一月に
もく熟する故名　和三　唐柿　唐花果
和三　櫟。新櫪

新胡桃　新松子。榲藤　榲の如く樹に
著通るの如く

茱萸　呉茱萸　食茱萸　八本邦にあり　京師に
苗代茱萸と称する　胡頽子
大和本草　佛手柑　佛手柑　近世
佛手柑の如く俗に酒
刑子愿　佛手柑を取りて酒
に浸し佛香碧と名づく　自磬　佛香碧

耐ぶ　五雜組
桂子　密柑　橘子の花を花うちもの
大和本草
柚　柚味噌
金柑　乳柑　九年母
雪別橘　密橘子の小く黄
大和本草
水木　熟柿
烏柿　馬槲　漆取る色の取松
野山の綿　草葉は綿　山椒　落ちる
末柱　枯柱　破芭蕉　芋穂紫
豆引　緑豆引　一名豆引　又金生と云　大和本草
豌豆引　通俗志に豌豆を蟹豆引と云故
六月の終より出やすくなる故山の井
新式に九月中旬に蒔く　蕎麥刈　新蕎麥　その

そのハ七月収むるの花つぎ終に花を結ぶ
を云ふ　麦くさを賜ぐられを新蕎麥と云ふ
遅稲　晩稲　稲孫田　落水
雲霜　霜附雨　霜滿山廉
きを結ぶと称ぶ也　しくふを廉の條下に注す
をちこち中の尾　尾越の鴨　今式に八月の間京
くしられを尾越の鴨と云ふ　馬光の鴨　鴨
く分をくらく　ゆゑ山の尾を越す来るを云ふ
の紅葉の大なる者を添常新と名づく　紅葉新　江州
添秋の紅葉を賞する　紅葉新　湖中
細代歩　細代ハ名なれども九月九日の名なり
細代ハ戸浦の細代供御に用ふる
こゝ山城の細代ハ戸浦に限らず田上にもある
うとゝ永奥を有る名の新く近来式に云山城

国近江国氷魚細代各一所云　其氷魚九月
より始りて十月三十日をこれを貢ぜらるれハ細代半
一日まゐりて事
を定もべ　番錦　番紅　桜刈大坂ゟ送
の通ハ江ゟ一番二番三番長崎ゟ入津　赤葡萄
の遠国をん摘蓋を定ひ日ゟ番錦とす
九月野外ニ辞　秋陵　秋ゟ後　秋
をたゝるものゝ

番秋　秋の番ハ秋の
風　秋の翼　秋の限
秋の蓋　秋を礎　秋の湊　秋源
冬を待　冬を隣　秋を陽る
秋るとく　九月盡

俳諧歳時記　秋之部　畢

俳諧歳時記　冬之部　江戸　曲亭主人貧窮　輯

冬　冬ハ終也物終ゟ成也　釈名　冬ハ
ひゆるなり　ひゆるハ寒なり　日本釈名

顓頊　帝　月令　玄冥　神　全書　孟冬　月令

析木　礼記　鄭玄注　上天　介雅　冬の天なり　玄英　月令

安寧　因雅　羽音　月令　律檀　檀木の
この律を改る義ゝや淮南子ゟ十二月の本を記す
十月八擅ニ介雅羽翼ゟ云ゝ　檀ハ蠶木ゝ周礼ゟ云ゝ
冬ハ槐檀の
火を焚

月　應鐘律　月令　廣注　立冬　節　立冬の後
十六日午　乾　ゟ建をいふ　小雪　中　立冬の後十日
ゟ建をいふ　月　左傳

陽月 雅 上冬 墓 元亨 暢月 書 同 玄冬

全 上 三冬 全 上 九冬 全 上 秦正 月令廣義 秦

十月 小春 和学記 初冬 時雨月 初霜月

神無月 奥義抄 ことの月法神出雲の大社に集りおはします故に出雲国は神在月とも神月とも法神の参りたまつ

八此月大神宮の風祭（法神あつまりの人なく）

とゝり又負結のこゝろ後撰の門由阿方業集の注

を引き八幡林東業抄とゝ

出雲の国は神在月とも神月とも法神の参りたまつ

ゝ故に其の神在の浦に神く集除の時に童子

俗ゆゑ如き篠舟波の上に浮ぶと歌もゝ法神八

の浦の神在の社に集りおはします大社に参りおはして神在の

社は不邦山とゝ云ふ大出雲大明神とゝ云ふ則法華経の

神宮寺は法華寺とゝ云ふ

とゝ云ふも一天下のうち伊勢神宮と月のんや荷田東麿

翁の説に神無月は五雷月十月は純陰の月なれは雷は

声収りて入るゆゑに十月を雷隠月とゝ云ふ

これ古人未度の論なり又安房の章に年山紀国に云十

月を雷無月とゝ云ふ八雲の集に十三の年に霹靂の

日吉天之九月の鐘乳乃落者とゝ歌あり月令に

仲秋の月雷始めて声を収とゝ云ふ

ゝ存の如く九月を云ふ

ゝ知りて雷の声収りたる故に雷無月とゝ云ふ

雷を神とゝ云ふ八雲の集に神の如何なる滝と

云ふも後撰集に

雷神なるもあり或は根中の

雷神なるもあり或は雷神又伊勢

物語に神さいなるもあり又云神なるこゝろ

ふ云々

出雲に法神の参り集りおはします故に出雲に法神の説

又云ふ此月法社の祭礼なり

ゝ説を云ふ説なるべし

更衣 親日 孟冬の旬 公事根源 旬の説

ゝ説に帝王ゝ

氷魚を賜ふ　公事根源　文永の弾正三越のぐちに氷魚を獲て神送　朔日

住吉の神送　朔日　岐人十月朔日ふる多くく

九月晦日ふり　燒糟を食ふ

芝畏を作りて亦物を　前楚の人歳日に糟と食ひ或は糟と

菱華録　程子遺書　京師の人十月朔日墳を治て以食類を祭なり　事文類聚　拜墳

炉炭を進る　図　煖炉舎　歳時雜記夢花録　共に炉開のとき

炉ひらき　朔日

玄猪　支日　力餅

食ふ人病なし　大平御覽　開化天皇十年十月但馬国初て餅を献ず　類聚国史　日乙力の餅の始終綿綿

力花谷よりこの餅を食ふ病を除く　家人多くなる者人毎年十二子を生ず年六十三にして生む少し婦人

これを羨む　仏説玄猪餅を供ず神を祈る　政事要略

四季物語下学集あり　洋人　日本紀崇峻天皇十月四日

山猪を献ず又太子傳冬十月山猪を献ずる者あり

これや玄猪と名づけられ始めむ　力のこと

洋人　延喜式　たれ人つくり

○天元元年十月ゑびめの力に見在大長の女

御の火桶ひとつ　七内裏の女房二つ

是大臣此火をけ　とうれ　と井のこと

のくを作りすゑ　れ　と井の

玉葉兼実の歌の集あり　源順家集　あのこと

ありけりこれをまき世をいとびけや　亀

ゆり初夫の日を祝ぎ　火桶に餅ごりのりて

とあるべし　火桶　柊桶　ひらくこと　又源氏物語　蓬の巻

その世ゆり　君とこの

たまひ　惟光　たまひ

つこのうつ　ものこれ

つ　ん　こ　力の

○　餅八七枚の

粉を金にくつくる大臣　大臣　大角豆　胡麻　栗　神樹
〇正親町公通卿の御筆に術鳴殿梁にあるの式歟〇
〇一説に花列樹の邪木代村に門を夫こう一者
住せりの家代、麦はたの俵を貢るの兵神功皇后に起
きりむり山百及ヒ切田大九の道里八山城八幡の
神領ありて今日宮法すうこれを捧げいつ

遊森吾臣　五音　南天竺香至美の子鬱鬱氏とこそ
さとりを海て魏に入り嵩山に居る九白猿を終く西
域に飯る梁の大道二年十月五日　射場始
入寂代宗謚して圓覚大師と号す　射場　天子の場
あり公卿以下の射藝を御覧あり　先代旧文本記

〇三月　〇公事根源に曰ふ　十月宮射
場始注に嵐人武七日八五日　殘菊の宴　吾　群臣詩を作り
八殘菊の宴とりてへ
酒をのみて重陽に和す　〇延喜十六年十月曲
宴にて酒醉す　〇白帝　十夜　五日より十六日迄　〇洛東
歌に白つる　類聚国史　を始む　雅別抄

山真正極楽寺真如堂鉄を以始とす　〇
大師の作へこの像は昊験にとりて別時念佛を始む
これを十夜と云　蓋伊勢
貞国　〇
より七ヶ日の間南圓堂にて妙法の大会をひらかしむ
これ八十月六日長岡の大臣内麿の御忌日にて之所流
後大臣冬嗣公の御願なり　〇大臣の御子にて父の御
忌日なりや　〇八日此会を行ふ　公事根源

維摩会　十六日迄　南都興福寺に於てこれを
修す大職冠の忌日にてなり

興福寺法花会　九月晦日

〇故事要略に云ふ　廣愛西天二年正一位大政大臣聖徳朝
安穏社稷傾覆なき為にこれを切に　〇齋明
天皇三年十月内臣鎌子山階寺を建維摩会を修
す　山列陶原の家に於て山階精舎を創め維摩会
を設く　維摩別抄建暦

姓氏　元亨書目

金昆羅祭　十日　激別抄建暦　えびすさま

神一坐或ハ以三輪大明神或ハ以素盞嗚尊を當山の
形象の所に作り故に象頭山と号す　辰巳　祥なり

一説に伝教大師入唐帰朝の日金毘羅神を勧請せ
し林より磴十八町志し石階峻嶮又山宗徒院の
廟を以世に金毘羅大権現と称せ合せ号ゆる家
○京安井親性寺に宗徒院の社あり金毘羅の
社と称せ八月
廿六日祭礼

芭蕉忌　十二日　芭蕉庵桃青を
伊賀の人松尾氏
後江戸に居しに俳諧に名ありし元禄七年十月十二日
病疾を患ひ終に旅の旅亭に没せ其門人来
文艸ホ空骸を送りて大津の義仲寺に葬る晋子
終焉の地を化して枯尾花集と云俳諧新古滑
稽傳及ひ風俗文選俳者列伝沢山近世俳諧
流この日延を幻きて連句興行せ故大会多ふ
異記

御新供　十二日　又御命講式八命式と称
弘法昌を海を新供と云て終る故おわいこうと云
えとめと通せ新供をめてとも云
列の人三国氏弘安五年十月十三日寂せ年六十一後醍
醐天皇勅して大菩薩の号を贈る蓋洛北妙顕寺

の妙法蓮華を行ぜ賞より因ん「経画賛」に今白氏の
徒佛檀を掃除紙制多の造り花を挿こみ色の紙
を供ぜこの日諸寺風流これを命講と云
異記

「雲雀類書」道三

下元の日　十五日　正月上元七月中元十月下元これ
を天官大帝の祭りと云
正月上元を以て元とし七月中元を以て元とし十月
下元を以て元とせ上元三官大帝の祭りられ
俗年の昆しき
三元の日水害の罪福を天に
五雜組

水官祭を解せ

告事類林
廣記

聖三忌　十七日　洛東福寺の開山聖一国師今日
方丈に什物を公開し秘蔵
聖三の像を腰輿に乗せて寺僧奉仕
陸径に注堂の須弥檀に安置せ

弁当面

御取越

を来中拝山の後とも禅に赤飯を供
一向宗門の後此月親鸞上人忌を修せ忌日八十一月に行はれ
に取越とせ　水潦

夷講　廿日　この月廿日或ハ来月十七日宮ごと

商賈の徒西宮大神宮を祭る此神

商賈を護りの人ゆゑ人ごとの日蠟燭の像に神饌

神酒米餅を供ずるあり元綱を供ずるなり又別に酒宴

ごとに設けく奉中出食る所の花生或ハ鯛魚の人

ごと拵きく食膳ものを取ちく人又鯛ものの

像ものに取りく賓客を迎ひ酒一盃盤に物ものを

ごとく伝ひ工賃を定む或ハ百文或ハ百文或ハ

諸ものと共必指常ものとなれども縁の清濁ものと

一時酒宴の戯ん　ふり来の屋おられへ夷講　こと

拝言文稱　昔　寛　昔廟と号る神　法ものを初めるものくもの

法勝寺大茶会　廿四日より　当寺ハ白河法皇の

九八日まで　皇居の後天皆の

の住持取立遺表の後酥醐帝の勅ようて律衣

とものを今寺住ものに開場村の真中に緒堂の跡所

る九重の塔の跡村の南に立り塔檀と号す多摩の

名所人風雅集津如寺園日へ　きようてとぬくと

と糸桜ものようく春の末のもと一統に当寺ハ南禅寺

の西北新黒谷の南にその他ハ白川大臣忠仁公の別業

にて寺ハ白川院の御願に当寺の

九重の塔浪速の浦にうつりたるよ

大社の神事

土日より　大社祈祭大神宮ハ出雲玄国神門郡杵築

十七日も　村にあり祭ふる神大巳貴尊孝安天皇三

十二年　蛇跡首ハ宝殿こるを　三十丈今減して八丈

後漢華院宝治元年八月廿五日遷宮三条院雅保

元年始て三月會祭行る　和漢会　毎年神祭

七十二度　秘中十月八秘の秘とよ九十日

十一日より十七日まで　を熱田と移そこの間風雨

波ものくき日一蛇化度一藻ものくく海濱ものむ

人ものを取ものれハ必ずく国造人の人ものを賞

ものうちに秘蛇を面物ものとく神殿に納ものよ

その蛇の形蝮蛇ものく蟒形の紋文連りみこの

形色画るが如一尾先ハ鳥尾ものく岐ものく蛇一

く字賀神の如一神祭ふ　**江切**　茅蜩の口ものやく

分一ものとものの　切れハ風味を考ふ

ゆもつこの氏切るこ〻口切や沙をうぶ人のその異角
古時の茶ハ煮といひ茶といひ茶といひ煎らく湯ハ
蟹眼なるべし茶味方よ中世云

五雜俎　茶の上品ハ
るもれ秋間雀舌の名あり宋の初間茶を制ス
名香を聞くと並べて以鑑となる也九茶を賞ス
うる唐より始まる陸羽茶ハ定めを茶法を定
む○陸羽云ふ茶ハ名五あり一ハ茶二ハ檀三ハ設
四ハ名五ハ茶

因話録　本朝茶を呼ぶを足利将軍
義満義政相続く基これを雪舟或ひハ義満
々大内義弘ハ命じて茶を宇治に植その後
宇治を以て高しこれ迎世紹鷗利休茶法ハ名
ハり或ハその亭を数寄屋とひ又囲と称ス
和名鈔ハ茶茗　今推集注ハ茶ハ苦加の反字ハ
樣ハ俗云云今ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦
茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦
きこ又呉志ハ云孫皓の時茶茸を徴ハ酒
ハ當とあれハ和漢ハ同じ
茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦ハ茶ハ苦

初霜　又早霜　霜執

初霜消る　霜の花　霜の葉　霜の袴　霜の沫　霜の花　霜の葉　霜の袴

霜の沫

霜折

全　畫　吉女　淮南　雲霧を
汝　る神の名なり　ふひとめ
霜を云ふ秘義抄ハ云ひ
ちふ云ふ云ふ云ふ枯ぬる○霜ハ秋の
より降るもの霜ハ秋の頃ハ秋
ちべ但霜とぞう神霜も名
名之久礼

和名鈔　初霞雨　村志礼　ふりまはるぞ
霞雨　泪の志礼　袖志礼　袖時雨　川志礼
松風の志礼　川名松風の声を霞雨とぞう
秋の霞雨ハ清霧ハ雨
と霧ハ雨ハ雨ハ雨ハ雨ハ雨ハ雨ハ雨ハ雨
るべし事ハ時ハ云ハ云ハ後十日を入梅とハ雨ハ
ハ云ハ出梅とハ又茅雨とハ百虫これを蛰ハ皆伏
蟄ハ茅ハ茅ハ雷ハ雷ハ出ハ出ハ出ハ出ハ出ハ出

霧雨ハ小雨ニ又小雨ハ霧ト云時雨これを潤雨とも云

初雪 初雪消る 初雪の糸

むり初雪の降る日群臣叙位ありこの事絶
ぬ〜桓武天皇延暦十一年十月より〜こゝ初雪ふ
限り〜浮雪の時ハ必諸陣召糸をたるゝこの事絶
ぬ〜 公事根源 在五中將の雅高の皇子を訪ひ奉り
く雪ふる夕べ君をこんとハと
云〜も浮雪の召糸とゝ云きゝ

初氷 初氷解る

氷をひめる氷ハ
うるゝ 日本歌名

冬牡丹

八月より葉出て十月
ゝ花ひらく 通雅 俗ようぶきとゝ歌名
ぶきとゝもゝのあり本草綱目歌名花の條下ゝ
云一名蒙吾 蘇頌云歌冬又紅花の者ハ葉
荷の如ゝゝゝの大ゝゝゝ蜂斗葉ゝゝ又水斗
ゝの根食を今俗ゝ

大芝の花

佞ようぶきとゝ歌名
ゝゝ又杜衡を以つけ
ゝ歌名花の條下ゝ

大和本草

猶花あり

生ゝゝゝの見ゝ急就草ゝ云蒙吾ハ歌冬ふ
似く膜ゝ系あり陸地ゝゝゝ花英色ゝゝ
ゝの方ゝゝゝゝ似ゝゝ又和名鈔ゝ云歌冬
本草ゝ云一名鹿髮須 和名夜末不々木一云夜
末布木茅ゝ集ゝ云山吹花ゝゝゝゝと今俗と称
ゝゝゝの茶蘼花ゝ歌冬の葉藤ゝ似れハ苦
ハ山ゝゝゝゝゝを後ゝ八或ハゝゝゝゝと名つけ
ゝる

寒菊

小花ゝゝく長ゝ大ゝ
去ハ常ゝ京師ゝ

八重菊

和漢三才図会ゝ云八月小白花開とゝ山者ハ別
種ゝ大和本草ゝ出ゝゝ老ゝゝ正字譜ゝ

茶の花

本朝茶を植ゝゝ地ゝ〜ゝ内山城宇治を以ゝ一
ゝゝ歌名阿新川 近世又遠州の山中多くこれを
栽伊勢近江肥前筑前ゝ各
ゝの葉欽
ゝゝ称生

山茶花

ゝ故ゝ茶
の名ゝり

冬反時

大低小雪ゝ
後を候ゝ

寒梅

実ハ
八八重

みつり香ゆ〜九月上花ひらく梅のいとうやきこの〜
沸香出れ流くゝ雨くゝの紅梅ゝ九月玉
より花ひらく成
冬梅上ふ 駕信花譜

帰花 正花ゝ冬の度を返る

水仙花 草藥

なるもれたの中一酒盞ゆり深黄ゝ金色なるを金
盞銀臺とゝ千ふなる者を玉玲瓏とゝふ 本草法華
湯夷華陰の人水仙花八を服ふ

枇杷の花 槐花 黄く

水仙とゝ成ゝ枇杷ゝ上ゝ
拳子忙ゝ枇杷ゝ
医者忙ゝ 五雜組

散紅葉 **名残桔梗**

花の字色の字張びこゝ風木上をゝるを飈と
く秋ゝ 御傘

飈 ゝふ 字彙 或八木枯ふ

仏ゝ冬月の疾風ゝ又信風ゝ仏ゝ本朝の俗字ん
青詳ゝ也 ゝ木ゝの果八ゝゝ海の言 言水

冬日 冬日冬 殺中ゝ鳴ゝ多ゝ
とも正音ゝ山の冬をゝれを冬時とゝふ

霰 或八今ゝ冬ゝ冬の霰和暖ゝ威ゝく声を発を
いゝ寒ゝ去ゝ霰ゝ時ゝ日ゝ冬里の雪時ゝ四維文

枯尾花 **落葉** **枯の花** **冬樹** **枯梢**

兼二人物 **雪** **六花** 韓氏外傳 凡草木の花
ゝ出朱子云地六八水の成数雪八 ゝ八五出雪花独六
水弦ひゝく花を冬と放ゝ六出

雪吹 雪ゝ風の交ゝ

玉塵 玉の屑又同

雪消 食をゝ寒ゝ乳を防ゝ

はゝ乳雪 ゝ乳とゝ合ゝ雪ゝ

薄汐 薄太乱と出

ゝ雪 **たびゝ雪** 夜衣 みゝけ

てゝゝゝゝゝゝ八惟子の略ゝ雪孤ゝ
ゝ愚按ゝゝゝ八片葩ゝ五雜組
云雪ゝ成ゝ雪ゝ成ゝ
雪と上ゝ雨水初ゝ凍ゝ孤ゝ
の俗ゝ風花ゝ惟の和訓ゝ
平ゝ八片葩雪八初冬ゝ雪

たゞ雪ハ多平雪ゆゑ花多平のごときを以てゆゑ雪花傘 花傘ハ雨と雪と風の交るゆゑ雪花傘ハ北地の人のいふ雪を雪と雖の交るゆゑ小田の落穂のこれにあへハ忽雪中ゆ凍死を

雪吹倒山 落山の井ゆ出さり雪花傘の数を

雪作 雪の作んとする時雷これゆ雪竿 雪竿ハ北地ゆあり小越の人冬月竹竿を落任ゆ立て雪の涙を雪竿と云

雪やけ 寒気指を

雪囲 雪轉 ○雪仏○雪乃布袋○雪遊ナ

雪山ハ 雪の山 ○雪獅子○雪中小旦への戯ゆ雪を丸ごと囲と云ハ或ハ雪を束て稜の形を作る

雪礫 雪斗 ○雪の戯あり

雪車 橇ハ禹の泥行ゼ具之史紀雑あり ○信安滄景之間冬月作小床氷上曳之謂之凌床 東坡集 予ハ此方ニハ雪車の数ハ雪車ハ北越の人雪中ゆ薪を撰の具之木を以これを造るその形地車の如し故ゆ雪車の名あり山中撰る所の薪を雪車ゆ積ム山下にこれを運ハ平地ゆ引こと雪車を行ふ時ハ必鄙ゆ行ふこと雪車ゆと以漸その家ゆ近ぐ時妻子その雪車ゆ出て夫の功績を知り出迎ふ雪車家ゆ入その唱ゆ鄙曲と云ども甚感哀を生ず北地の人の辛苦ハ推て近来雪車の今作あるを見るゆ多くハ雪車ゆ乗と以雪車ハ薪を積ム人の業あり物ゆ乗史紀太平記の橇

綱賁 北地の人雪中用るゆハ多ハ

雪屐 雪の草鞋あり

雪蛇 蜀の峨眉山夏

雪女 山中積雪凝て乳をなすと者

雪蛆 積雪中雪蛆あり 五雑俎 雪蛆ハ夏之今数を以こゝゆ出さり

肌 美人ゆ所こゝゆあり

富士の雪　沖傘ハ万葉の不二の峯よりかく玄ハ三月の雪のけぬるハ夜ゆけりと引て雑記に云ハ赤人の田子の浦の句新古今冬の部に入るゝ冬ことゝ夫竟一句ゆゑうゝ季を定むゞ

霜　鶯笠山の霜紫を深べ　湘潭

玄霜　催ハ霜の白き者〳〵　説文　又

氷　氷の轄　八雲御抄　藻汐草　凍成ること〳〵

薄氷

氷柱　岳氷　氷柱岳氷ハ雪ゆゑ詩篇下雷るの水氷れる岳氷あるゝ詩篇下雷るの水氷れ

銀竹　これも岳氷之羅山ゝハ雨を以ゝ　李白詩ゝ白雨映寒山森々似銀竹

氷の衣　氷花　氷の声　大寒のとき氷ゆ音あるを聞ゝ

氷面鏡　氷の鏡ゆ似るを又義玄抄ゆ注無門ゆあり氷を定ぎ

凝鮒

煮凍

霙英　孫面云霙ハ雨雪相雑るゝ師説日三曽礼　和名鈔　又霰亦

雑ゆ云霰ハ氷雪の雑りて和名義曽礼　霙英霰ともゆ和名鈔ゆ霰と訓ス又霰和名鈔ゆ霰礼と訓ス今の俗霰をあられと霰をひゝうとゝ

この二のハその品れ似ゝ名も又相混ぜ朗詠集ゆ霰をあられと訓ス

霰　恩按霰ハ冬降るものを霰とゝ霰とゝ夏降ることを霰とゝ

霰　朝名鈔　霰ハ三出　陸佃埤雑　○霰ハ是霰ゝ

霰ハ晴ゝ雨ゝ易ゝ驟雨の如く降ゝ

北方ゆ雷ゝ霰ハ晴ゝ雨ゝ易ゝ驟雨の如く降ゝ

四時時あり謝氏玄余齋魯ゆあり四五月の間屢これを見ゆ

孫ゝ生ゝ蓋冷気凝結ゝ地ゆ入ゝ化ゝ

如ゝ斧の如ゝ者あり惟武帝元封中霰大ゝ桃李ゆ如ゝ雑ゝ

馬形の如ゝの極ゝ稽神録ゆ載ス揚行自

いふ天祐の初敵城まちまち暑を佛寺に避く忽ち大声
地よ震ふを聞く走て門外を視ば八九一霊と云
るその大サ寺撞と云寺し地に入ること丈餘なり月を
仰ぐ乃ち清世その言徒に似れども半宙の間忽ち
くハ赤伝でありぎる所のん五雜組これの説
を世人ハ電ハ蛇なるべし今類を以こゝに出す

霰酒　南部の産なり又霰酒とも

霰地の錦　石畳ハ文ある錦

霰酒中霰に似る糟あり

霰釜　霰候

ゝらつとも硬なり表袴の文寶

わゝ色あり石ゝ浅あり

ん数ものべて雜ん李をゝ

冬なるべし世ゝ異物ハ百ゝ

凍　不龜の葉

[荘子] 寒中の

凝　ぎゝ

ゝゝぎる葉ん

寒し　脛　ひゝ

ひゝくハ痛ん

敝　赤切の略

軍　略ゝ

炭竈　炭焼

炭　○小野炭○池田炭

○ゝゝ炭○枝炭

續炭編

○切炭○烟炭○炭斗

○輪炭○炭俵

炭頭　一俵の内の大

白炭　河州の産鄭嚴の

細炭　これも白

吉木ん [本朝食鑑]

炭なり

獣炭　晉の羊琇炭を用て獣の形を作る [朝

邸ゝ近日那離獣炭遠見之ゝ

ゝゝ人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ炭の火を

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ道良のゝゝ

骨　ゝの略

助炭　冬ゝ春地炉を

覆ゝ具ゝゝ

火燵　炬燵　櫓

火鉢　○ゝ横○ゝ焙

○大桶○懐炉

埋火　蒲團

金衣　横頭巾　ゝの

讀ハ巾ゝ　王莽が頭

未ゝゝ乃ゝ始ゝ巾を

[蒙求]

足袋　[独斷]

單皮　[和名鈔]　蹈皮　[太平記]○野

人参の皮を以半靴とるもこれなり

多皇　とゝゝ

袋蹈皮　皮足袋

刺足袋

温石　鹽温石

湯波女　湯を入れて絹巻を湯をあくらめる者　綿帽子　綿衣

紙衣　月冴る　鐘さゆる　大根

蕪　胡蘿蔔　莖　菁　冬菜　莖漬

葱　根深○葱ハねぶかきかきあさつきすべてこの一字を以称ス故に一文字の名ス　切乾蘿蔔　乾菜　干菜釣　うけ菜　枯芦

木の葉　木の葉ある衣　朽葉　朽野　百洲野　朽野　鷹　鵠

兄鶴　鶴の雄　雉鶴　雉鶴の雄　隼

鵜　鵜の雄　鳧　鵜　鵜の雄　鵜鳩

小隼　角鷹　鵰　かしこ　夜谷　寝逃

逃る狩　列卒を以雑ヲ逃ひ出捉ル　又雑ヲ追ふ

鳥叫　鳥ヲ追ふ者　又牧人の声　鶏　鶏

偷盗　盗ヲ追ふ　に出れて竊ヲ盗ム　ぬすびと

草　草の名ある草を　草の名を知ル

落草　落草ヲ落草とハ山の麓草の上を飛ヒ山を越ル　逃げ者

力草　力草の名ある草　ぬくめ草　鵲　夕ヲ捕ル光ヲ見ル　ぬくめ草

逃出る　陳法門　列卒縄　康物子縄　列卒入ル事勿論

鴨　鴨を取る　鴨　犬

狩杖 犬を牽き杖を持て山田犬を狩るに杖の木を用て作る長サ八尺の末五寸の先の端の方を切る大何八月の通にくくべく切る

狩場 犬柴翳 狩人の弓かく

しゝ柴をさゝまん又木をおけく鳥の中ふて多獣を捕ることもいう又人の目をくらまし名の翳を死こゝ

あるよ柴をかく爰ひ隠るゝ

よりて目柴翳と出とり蔽あり

鴛鴦 鴛鴦

夜の金長ハ鴛鴦を二面るゝ八重垣

鳧 よく沙石を食ふ皆消化せず海蛤を食て消化せず書ハ

白鳧 ○黒鳧○阿伊佐 鳧巴 鶏鴨 鶏鴨

生ツ ○鈴鳧○磐鳧

あぢむら 鶏鴨ハ鴨鶏

共ハあぢむらと列ズ」夫木集西行ハ「あぢむらの氷をい

ふいとうんあぢむらの沢辺の入海 あぢむらハ鴨鶏

むらぐち

水鳥 **浮寝鳥** **鴫** 万葉不乳鳥又

千鳥○川ちどり○浦千鳥○群千鳥○小松ちどり

○渓千鳥○磯ちどり○夕波ちどり○夜鶴○千鳥

竹

氷魚 **氷魚使** 山城近江氷魚網代一ヶ所其氷魚九月より十二月ゑで貢也

氷魚の使のる

柴漬 冬月伏見の里人柴漬を以雑魚

大和物語ホそくり

をとる柴漬の法生柴を枝ゑつゝ杭ゑ三四足

余河水の流き所ゑこれを積むもサ水面を出位

四五尺寒氣厳る時ハ水中凝ゆ雑魚

柴の下ゑ集る則網を柴の四方ゑ張りその柴をこれハ

魚ゆどろきまちく網ゑ入る立春の後

水潮暖ゑ故ゑ諸魚繁昌ゑ

浚取 厳寒中池水を

浚乾て

諸魚を取

網代 魚を取る柵ゑ宇治田上ゑ

夜興引 氷魚をとゝ人ゑ

冬の夜山中ゑ獣を待ゑ犬を引ゆゑ猟者の羽ゑ

引とゝゑ犬ゑ猟ゑ狸狩をいとゝ又今武ゑ犬を

山へ入て柴を

生海鼠 海鼠海鼠 金海鼠

ゑ紀ゑ

鰮 **牡蛎** **河豚** 河豚 鱞

鱞 盛鱞

鯉 鯉ハ兆ゑ

鰒ハ鮑　西施乳　[北山經]昊人河豚の腹を西施乳と　[詩經廣記]奥

鯢　勇魚取　伊沙那　[万葉]人らは久　矢速

鋒突　鋒を以鯨を突く元鯨ハ冬月北より南へ春日南より北へ多く肥州五嶋平戸ハ前分前後を候て紀州熊野浦ハ仲冬を盛とす鯨は數品の内鯨志は詳なり」余豆相を歷の日浦賀より下田へ海上三十余里船中鯨を見る船を放ること七八間水面へあらはる者僅に三丈ばかり島の酷の如くにして色赤し海人呼て赤ゑと云ふ鯨ハ背に水上を流れも同船の者云この名の流ぶ鯨ハ鯨の名を知ると迎へる者の流ぶ方をつる鯨を云ふと云ふ鯨又水面へあらはる一游四五十町にして大潮水と吐出すこれを云ハ結魚潮に逆て抵抗する如き

鍋燒　炊燒　貝燒　○三冬日美味

風炉吹大根　蕎麥湯　蕎麥種

炭團　鷄卵酒　生薑酒　綿　○唐綿　○綿布　○綿帽　○東綿　○肱綿　○攪車

冬搆　○冬搆　○北窓風

冬櫻　小樹に花を付く又八月あり稀に夏花下面より山中五里ばかり櫻あり寒中花開くこの地を冬櫻と云ふ又西國も寒搆あり寒ざくらと云ふ

冬の蕨　拾遺集　神無月ハ花

冬の蕨　冬の蕨ハ冬も蕨の芽出て葛の芽出

蟲　虫ハ初冬を蟲と云ふ

水漬　○鈔　○鈔

風炉の大　夏の炉　西これを教ふ　[五雜組]

十月

仲冬八月紀ニ會シテ子ニ建ノ辰ニ

黄鐘 律　大雪 節　小雪の後十五日斗ト壬子ニ建ヲ大雪トス

冬至 中　大雪の後十五日斗子ニ建ヲ冬至ト

○この月朔日たゞ〻冬至ありこれを朔旦冬至とゝ内裏宣陽殿ニ平座の節會あり諸卿文章を献じてこれを賀せり民間も又餅を割〻〻一陽来復を賀す但朔旦冬至のことは毎年十月朔日この義あり

奴僕を労ぜんの日なり

除夜　今の人冬至の夜を以て歳とす

さゞも盧照鄰元日の詩ニ云人歌小歳酒花舞大唐春則元日又これを小歳ともいへり

亦猶冬至これを除夜ともいへり太平廣記壺項傳ニ云是日冬至の除夜 五雑俎

一陽の嘉節

曹植冬至表 ○本朝桓武天皇延暦二年十一月戊戌朔慶賀を受ク

田租を免ス 類聚国史

雲を書　今の人多く冬至を雲を書ス左傳春王正月日南ニ至リ雲を書ス雲を用ヒ公既ニ朔を視る郷ニ觀星ニ中リて以足む

く書ス礼記周礼保章氏五雲の物を以吉凶水旱豊荒の祲を辨ず注ニ云二至二分雲氣を視て書を出ス

白を喪ニ赤を兵荒ニ黑を水ニ黄を豊ニ則独リ冬至ニ

但雲氣候変一歳四台倘吉凶互ニ異なり 五雑俎

仲冬 月令

周正　周八子を以て正月ニ

徳月　一陽来復ス月ニ

辜月 淮南子　天正月 淮南子

霜月　霜降月ニ

畢月 淮南子

暢月 淮南子

雪月

この月より雪ふる〻〻降敷ニ

類ひを以て相招りこれを雪消ニ

神樂月　露木の説に陽あらはるゝを神乃楽とゝる説あり氏人神樂を奏する月なるべし此月六帝の舞あり又東三條の御神樂を行ふこと故に爲名

曆奏　朝日中務省より所司の曆を奉るむかしは主上南殿出御ありてこれを御覽ありしかるに近代侍所にて奏し奉る

宮線を添　晉魏の間宮中紅線を以日数を量る冬至の後長きこと一線を添ふ前楚歳時記唐の宮中女功を以日の長短を擦る冬至の後常日と比し一線の功を添る明皇雜録

履歯を献

婦人冬至の日を以屠蘇を供　なくはあらるを長至を祝の義魏雜篇

赤豆粥　冬至共工氏の子冬至に死しその昊疫鬼となり赤豆を恐る故に冬至の日小豆粥を食して疫を攘ふ前楚歳時記

のゝのゝ　未子吟ぜしかの本邦冬至に

あるべきにいつも十月朔日赤小豆飯を用ふるなり

根掌祭　上卯　大和住吉大神　宅師　恩智　立冨　葛木　鴨　紀伊國　日前の神　主各官幣を受く　祝部ふ迎祭お絶て祈法を　延喜式に根掌祭の神七十一座とあり　公事根源その國の初穂を以を供ものその社司神巫ホ官幣を

宗像祭　上卯　胸肩神　神社啓蒙　統帝國宗像郡ふ有り祭る神三座一説に宗像郡田島村にある蓋統

宗像　大和山城以上三所に宗像の社あり三神ともに市杵嶋姫　田心姫　湍津姫　市杵嶋姫

杜本祭上ノ卯　當麻祭上ノ卯　率川祭上ノ酉

梅宮祭上ノ卯　當宗祭上ノ卯　中山祭上ノ卯

松尾祭上ノ卯　大原野祭中ノ子　園韓の祭中ノ子

吉田祭中ノ申　日吉祭中ノ申　山科祭上ノ巳

春日祭上ノ酉　平野祭上ノ申　右各若は知らず

此祭年号あるべきか

五帝即帳臺の試　或中ノ日西　御前の試　全上

中の世は五帝帳臺の試といふ主上常寧殿の旅

御座なり宮女の奉仕八人〻参れば儀式あり

うちくもつくを曉はらふ皆参り給ふ帳臺

に出御し殿上人も晴燭を候す主上御出衣を

はぎ指貫をかく御笏をとる手ヶの位指貫をとるく

とは付の外なり　但御簾の間は帳臺の試に準じて

[illegible]

皇武天吉野の宮よりおくける時天女天降り給ひと

[illegible]紀年代

聖武紀を略く歩べし　殿上の淵酔　中ノ寅

朗詠今様[illegible]三献そ後乱舞あり次

[illegible]北の陣をめぐり[illegible]所に向ふ

[illegible]推参[illegible]

[illegible]月二日三日[illegible]　事根源　狩の使

[illegible]今日[illegible]

[illegible]の使[illegible]　事根源

[illegible]

童女御覧　卯日　[illegible]　鏡面亞祭中寅

吉田八神の[illegible]八人の魂魄

の離れ[illegible]を振く身中を清るのの特あるし

[illegible]命

[illegible]　新嘗祭中ノ卯　今年の秋稲

[illegible]

[illegible]代の始[illegible]大嘗[illegible]

[illegible]今年[illegible]新

[illegible]下食の人〻掃衣目隠を著[illegible]用明天皇

二年四月より始る　公事根源

豐明の節会　中辰　今年の稲を神に奉る

七の日に今日君も臣も石上の布留の社の神宝を見る　公事根源

日吉神の祭　中申

建暦三年十一月十八日より延暦寺の僧徒長楽寺に向て官兵の為に多く誅せらるゝ　公事根源　今按に建暦二年より御願あり云々

賀茂神の祭　下酉

ありいなび猶考べし

宮多天皇いまだ侍従たりし時拾遺に

東三條の御神樂　仁平二年十二月十七日丁未東三條の御神樂を行る　兵範記　東三条の第八四條院誕生の所或は重明親王の家　拾芥抄

里神樂

内裏の外は皆里神樂なり

山神樂　これ内侍所の神楽なり

小忌衣

齋服　小忌青摺の衣　小忌の文竹桐

小忌の紬　山蘆の紬　裏は紫なり

はゝ屋くゝ素人を敬て府生領はゝ屋くゝ年

おの人は私に忌れを調て忌用はゝ不大膳と豊

の明の節　忌に用ふ伴の忌衣の袍

忌用はゝの時用捨の如し　但身一幅に特衣の

寸法を用ふ又白き袍を移法ふゝく豊仏は

ア後に堂く裏ゝ只一重ゝ文小忌柳水季

蔀蝶小鳥ゝ山蘆の紋ゝ摺文法司小忌

とゝふあり遠暦の度麻布の麻悪のもちゆ

月蔭の糸　日蔭の蔓　さう黄ゝ黄ゝ

る黄日かげのつゝ

つゝ神ゝ紀ゝ昔ゝ忌者を取く素人神ゝ松

の髭又ゝ宗神ゝ

若ゝ手ゝ

みも生ひ[illegible]もうかくる葉の長くあるようなり

古今集雜抄　或説に細き九組に或は多得ものの長き糸

又白き糸を用ひ長さ二尺計り両端糸をとのげ

うゑ左右八筋或は十二八助冠の左右に角に纏ひ

結ぶこと灌頂とて王を神代に髪すりたる日本紀

[illegible]ようと又あるものに日蔭の蘰冠の中にふ

[illegible]ぶひめ纓の上にあり老仕のものあるべとい

心無　梅花三寸ばかりの枝に梅の花更

[illegible]八蕨芽貝八結花紅梅白

[illegible]

神楽の歌　或は大出雲の神遷

[illegible]

て稲を春くその時あくるとき[illegible]

[illegible]

集[illegible]

こそい知此こそ[illegible]

○[illegible]の歌　去ぬとつ[illegible]

問ふく[illegible]

阿知女　同知女作法本同知女旅旅旅　梁塵秘抄　一条禪閤の御説に云

同ぢ女作法くりかへす市見今但うめをあちかとくあ

同のとうとお通に天鈿女命の出戸の前に俳優をし作か

を今は世に同ちあれ作法とくさやおおい祭は声あり

あとうとそこれもお通に於ては天鈿女の神のと

振り業ひ　庭燎　この時天照大神に天の石屋戸に

入り般若戸を閉く幽居に故に去

合の内常闇にして昼夜の如代を知らせに困て愁

戸の前に於て庭燎を焚に天鈿女命まづ神楽

弾を指天の石屋戸の前に立て巧に俳優

をなす　日本紀神代巻　庭燎　篝火なり　採物の

[illegible]

○條○弓○鈴○扶○戸折○諸茎○菖

官内省　[illegible]

韓神謡　[illegible]本　[illegible]

[illegible]

○これらを後ふまり

大前張○宮ろ○本綿ちと○綾波浮○前張○階奉最○甚奉野○股要古

小前張○鷲枕○困野○孤る○篠波○殖擬○總角○奮○溪○蚤

神楽歌

○千歳○早ま○吉く利く星○傳錢子○本綿俗る○昼目○弓立○朝食○其拘○富嶽ま○酒盛ま

これらは神楽のうたひものの名なり

吹草　八月

ものの季ふ八月れども人倫相和するの所ゑ恩寺の僧元好義吹神之或人云三十九世満美和尚稲荷八幡を加ふ故ふ稲荷の火焼と

火焼

ツふ十一月の八日祇洛藩洛石工の徒ふ吹草をとり扱ふ家ふこの神を祭る江戸ふて八日の赤飯ふて市中ふ小児その家の親ふ聯集て祇洛やのびんぶらと唱ふ百人帰ちを投つ数百の窯構童各爭ふ拾ふ是を祇洛の泉の泉ふ祭りとふその祇洛ふ石工のものふ吹草のるのあふとあるふ小児ふ唱ふ如ふ蓋ちのびんぶらとふのふ

その徒毎年ふ献を以家例とも

御火焼　庭燎の遺風歟

この月祇社ふ於くれを修ふ○朔日智恩寺法華会ふ於ける大火神　四月八上出雲路幸の神　八日ふ於ける稲荷ふ於ける稲荷ふ於ける稲荷の氏子の児童小神輿を造り朝日ふ市中を振人家ふ入て米銭を乞ひ八日の大焼料ふ宛八日の新御供ふ社家松本氏調進ふ同日安居院有栖川の宮是大坂ふ於の宮玉造稲荷天王寺庭

九日　貴船結神　十日吉田の社立条天神　十日粟田口神明　十二日生玉十三日三法八幡　十五日下八幡宮

并今宮処ふ神明吉田開蔣天王并坐ふの社十八日上下の御灸　廿三日紙　廿五日北野天神社要

この月金日ふ紫を神米ふ積ふ神酒を供ふ後ふて後火を拔ふ是を燎ふ児童各口ふ菓の神の御火焼と拍ふ

新玉津島の火焼　十三日　後撰ふの詠歌

ふ五条南島丸の西ふあり昨今冷泉家多ふ居或八法乗の和歌あり丸の門第一町悉ふ社の

氏子人今日市人神酒を冷泉家に献ずる所に八酒食を給ふ

子祭　子燈心人

大黒天の大焼と十一月の子の日に来る年十月に来る

用る所の燈火を炷ふこれを子燈と云ふ俗伝

空也忌　十三日

暁の涕扣　空也上人八天福三年九月十日寂

年七十〇空也堂八極楽寺と号也四条坊門の南堀川の東にあり涕扣ハ元三条橋筥ふたり振鼓を鳴し空也上人傷光夜く蟯行会仏号洛中を巡るあり

伝一時毎夜鹿来る上人その声を聞て南房友と共一夜来る所に鹿を怪むに日猟を

来りて云昨夜この所に敷く鹿を殺せと上人大に怒る此事ありて鹿の皮と角とを取て皮を裳と角

を杖頭に挿く遺骸のあるを猟者も又これを憐い愧て忽ち剃髪して傳とする今の涕扣ハこの斎

宣也後年修行のため京を出て東海に往来

潮に云今日寺を詣日を以て命日と定めた

故にその日を用る法なるを修せこの院中に八水

のうちの中身老の者剃髪して傳となり代堂の

守を法名に加ふこの余八有髪素者也素

光を剃市中に喪る九十二月十二日に四十九歳の

間夜く市中義法の三昧を巡り各沓をみて仏名

を唱念し或八竹杖を以推ける所の瓢を鳴らし口に

岩に河を唱へ或物あると云ハこの瓢に免くこの竹

杖八貴ム永檀上の竹を用ふ上人皆く北山貴ム羽檀この

寓居の遺也　第こゝにあれども云ん　涕扣　去来

長浦の墓もめぐる人涕扣　去来

裳巻　十五日

袴巻　日　**帯解**　日　今の俗男女三歳

ふくと云ひてめく頂髪を剃十一月十五日を以て

居神に祭む或新制の衣裳に義花を尽し或八

大に酒宴を設けく親戚朋友を招くこの日男女

なくこゝに集りこれを裳巻の祝ひと云男子

ハ袴を袴巻と袖女子七才に帯解と称ふ

ところ裳巻の祝ひ少年に至かこの日より衣服の

附録を解く始め紐解き　ひもとき　ひもとく　ひもとく　ひもとく

いつく始友等解のとハ云あらねどまつ袴を結ぶ

こと云古くよりあり元補家集に云本奴がこまらく

とかなのく伝き作ふ世の中にてこそ

ひもとくとてこそ云命なりくて　これとこそ

いふ名をとゝ入れるとり又東海道に云建仁三年十月

貴朝時政が名越の亭にて元服を　云云實朝始て

著甲冑　云云今の袴名とハむ〜甲冑の易初

なぶらとり　俗ひ伊と　戯民

とつぐもくるあとをとる事

に聖ど女児とぐめく　被初　京師にて云京

被を　名ざとる　東國の常解

道祖神祭　十日　按別天王

寺紙天王

寺樹なあり知る平張田元舎人この日一村の童子の一

はり性来の人に綾をとふく知ふ礼の粥とも綾を

あらとされハ　鉞れに縄を以往来を遮り留むりて

あのとをとる者ハ高買とのとも今日この所を通

ぶ但堰の鳥荷花鄙ハ

ありくを故ならひとて

酉の市　酉日　伊豆國

三島の

驛に　酉日　熊大明神の社武列葛

ありり

鶏の町詣

俗称花又村にあり江戸より二里

毎年十月酉の日市なり酉の日三つあれハ三番とも上

市なり上の酉をきくとき江戸近在より法人群

集しく葛ふぎ〜り名富社神社の送迎の五色

に芋〜らと書る人糸詣の人ぞれを買て家

に

報恩講　廿八日より

俗称

伯父範綱養ふ子と年字八義信坊名八緑空又絶

宴と更め初め慈法を師とも後源空の門とし

なる弘長二年十月廿八日寂年九十歳云新家

開祖なり東西本願寺十二月廿二日より廿八日まとく

報恩講を修ず京紀二在家宗門の徒参詣群集

を武八縁く御霊月と称ず又御講とも昨今時

て天氣晴曇り佐

これを御講風と云

大師講　廿四日より

智恵粥

是天台智者大師の忌日大師姓八陳氏諱八智顗

字八法華頂川の人天台智者大師と号ず開皇十七

年十月廿四日寂 佛祖通載 比叡東叡日光の三山を一日より廿三日まで朝夕あり昼夜法問あり これを論義と云 一山一院で年々命場を勤むこれを天台命と云 俗間も又大師講を修し赤小豆粥を食ふ 柘榴を折て築 御祭 廿七日 春日若宮の おん社を去ること一町ばかり平林の中にあり 法華集に云 若宮御殿天押雲命 去れども社家秘説 ○南都若宮の祭 夜宮 廿日 興福寺の侍頭 田楽 毎年九月の侍一人両頭 ふこれ両人の祭を志るべし 長谷川堂春日の社に糸瑞野太刀を捧ぐ 馬を 毎年これを遍照院の流とふ 御旅所の前に於て 流滴馬 あり 夜交別 若宮の神殿に神楽あり 神楽 洗 後燈燭を消し 社家各神侍を擁護 走りて 闇中 旅所より 廻 ○ 喜楽相撲 小次第 ○ 武田多一 寛正年中これを定む 巫女及 俗人田楽申 楽 毎年供奉の侍を行 職人祝の下 西の南の方に

於てこれをうる 楽人上 越後 騎馬 侍 兄を関白代と云 又陪侍 乐あり 田乐芸術を 猫乐 闘鶏をうつこれを 松下闘鶏 と云 凡 猿乐の始 小服太夫 彩 吉 紙を作りて万歳を祝 これを 闘鶏の 祝 の後 奉典 始 金春 金剛 西 太夫供奉の時 紙の 宮合を 奉 人 紀世保 生右 の太夫供奉 の時 弓矢の 宮合 これを 太夫 の 鼓を以 これを 拍 も 殿 大和国を領 る 武家各 鞍 豊馬 長柄の 絵を出し 供奉の 行列 あり 京 今 絃 石 より 還 奉 翅神 辛 の義 用 時 園 白殿下 より 奉 る 駿馬の 伶人 黒 袍 冠の 中 子 義の 遣 花 をうけ ふこの 祭 人白 五十 衣 宗 徳院の 御宮 天下 大 飢饉 三年 又 大 疫病 あり 関白 法性寺 忠通 公 これ 祭 礼の 大願 を 発 そ めて 天下 静 あ 毎年 行 ること を 保延 二年 丙辰 九月 二十七日 これ 古の 祭 れ そ ど り 祭 を以 費 ま これ を

揭鳥 春日 祭の 時 を 鈴 を 以 費 ま これ を 掛 る と 云 雉 千二百 五十六羽 兎 百三十四 耳

理百四十二これ又保延三年なり始る○春日水先規
より此侍とて六流あり　平田　長川　長川　葛上　乾股
敬弃といへども良の左右所にあつまりてこのけるの
ことを主

後日能 廿八日　春日社の祭日能芸を施す是第日旅
のなり○於て流鏑馬俗人の業相撲細男森田楽
ありて又翌廿八日猿楽
なり故に後日能とす　**宮仕** 暦　九条東院
宮仕とす　又雅楽府志も宮仕の寸字共
ありとなし能くあの後ろ　別住者の二倍十月一日
慶賀そもそも食稲の魂を乞
見なの遠風なり　或書に云
幾門の民この月山の神を乞る是火燒ん山の神の
社の色の樹上幣をきりかけ神供をとる燈火を
くくる○伊怖堪る輒過突賀命を
斬て立除とる也則其の山祇とする　神代巻　**歌舞妓豆掾**

顔見連見 假婦伎の名文獻通考かんえうり
今の俗の業妓隆る十月朝日京に

戸天隆之居鎮ん七七この新ん七とつて、天武天皇中村
嘉之年変を以これをてむといり父大隆ちく
夜芸を芸をみるとて八紘延宝の比嵐三ちつとふ鈴
小夜嵐とて和玄玉薬島と見れ夜中ちう釋
集　後に初夜より其りけ寝られを示例ちく
新ん七夫夜芸居魯仍もちろん新ん七ちく
とて元禄の比俳優のまを芸るものをなるふ者八
つちんセとなり面ん七とつとを文つるなり凡セとつ
ちとや人八新ん七とれちり」に元三中のせ廿十月
晦日の夜茶店の斬に行くの猪鼠を出を出を新ん七セ
の飾おとて或八長貧の花主ち酒持菓子の新を山の
部、積あけたホ孔を出て進上某夫の文字を出を
積おとつこれ行こを八ん和せんとて新人群集をるとて
いとこを凡俳優者次十一月朝日を以れ新人とん元日の
しよりてせく居の正月とす○且の富場
未の富場　立役○立役　敵傅夫　酸悪の人　中役表又ハ表　○浄優悪の人　敵
役○捷義愚蠢の人　道外形○正直忠義の人　実ち師ち
○小生風流　和ち師ち○正直貞節の女　女形武道をる

者○小旦 妾婢 若女形ノ○老旦 嫗 婆 老母形ノ○唱歌曲ノ唄ヒ○白 以上 [元曲選] ○戲場 戲房○半房○看棚○觀場○勾欄 [醒世恒言] 茶場

[飲常篇] 戲單 [玉篇] ○雜劇○戲基○傀儡棚○鬼門口○山棚○引戲 戲丈○戲丈科○豐臨○二絃胡○脚色 又花實○口技○二齣 二齣○梁園子弟○浪子○步譁○西脚○扮○扮ノ扮ノ扮ノ小說

ノ記ノ文のりのまくこの方のものせを作るすなわちるん今ノノノ暑記まるもれハ文章端書ノ便りんらとえ 寒念佛 元寒ノ二十日の間佛門の後毎夜紙を叩く――仏名を唱ル会――江戸ノ時或ハ浴草鞋音又品川千住の法場を巡行ましこれを宮会佛と云ノ

寒垢離 後撰の後宮中道綱母ノ撰上ノ立ノ水をあび浴をとるより これを宮垢離と云 寒造 法ル宮中ノ制度ノ造るものを宮造と称ス

寒声 歌曲ノ拍ぶものの宮中朝ノ大ノ声を聲ととられを寒声をつ

とのひ或ハ寒 澤麿漬 製ス 九十月中旬ノ大根の沢庵漬ノ製ノ

さらひ早春の菜物とせんがるこ元品川東海寺の沢庵和尚ものこれを製ス 故ニ沢庵漬の名あり

茎食 寒中虚症の人雑肉 赤肉ホを生姜ノ食ス

新干大根 太山榕 寒苦鳥 又ハ雪の声

あさみ雪のふるふる峰の声ハ寒く人も死ぬる 後京極

○五臺山有虫蟲狀如小雞四足有肉翅夏月毛羽五色其鳴若曰鳳凰不如我至冬毛落而毬忍寒而號若曰得過且過其糞如鐵狀如凝脂 恒集二夏醫家謂之五靈脂是也 [五雜組] 又佛書み寒苦多とい名る臺山ノ住ノ人ハ死ぬる

寒苦貧我夜明造栖又ハ造ルハ今日不知死明日不知死何故造作栖安穩無常身と思ふ 二説頗相似ノ

新干蕪 後京極のこころをよめるこころ

杜夫魚○鮒

十二月

十二月ハ斗丑ニ建の辰ニ

大呂 律　小寒 節

冬至の後十五日斗癸ニ建ニ小寒ニ

大寒 中　小寒の後十五日斗丑ニ建ニ大寒ニ

もと九小寒より立春の日まぐれを寒中ニ

志はす

この月をもつて志はすとも志はすとも年極の略なり

はつまつ　はつまつとも連戸ともいふ〳〵

後師走　つねの後師走ニ

をるとも者ハ暗推ニ奥義抄ニこの月俗伝

ハ公名を約ひ或ハ殺をよるを東西ニ驅走もるが

故ニ師走ニ月を字ニ作ると是字ニ統を設る

の説ニ貝原篤信云豊後國ニ四極山あり四波淋山

と称ニ名も別也ニ統ニ

ことの統ニ要を絶

ことの統ニ四数の四ニあるごとしのこを略せ

る故ニ四波淋と書ハ可ニ其名ニ年極ニ

臘月

冬至の後三戌を臘ニ

漢ハ戌の日を臘ニ魏ハ辰日を臘ニ晉ハ

丑の日を臘ニ

説文 夏ニ嘉平殷ニ清祀周ニ大蜡漢ニ臘ニ臘ハ獵ニ獵ニ獸を獲ニ以先祖を言ニ

礼傳 臘の明日秦漢以来変ハ

これを初歳ニ

古の送ニ

晉の張亮説

季冬 月令

除月 月令

凋年 文選

急景 月令廣義

殷正 殷の時ニ以正月ニ

窮月

霜蟾 韓墨大全 坊心の井ニ十二月の異名ニ

の降ニ

彼ニ混雑ニ

極ハ泉ニ年極

春待月 藏玉

弟月 藏玉 月を略ニ

月を太郎月ニ

極月

に對

梅初月 藏玉

三冬月 仝 抄

弟児の朔日 日本歳時記

弟児の候 全書 或ハ乙子ニ作る俗

問十二月粥餅を食するとあり人の者ども此の日を以
又兒を産む故に産兒の名あり江戸の俗これを川浸
候とて此の日餅を食ハ　**忌火の御飯**　智六月に同
水難なしとの俗信あり　公事根元

大神祭　十四日　四月に同じ　三輪　**天智天皇御国忌**
大明神の祭礼
三日　崇福寺おこり　紀の朱鳥二年より　公事根元
崇福寺ハ近江の志賀寺なり　去年の寺とも称す
八雲御抄　**晩日**　道家公五晩あり正月朔日を天
晩と云　五月五日を地晩と云　七月七日
を道德晩と云　十月朔日を民歳晩　**温糟の粥**　八日
と十二月稲日を王侯晩と云　五雜組

晩八粥　歌に成道の日とあり本朝の五山に於てこの
寺に於て俗仏会をなす或ハ七宝五味　**御鉢ト奏**
の粥を煮ることを晩八粥と云　十二月八日都の諸
十日　六月朔日あり神祇官中臣ト部ホ　**月次の祭**　十日
幸の日　年六月とのことを卜して奏す

神今食　十日　吉いづれも六月に同じ　十日の夜行幸
ある時ハ中和院にて行なはる行幸なき
ときハ神祇官にて　**御仏名**　十九日より　仁寿殿の
行なはる　江次第頭書　九日まで　御本尊を
うつし沸湯の中に入れ南の額の間又南北に机をたて
仏像堵敷をおく仏前に香花を供し扇に地獄変
の沸屏風を　**かけ綿**　御仏名の時導師義
云　公事根源　尤侍ハ被け場に綿
なり　江次第　**柏梨の勸盃**　江次第裏に云柏梨
将和氣の某拾津国柏梨の荘を以花近府に奏
その地利を以官人以下酒醪の料に充　**盃**　初盃ハむら有の中
仏名の時
のうち　**年の終の魂祭**　枕草紙に在り　これも沸
るるなり　○十二月の晦日年の時に帰る　七月に同じ　今ハこの
正月朔日卯の時に帰る　報恩経　**星佛賣**　十三日
この月十三日仏工未年の屠星の形を彫りて禁狂
よ秋ぞ民間にも又あるとなり京師の街上

星仏を画きてあり所謂日月
水火木羅睺七曜の像を画て賣之
十二月 事始 八日 六箇計
その義二月 十二日 荷前の使 十二月十
本綱に同じ 三日或ハ吉日をえらふ
し拾芥抄にみえたり諸国より献る御調 下ノ午
の稲を十陵八墓へたてまつる其その使なり 御髪上
美人御髪の御梳屑を紙に包て
主殿寮に向て焼なり 公事根元 土牛童子の像を立
大寒の日夜半に陰陽師土牛童子の像を門ヒに立ッ
青黄赤白黒の土牛を春夏秋冬の色にあらはして
立る也慶雲三年天下疫病さかりにして人民多く
うせけりしかバ土牛を造り追儺といふ事始まり其國
の青みも農夫の耕作の時を示んとて土牛を立るよし
をえたり 公事根元 土偶人十二枚 高各二尺 土牛十二頭
延喜式 著駄の政 五月に行ふ 撿非違使在京
のとく刑法を行ふ○ 頭子ある
を鉗とひ足にあるを
駄といふ 刑具之
内侍所の御神楽 天子内侍所に

行幸御弾あり刀自祝詞などいふ事あり内侍所の
前にて主殿寮慢幕を引く官人庭燎をたく本末の
座を二行に設く云云 公事根元 ○官人内侍所にいたり
て鈴を取て是神楽を奏する也義之御供米をあげ
こ行幸御久米といふ其の人鈴の音を聴て後に鷄鳴
をなしまゐることゆゑ手を取るといふなり明ると
来年の行事に何とも
障礙なしといふ
寂勝寺の灌頂 十五日 松尾の傍
にあり六勝寺の
一つなり今絶たり
正月事始 十三日
衣配 源氏 玉葛
○女楽を紙にひとく先に緒を配りしと之 藻汐艸
延喜式に衣配去秋のようし定ありて附子も定まる
え俳諧にも冬とする正月の料なれバ
なり女服ハ養老三年に始て製する
浅草寺年の市
元年の市ハ江戸浅草を以天下第一とす西ハ浅艸
御門西北ハ湯島下谷より観音寺内にまふく其地
も商人ならざるハなし十七日の朝より十八日の夜にいたり
諸人の群行昼夜をわかたず実に目を驚さしむ繁昌

(十二)

又この外十月十八日八神田明神の市十五日八幡町平河天神の市十四日八芝愛宕の市あり是ども繁昌

淺草寺　大德寺　岡山忌　十二日　山城國葛野郡嵯峨如来の忌日なり　和布刈の神事　曾我長門國文建武二年十二月十二日殺

宇佐の宮の北にあり隼人の社と称す事る神五座玉依姫。彦火々出見。豐玉姫。不菁合阿度目祇良ありの時日の夜四更に祝衣冠帯剱うく縁を携へ炬を拳神前の石磴を下り海に入り和布を刈るなり終夜祝詞あり元旦に和布を神に献ずる　秋宮繪馬

黄昏既にくれなんとを撤し四主に献ずる　秋宮の樹下に毎日　伊勢國奉氣郡斎宮村にあり秋宮の傍に小祠あり時の夜絵をかくることあり行疫神をなぶるなり　天王寺の道公法師能せよ

是ときこの樹下に宿し絵をの神にあひ疫神の馬に乗ることの絵馬の神前に献ずるなり

ようを待つことありて法華経読誦の功力により

てこの神補陀落山にて祝ずるの業分属となりつゝ場山井より

勝の候　白米賣　五條天神祭

彦名に参礼八九月十日に紀ふ祭日の夜京師の

土民条治　白米を買ひこれを自家に焼く

又小国の候を合せの候社の傍る勝軍地蔵

に供ずる雨の候ゑりく勝の候とゝ載へもひ

をうちんとゝふり名をもそうこの二物旧例に

つゝく官ようこれを賣りむ近世　吉田大夫

この料を社司に献ず制裁をむとぞ

今夜節ト紀家吉田の斎場の門陣に於て清

秡を祓ふ神人一人これに使ふ式正月十九日の

夜に同じ節分の犯ト紀家宗源殿に於く

神道授ケを授ケを疫神祭札三千枚を出と称

人ひとえて門戸に貼ずるなり　尼塚祭　節分の夜吉田神祇官よりおいて

紀ふの式度上に塚を築くこれを追儺

尼塚といふ正月十九日に解去さるなり

儺ハ以疫を驅く古人最これを重む漢ハ唐
ハ宮禁中ハ宮人ハ侍ハ童子
千餘人ハ玉建ハ持ハ金吾除夜進儺
名畫繍朱衣四隊行ハ人今即チ民間ハ戴
ハ但画鍾馗と燃爆竹と耳　五雜組　○大舎
人寮鬼を勤め陰陽師祭文を讀南殿の辺
ハ人を追ハ敢上人
所製の方ハ桃の弓蘆の矢を射
公事根元　儺ハ晦日のハ公事根源ハ云ハ
ハ世後問答塵添埃囊ハ節分の夜と
按ハ今ハ節分の夜進
儺とあるハ節分ハ後のハ

鬼やらい

福ハ内

この俗呪詛く来ると久し　外雲日件
録ハ云文安四年十二月廿二日明日立
春故及昏景毎室散燥豆因唱
鬼外福内四字云云この俗ハ
ハ

拵賣

拵揮

なまりの豆拵揮

鰯の豆拵揮○まめの
豆ハ

三ハ佐日記ハ云ハ今ハ鰯
の豆を用ふるハ鰯なり

燥豆

鬼擊豆

浅草観音追儺

除夜七日
浅草堂中ハ元乃チ初更の頃鬼形の者一人堂外ハ
出ッ又二人方相氏の假面を被りて鬼を追ハ
て堂を巡る後除疫の札三千枚を撒ハ諸
人ハ拾ふ糸清の人各あそび拾ふ取ハ
家の門戸ハ貼

船神祭

北方除夜肉を以ハ神を
祠る

猛松猛婆

節分

北戸録

年内立春

古今集元方
ハ
きのうのうちにとことしのうちに
いとこそとやいはんとも

除夜

十二月毎日ハ夜を除夜と
ハ云ふ言ハ
ハ世夜舊年を除く本邦の俗この日つ
を焼く食ふ是繼身の例なり
をとる家ハ
食ふ是借取の

大歳

元日を
祝語なり今ハ大ハこの戯ハ
小歳と

いつよ對くく曾を

大歳と云 珊瑚代醉篇

晩歳 月令廣義 餽歳 仝上

○別歳○行歳○除歳○歳暮○いぬる年

○年の終○年波流く○年の果○寺歳○年歳

○年の際○年の瀬

春を隣 隣は將近と云ごとく 分歳

○去急く○春近き

宇典曰風土記云除夜祭先歳事長幼聚飲祝

頌而散謂之分歳○支那の俗除夜その先人を祭り

長幼あつまり飲祝頌して

散を名づけ歳といふと

大晦日 小晦日

十二月小の月を

いふ九日なり

私大

奥州南部の人十二月小の月を

いふ故に私

尼稜 尼落

○此月まるより貧者

大といふを

毎数十人群をなす

神鬼を装ひ男婦鑼鼓を以門を巡り錢を乞ふ

これを守夜胡と名づく又驅祟の類 夢花録月令

○十二月二十四日これを文年といふ丐者塗抹

鬼形を装成し驅儺と呼跳して利物を索乞 熙朝

樂事 うるはしく唐山も丐者のすくなきひとつ

なるべし尼稜は逐疫の代醉篇に出ず

年忘

唐山まつ潑散を人宴集まりを潑撒といふ常稜州云田婦亦食鹹

潑散新歳除○本邦の歳暮にこの月十日

良賤親戚朋友を請ぜく酒醴をすすめ

まつりこれを年忘といふ是年中の勞を忘るゝ

胸搞

節季候○むかしは乞児とのれる人家の門に

立ち膚をあらはし身を以絡を敷き節季さまちか

くといふく錢を乞ひ乞を拘くことを三十六番

職人哥合その國のことなり今は節季とのみあり

八月鱣取

江海所々とのみあり伝州飯田の海の

一里ばかり冬月氷ふかく厚サ三尺に及ぶこの村の人

氷を採る先氷の上に小屋を造りむしろを敷く

穴を穿ちその穴に樽を建て漁者の休ふ所とす又

網或は縄を入れ穴を穿ちもゝ燒火を以もきこ

延縄をのべ餌を以釣とるその數數〻氷を

と紀ハ[illegible]を用ひ近来南紀ものし一種首ま七星
ある奥を得て土人七星魚と以ふ本草綱目ハ鱧魚
眼の傍ま七つの星ありとふこあ
このたくひまと或人ハ云ふ

節季 二十二日より九七八日まで

波女等 十日より九日まで

年籠 伊勢大神宮(系統)元日神祭をなすこあり

孟宗竹 この竹冬も筍を生ずあるこの名あり

簑和田の鯉取 常陸国簑和田の鯉當國の名産こ[illegible]この節を以採

陸り魚 乾魚

鹽鰹 口陸鱈 この数歳ものこ

年の市 ○松竹賣○注連飾賣○破魔弓賣

煤掃 ○柏搗栗賣○餅羽子板賣

○漢戸ま十二月下旬屋塵を掃ふ漢ものこれを除殘とひ我俗こ[illegible]

とりとふ○呉中十二月廿七日屋塵を掃ふを除殘とふ 春卯歳時記

札納め

祈禱の札を除 ふ日迄なり

竈公祀 俗曰十二月二十四日竈を祀る紺寛神この夜天ま上り一家の善悪を以天ま奏ス是日婦人女子脊を持ス云俗猶云を繼公と以萬事例云竈神晦日天ま上り人の罪過を白ス 五雜俎

竈神六女あり常ま月の晦を以天ま上り人の罪を白ス大ものハ紀を奏ひ小ものハ算を奏ス 酉陽雜俎

○我俗十二月下旬修驗を招く竈神をまつこ

竈掃 又竈注連とふ正月五月九月も便りくの如一

鵲始て巣 大乙ま向ひ大歳を背巣つくる来年の風ものきを[illegible]

○鵲の巣 元ものく[illegible]或ハ仲冬或ハ季冬或ハ孟春始て巣る 月令廣義

雞乳 月令

犬原の雜喉寢 山城国愛宕郡江文明神の社まあり犬原村の大沼と以池ま蛇井ま村の大沼と以池ま蛇井ま村の[illegible]

夜ごとにくるまで男女一所にあつまりおどりくるくれ
ゑ大ゑの雑喉夜とゝ云その夜男女のくらひをこゝ

冬至 大海日の夜を元旦より空りく蓑をさゝ

岡見

逆蓑 上は注

温古録

年木樵 春用る所の薪を

鯛味噌 肉と味噌と

豆腐 苞

宝船 大晦日の夜七福神の船を引たゝ所の画を枕の下に布八条く吉夢を

味噌とゝ歳末の荒物

を酒にて麦麩を

ゝ歳ゝく今の俗もゝゝめゝをおきこれを

宝船とゝこの画のゝゝ迎夕のゝをきつゝくこの分

のゝめさゝとゝ迎夕のゝをきつゝくこの分

も古くゝりのゝゝゝゝく武備志の日本風土記

この分ゝこのゝゝ今ハ正月二日の夜この

戦をゝり江戸の街上元日宝船の画を賣

貘の札○これも初夢ゝてゝゝ○貘ハ熊

ゝ似ゝく象の鼻犀の目牛の尾虎の足唐のゝき

ゝく貘を画ゝ犀を作る 塩梅淫邪を辟く 百

氏文集 ゝゝゝゝ○貘の夢をゝゝゝゝゝゝ元仏

説ゝり出ゝり

門松 松ゝゝゝ

暦の巻返 右ゝゝゝ暦

早咲梅 桂

歳藏市 江戸日本橋の東二町ゝり四日市ゝあり三河ゝ

江戸ゝ来りゝ駿ゝのゝ義を備ゝこのゝ義ハ安

房上総ゝゝゝゝゝ毎年四日市ゝゝゝ慣ゝ

ゝゝゝゝ雇ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ市ゝゝゝ

王子の鬼火 江戸近郷王子村稲荷の社

辺ゝ柴束樸ゝゝ榎樹ゝり毎

年十二月晦日の夜半ゝこのゝの下ゝゝ群狐ゝゝゝ

ゝゝゝゝの鬼火を訳農民明年の豊凶をトス

今夜社内ゝ

年の夜の大神楽 大晦日の夜

読人系統ゝ

ゝり正月十

五日ゟ江戸の街鑑大神樂の師匠来る　冬至情む

長崎の柱候

肥前国長崎ゟ之の候状
日ゟ終りの一旬の候を家内拵へ紀名
花正月十日左義長の火中ゟこれを炙く食ふ事
これを拵候とゝこのゝと西鶴が世間胸算用とゝ草
帝ゟ下ゟ一里ゟ中の淵
とゝ西ゟこの所の孫ゟを移のひ多ゟ投現とゝこの神
候を忘れひ多ゟ中の淵の人年ゟ候をゝ民
元日焼飯ゟ菓を入れ二箸ゟ
雑煮の代ゟ孫ゟを候拵ゟ里ゟ

○千葉矢　下総千葉郡千葉寺
十二月　晦日
○前鬚神ゟ　宗祇園　元日ゟ
日日
○榛名敬　上州榛名山
日日
○初物喰ゟ　出ゟ大社ゟ祇社　本紙図信
十二月　初日

俳諧歳時記冬之部畢

俳諧歳時記雑之部

江戸　曲亭主人纂輯

巻之末

連歌ゟ五ケ十ケ
物あゝど俳諧ハ百韻ゟ
俳言ゟ紙ゟ連平ゟれバ環俗ゟ
俳諧の連ゟと書べきゝ

負徒説

又傷ゟ
俳言の紙ゟ大ゟ
紙物の沙法ゟ及ゟ但紙ゟ
ゟ用ゟ紙ゟ
紙ゟ紙ゟ下紙ゟ
初句ゟ上句ゟ
一字ゟ二字ゟ返音　三字ゟ中略　四字ゟ
ゟ下略ゟ一字ゟ
数。日ゟ火。二字ゟ返音ハ花ゟ縄。
繰。三字ゟ中略ハ紙ゟ紙。四字ゟ上下略
玉章ゟ松。苗代ゟ
の文字ゟ四ゟ
ゟ脇ゟ三ゟ

句論 紙わけ字まとめ表八句の
くらべ八まくらべ

百韻

表八句 月七句目 裏十四句 九句目月 十二句目花
二 表十七句 月十三句目 裏十四句 十三句目花
三 表二の表 月同 裏 二の裏 月同
名所表 三の表 月同 裏 三の裏 花同
表十四句 裏十四句 表十四句 裏八句

百負の三の一打 抜くを七十二句とあるべし

四十四

表八句 裏十四句 名所表十四句 裏八句
○百負の初れと名所の二れ、それぞれ

五十韻

表八句 裏十四句 表十四句 裏十四句
○百負の二の裏くらべを千韻とす

七十二候

表八句 裏十四句

七十二候八十負四十句くらべを
ども花月の定座百韻同

表十二句 月十句目 表六句 月八句目 裏十二句
裏六句 花八句目 裏十二句 月十一句目花

歌仙

表六句 月八句目
裏十二句 月十一句目花

源氏

表十二句 月十一句目 表十二句 月十一句目花
裏十二句 月花同 表十二句 月十一句目 裏六句 花八句目
○源氏八二の打を歌仙に加へる表裏十二句 月花同

長歌行

表八句 月七句目 裏十六句 九句目月
表十六句 十三句目花

短歌行

表四句 月十五句目 裏八句 七句目花
裏四句 月七句目 ○長歌の作八四句
に十八句之 短歌の作八四句之

東花坊文考の作とて
表六句 月八句目 裏六句 月八句目
又裏六句で裏六句で表六句之点

三ツ物

發句 脇 第三

表八句

表之婦人和 神祇 紀教 恋 雜
述懷 懐舊 古人の名 同字 名所
病体おもり 但婦人 古人あるべし
るを初句ふまるべし 表の句体をくらべる歌

句數

同季 四季中 八句表

春秋 三句 六句表

でく二句
ゑ八句ぞ

隻冬

一句 三句 表裏一句 三句八句ぞ

戀　二句ふり　みだる　まどる　一句えた　恋　四番の長　恋句おいの端ふり出すべかげ句ふ一句ど
めく出ぶ　但句去
神祇。釈教。旅体。述懐。
水邊。山類。夜分。居所。一句ふり三句か　動く初ぶ所
紙ふ　ふ　ふ　

の人はさ〜合を
くべきもう

不附物

帆風○歯ゝ長糸○宝ふ
○曙ゝ長糸○宝ふ
呼る○鳴くふ鳴る○音る人々声伝○物屑ゝ
舟○廣ゝ貴る○せんゝする○御ふるもの。ちの
らん○らんゝらし○つゝゝ行る。呼ゝ口○氣ゝん
ひゝゝん○清きん濁ゝ○いゝゝ何○ゑゝむゝ〜き
○ゝ〜きふゝるゝ○耳ゝ聞○ゝゝ拍。拍拍
む○ゝゝ繕む○見ゝる○皇ゝ白い○宮沼
ゝ系○紅葉ゝ詩田○花ゝ春野○蔦ゝ花也
○花ゝ桜○山里ゝ紫の屋。紫のか○淨ゝ
紅葉○只雲ゝ書初の時○板ゝゝ絵冊
ゝれ○老ゝ年のゝもるゝ○ゝ〜ゝ〜ゝ○嘆ゝ
○ゝとゝゝ進き○爰ゝゝて○ゝゝゝゝき○窓ゝ
ゝ○名のゝふ妻のき○ゝの宮ゝ藤。萩ゝ
ゝ紀の歌ゝ）この余ハ
ゝゝゝゝ〜ゝ知〜

附て不苦物

成ゝく○ゝ
ゝゝこなき。
いゝけきつもるき○ゝゝゝ○目ゝ孫ゝ○
年暮れ○ゝ月ゝ夏○ゝゝ神○塩ゝ続○橋ゝ花

○月ゝゝゝ〜紀弥生。師走○月ゝ春。歳月。ゝゝ
ゝゝゝ〜ゝ紀歌皆附を嫌ゝ今拾ふ神ハ衣
ゝん日ハひゝん夜をゝとゝ
ゝぶゝゝもあゝゝハゝゝ自新ゝ
ゝ

二句去

枯木ゝ樹木○親ゝ○衣類ゝき
野ゝ原○ゝの帯ゝ藤ゝ○表ゝゝ九帳
幕ゝ敷○丹ゝ朱紅葉○車ゝ舟馬○比ゝ似。
○植初ゝ泳水○鳴ゝ鳥苗代○舞廻る○雨ゝふ
ゝる○夏ゝ霧。雲。雲。霧○月日ゝ新ゝ
○ゝ体の鳴○雲霧雲ゝとゝゝゝ○鶯ふ
ゝゝ○名ゝゝと名ゝ○本ゝ○魚出る鯉ゝ
ゝ○朝ゝ○いつ何ゝいつ
紙ゝ生教○人倫ゝ人名○
何ゝ。ゝ。ゝ○ぬゝゝ○せんゝる○ゝ
のゝ〜但ゝゝゝゝゝ○ゝ〜ゝ〜ゝ○ゝゝ鈴
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ○ゝゝゝ○萩ゝ風○弱ゝん宮ゝ
○ゝゝゝゝ永長○ゝゝゝゝ○ゝゝゝ○
煙ゝ薄○ゝゝ被禅○向ゝ逸○ゝゝゝゝ○
汚茅生ゝ延生○ゝ無ゝの時○一ゝゝ紀ゝ。ゝゝゝ。

三ヶ月　ふるき　ふるし　〇老　雅歌　〇烟　編笠　〇天蓋　〇蓋　〇旅袍　〇決　〇捨　〇すてる　〇
俯　〇美　〇婦　〇彫物　〇美　〇現　〇美　〇不　〇戸
〇戸　〇戸　〇　〇中　〇東　〇目　〇涙　〇刃
〇章　〇酒　〇蓋　〇遮　〇き　〇つ　〇れ　〇熱　〇ひ　〇熱　〇上
〇ぢ　〇ぐ　〇ぐ　〇　〇ち　〇　〇ち　〇ち　〇ぬ　〇ぬ
け　〇濤　〇根　〇り　〇ト　〇ち　〇ち　〇おや　〇枝　〇ち　〇ち　〇九
〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇　〇
〇宝　〇の　〇ち　〇　〇　〇眉　〇眼　〇ま　〇む　〇ま　〇ま　〇
鞭　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇眼　〇眼　〇涙　〇ま　〇涙　〇山　〇
降物　〇月　〇ま　〇休　〇ひ　〇ま　〇引　〇れ　〇ま　〇ら　〇れ　〇ら　〇ん　〇婦
〇妹　〇紫　〇濃　〇紫　〇竹　〇ま　〇右　〇長　〇竹　〇ま　〇向　〇後　〇ま
〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま　〇ま

道見　来聞　本指　里　去　跡　相　明　恵
声　有　是　小　素　深　心　伝　伺　又　己
遣　風　方　難　無　吉　寿　夜　度　絶　立　袖
真　深　深　中　成　猶　何　無　波　村　寺　浦
野　原　塔　思　多　同　雲　美　出　入　今　亀
果　果　程　多　可　同　取　共　遠　雷　近　教
音　置　喜　忘　波　我　川　婦

五句去　同音字

仏三句去の字を云ふ

田　竹　月　御　夏
杭　烟　弘　路

七句去

一の字は表の字を云ふ　二三句去

酒　よ　着　○御　伊　佐　清　て七句去　同

火　と　桑　杉　を　花　よ　橋　○　句　よ　変　○　園

家　鹿　の　ま　○　馬　殆　ま　き　○　ま　見　○　水　氷　室。氷

の　様　表　を　神　よ　り　な　な　七　句　を　之　鉢　八　る　ま　し　て　知　し

表示の物

ぢり○さり○佐の字

伊勢の神　稲　蓮○蕾　馬

亀　蛇　卯の花　乳母　園

一座一句物

扇　酒　香　妾　妹　姉　寺　尼

海士　霰　鮎　芦　伊保姫　六月　夏

猿　柳　侍　雑子　令

浪　狐　蕭　春　床　名　姪

男　夕　負　湯　仮　弓

犬　命　妹　脇　田舎　従者

蓮　謀　祖母　母　父　祖父　柿　名　塀

鶴　入　牡丹　髪　附　虎　女帝

鬼　先者　伯父　伯母　遠日　永日

男　姑　婿　妖　妻　夫　男　女

隙　子　児　雑童　灯　子　茶

神　神禾　滝　陰　家　別　業　拍　木　酒

けふ　糸　髪　嫁　枕　瓦　蛍　竹

傘　雑　釜　鏡　亀　紙

被　板　屋　物　唯　多

代　遊　遊　池田姫　伊保姫　稲　七夕

たく　ま　新　ふき　玉　三　寄

滝　歴　世　酒　寄　猫　師

雨鈴　雷　猫
鳴子　蝶　栄　蛍
柳　席　白雲　井
去果　法　萩　井手の蛍　蓬
熊　山　茅屋　蓬
車　純　矢　柳　山吹　茅
薮　茂　孫　町　眉
筆　墨　硯　灰　古々　本柱　暦
今年　去年　昔　白雲　氷
夷　法　汁　芍薬　蝶
娘　あやめ　桂　狂
雛　楸　紅葉　絵
百浦　浅　関　炭
孤　鮒　柔　王　帝　石　常　詩
霊　寒　孫　祭　仏　人の名
聖　哭　○
額　百員　一句　歌　いひく　品

百員　一句　歌　いひく　品

もあるべし

一座三句物

樓　春風　庭　白雲　年　岡　州
霞　嶽　苔　玉の緒　例
礼廻　外面　貫　椿　国　泣　渚　菜　村
沓　棉　富　八重　松風　籠　嶋
梵　銅　江　秋風　曉　曙　波　音
岸　湊　沙　来　峯　嶋　蛍　螺
五十員　住居　洲　卯
五十員　一句　但　ハ
八二句　三句　品
八二句　三句　郷　四　定
遥　遠　すり　卯　鶏　き　唐　便
頃　園　緑　住　流　恨　逢　新　常　桂　嵐　光　海
恋　住　流　恨　逢　新　常　桂　嵐　光　海

一座三句物　初　羽

なまこや

一座異物

正花　宮　霜　室の字
雪　三句ハ其の名異物ホ　雨　三句ハ其の名異物ホ
夕　黄　泰の字　水　奥の字
黒　青　赤　天　霞　鶯　門　ゆしハ
端　戸　世　頼　常　百　千　咳
火の字　文　上　屋　けりと留る句

一座異物

女　鬼　翁　病名
下に句留てとめる

別吟

文字ハ四声
別字別吟ハ
俳諧の別吟あく辛
上去入の四声も　物ぞ　只俳用を是とする文
字もて別吟と称をさくい紙数〇大
私ハ大〇紫〇紙業〇

折合

折合ハ上の句ハ
代る

人倫異物

身　詩
我　他

名の神　名の伝　狼　竜
扉　麒麟　鳳凰　幽霊
奥　田　士師　猟師　山士
のうひ
老　汝　己　独　黄　綱代
うの文字をとれ句の
腰の句ハ切ふ
ゆとうちのるがぬ〜うれど
上去入の四声も　物ぞ　只俳用を是とする文
字もて別吟と称をさくい紙数〇大
私ハ大〇紫〇紙業〇

南無ハ書〇南ハ南白〇胡麻ハ胡〇行ひふ
行く〇親ハ金ハ払ふ事の影ひ　その紙を
ゆすぐ　ゆ　ゆ　ゆ　別吟を附句をきくこと
新宅ハ今ハ付ハ　雑物ハけ変ハさある変を忘れ
往来ハ義傷を考退ハ　ハ流ハ流ハ
初中ハ会ハ　ハ久ハ　ハ流ハ
吹風ハ一ハ　ハ　ハ　ハ
年ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
除雲ハ懐帯　ハ　ハ　ハ
俳物除ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

右端書ハ　接草　初心の人ハ　句数
を出ものハ立圃ハ花ハ　ハ
品すくなくて　別　ハ　ハ　後
のハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
くハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

夏の正花

余花　若葉花　若葉の

花ふ杜鵑　花ふ杜鵑　花ふ杜鵑

秋の正花

花火

夜ふかり　花相撲　植ゑ物ふ　花燈籠　燈籠　植ゑ物ふ

冬の正花

帰り花　帰り花　植ゑ物ふ　餅花　植ゑ物ふ

雑の正花

作り花　植ゑ物ふ　鈴の花　上　花挿し

造り花　造り花　花長盃　花の盃の盃の盃の盃の盃　花鞦　花歌

数寄ふ　数寄ふ　植ゑ物ふ　花塗　同　花ふらき　鞘鞍ふ　花ふらき

茶の花香　食物　花武和　人倫　燈花

花毛氈　花の氈　花筵

式部の匂体ふ　式部の匂体ふ　花の花　花の花　花の花

花の氈或ハ花を織る筵ハ公美　花嫁　花聟

人倫の匂体ふ

詞の花　云詞　植ゑ物ふ　声の花　同

花やき　絵の花　花やき　栄の字ハ忘れ草　訓花ハ花ハ稀ハ

詞の花　花紅葉　雪月花　雪月花　八月花

花と共ふ　花紅葉

の度を招ぶ　雑ハ度ハ　雑ハ度ハ　雑ハ度ハ

雑なり　五ふ　地紀　京ハ

非季の詞

栞ふ　栞ふ　神

放生河　橋田　櫻人　契沖の説ふ　橋ハ

橋川　人倫　伊勢物人　迎ハ人

雑ふ　諏訪祭　公祭　七月廿日

諏訪の菓　菓子菓

忘れ草　忘れ草　繰ふ住吉　住吉　住吉ハ　秋ハ　思ふ牛丹

雑

劉訓ゥ古ゥ○落葉代交　定家の君　裏候
牛の莫名ゝ　夕教の上　末摘花源氏　鶉候
そし　志のぶもぢ　花田久　ひつまぶ　釜　表松浦
野花ひ　良の石茶　臥の雪　眉　柳蓋
利ゥる蓋　柳笠　柳笠　柳樽　ちよ死樽
竹の子笠　細代屏風　同笠　同輿　黄ゥる泉
柳煮の鋪　葛ゝ待　葛餅　菜畠　菜飯　柳ニ
蕎の麦切　栗餅　うゝ味噌　ひえきびの飯
胡麻和　銀杏　柳町　汐菅生　日蔭　白の小鮒
○右ゥ記ゥハ書き和を志ゥる氏皆雑　餘ゥ長ゥして知ゥし

意の詞

意ゥ定ゥまる詞ゥ但ゥ体を以定
めゥ一ゥ志れゥども古人意の二ゥ為めゥ行らひ
とゥふゥとゥ詞ゥ是ハ三ゥ句の流ゥ詞ゥ志ゥ為ゥ為ゥ
詞ゥ意をゥ為ゥ志ゥ為ゥ為ゥ句ゥ為ゥ為ゥ逆ゥ志ゥ為ゥ
意ゥ句ゥ為ゥ為ゥ意ゥ為ゥ為ゥ為

をむすあがぬとゆ敷うゝい首名れば父ちゝそゝむすあ
残害ねそのちかのむすあ又が爰ゝゝよあ敷式
（ぬぎそう敷そのたぎりのぬれ衣長沉淪の志すゝ
ゝ敷ハ名ゝゝ紙を復ゝゝぬを衣のを狩俗秀略
後撰　まこと長咲ゝを濡衣ときするゝゝのゝゝ多　敷之
源氏　松島や袋のぬれ衣ぬれぬをゝ脱ゝつゝ名をゝゝやハ
この外もあ
ゝ徐ゝ

かさ張る皆　女のこゝるゝどもゝゝきにハ
寄ゝる復のおのづゝ手まる
てぬけ

ほそつゝ弱　人ゝゝゝゝ附ハ
弱のつまづゝあ
ぬゝぞ

恋占

後朝　きぬ

さゝば垣　心城朱雀ゝあり極女
ひゝゝゝ客を送る男長

錦木　青陸奥ゝおりゝ女の門へゝる木ゝり
名ぎく　その木ハ一尺ばゝりゝゝゝ五色ゝいろどり
ゝるゝの男ゝ錦ゝこゝゝぞ初花集匡房ぶゝ
ゝ立初ゝにきゝのゝつゝなゝて
能因　錦木ハ立ゝゝゝゝ杉
ゝれゝの細布ゝあぞゝ

ゝゝだの死　本朝
ゝれ俗

佇

諸実ゝゝぶ

伊達　上ゝ知ゝぶ
ゝゝをあゝゝふ　春心惚る
ゝ

色情　男女相互ホ
ちゝゝゝ

恋の終ぎ　恋の
ふゝび

拙言ふ

妻の松山浪元　陸奥ゝゝ
男女れ

て後ねぎおゝゝし
ゝの敷をゝぎゝゝ

領巾

謝主丈石　同山　幽明録　昔貞女ゝゝ
ゝゝ記ゝ
たゝゝゝ
其丈復ゝ侵ひゝ遠く
國雄ゝ赴く弱ゝを携ゝく餞ゝく武昌北の山上ゝ送
ゝ立ゝゝく化ゝて石ゝ成ゝ又忠列ゝ望夫樓　望夫臺

相思州ゝゝゝ婦ゝの丈を慕ひ化ゝ
ゝ大明一統志ゝ知ゝ又速異記ゝ載ゝ

石尤風　お俗ゝ石
氏の女家

麻毛山　万葉　肥前松浦郡ゝゝ
左手彦ゝ妻作用嬢ゝ
ゝて尤郎の婦ゝ成ゝ尤ゝ死ゝ妻ゝ
曰吾當ゝ大風をゝゝ天ゝ婦人のゝゝ高旗を陽ゝ
故ゝ石尤ゝ名づゝ亦石郵ゝ絶ゝ
詩ゝゝゝゝ

名児名　万葉

五雜組　石尤風ハ海風ゝ

ゐ一名を長間のてるとあり上絞葛飾郡蟹間の郡中の夫
天女と武人のこゝ夫人ハ武蔵の方言なり拾遺の方言なり

伊勢物語　せみハ東國の方言なりてゐ

夫婦　ハ男着　五人ハ家　**嫁**

聚嫁　未人　月老　又ハ媒人　**御房**　ハ女の敬稱

閨ハ宮中ハ　小閨なり　**洞房**　洞房両様合歡花　水滸傳　**羽毛帳紅閨**

肉屏　肉陣　共ニ房中なり　但勾践ハ天陰　**後宮**　禁廟中　美人の在所　**美人の名　美人を画**　王牆宇ハ昭君　漢の元帝の宮人なり

漢書　元帝後宮既ニ多シ常ニ見ルヲ以得ル乃画工ヲシテ悉ク形を圖ラシメ圖を案ジテ召ス幸ス諸宦人皆画工ニ賂ヲ多キ者十万ヲ出ス者又五万ヲ減ゼ独王牆肯ヲ不遂ル見ルヲ成得ル匈奴閼氏ニ入ル美人を求メ閼氏と共ニ去ントスル時ニ於テ上図を案ジテ昭君を以テ行シムニ上ニ及テ召シテ顧を見る

後宮ハ一ヒ帝ニ見ヘを悔むもの名籍已ニ定ル帝信を外國ニ示ンを故ニ復人を更ヘ乃チ其ヲ

窮案ニ画工を市ル案　西京雜記　**胡床嫁**　上ニ

漢書琴操の説ハ迷ハ異なり

返魂香　漢書　李夫人ハ季延年ノ妹武帝の夫人　返魂香の事世人の多ハ知ル所ハ略ス又唐の玄宗羅公遠ニ就ク揚貴妃ノ魂を

又ハ李尼漢武の事ハ仙方五雜俎ニ出ル　**香**　薫物

蘭奢待　黄熟香　十種香　競馬香　三夕香　吳越香

沉香　劍鶏香　小鳥香　住吉香　百和香　奇南香

伽羅　赤檀檀　**沈水**　**式未舟**　**初香**

大泥　源氏香　香盒　香匙　掛香

白ひ代表

西南　**うゝ香**　**守宮の識**　女の肘ヨリ血を

おけハ一切消うせぶとう春ハを

博物志ニ云ヘリ蠅蠅ハ石龍子と名づく守宮の名ハ秦始皇帝官人の私あんと識ヲ不ク

飼ク宮人ニ点ス故ニ名づくと〇時珍ガ云ヘリ

の説万畢術。博物志。墨客揮犀皆其法　紅粉　眴

あり大抵美容を飾る術の人倫別の術の人倫

黛　眉掃　妖婦　男色　美少年　雅流　雞姦　男色

常陸帶　夏の紅　紈石鴻　夏の紅　雞喉寢　男色

密男　於曾風流　今式人樣の男色　男と男

中ゝ俗ふおそすぎ　乾ぎどふがやー　樣ふをもつく　俗意遠

ゝり万葉ふ於曾の風流　又於曾也代君又心銳多向

爲在などいる　妹許ゆく　女の許へ行くふ　紅絹　紅絹を意

ゝ紅ゝ

とまるとと三吟未來記ふ　汚さ　枝ふ　ひぶ　枝ふ紅

ゝふゝともとふ　ふ　白ふ　えげゝ　ゝ　男ふ　ゝ　ゝ

とふ　酒ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

白中ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ

休ふ

女房　女房　男房　元宮人の給へ　妾　和名抄　僕女又同

ゝの妻を　ゝく　女房と

外婦　指　女　貴妃　宮嬪　姉妹　卿女　妹子　妾子　妻子

歯　妻　妾　妾　妾　妾

花街　遊里　乳母里　古市　室の津　神崎

江口　大磯　紙屋町　淺妻船　吉原の里

浮身の宿　浮身の宿　新町の里

遊女　遊行女　繩曳女　妓女　娼女　雛妓

宿　阿曾見　出女　夜發　辻君

女樂　傾城　白拍子

小三板　上方　水計傳　禾九　匂會　髮結　髮結　髮結

白眉神　妓院の守護所　鴉老　妓樓の老女　私窠寺

隱童女　寸幕　五雜俎　幕頭　頁城　傾城　傾國　傾城

陰間　男色を　兎子　旅陰間　金剛

野郎　色子　伽やらふ　坂で伽やらふヌピンヨウ女

亡八　清廉の心　仁義礼

暁傘　元禄のころ江戸吉原の名妓中将姫胡蝶ふるを八傘を要ん

の八ッを七ッ美　中将姫胡蝶ふるを八傘を要ん

きえのあれ　暁傘　とて真角ダ　神楽　正字通路　史

ばすきれ　暁傘を　ばるるもの　二不如

女媧正姓姒戚　式人生　然ル切字を用ル

磬同是日神楽　切字　切字ハ四十七字ニ

切字ハ　とあの言　ハ　ハ　ハ　世ヨ切字ハ

てふをはく　ハ　ハ　ハ　唐山ハ

焉哉乎也を以　虚字　虚字ハ　ハ

うつ　我　切字　ハ　ハ　ハ　ハ

てふをはの　字　ハ　ハ　ハ　ハ

七ッをうつめ　てふをはとのひ　ハ　ハ

ともつて　初字　ハ　ハ　ハ　ハ

ば　切字　ハ　ハ　ハ　ハ

ふ　ハ　ハ　ハ　ハ

ふ　ハ　ハ　ハ　ハ

古人の後白　ハ　ハ　ハ　ハ

物　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

公人数　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

ハ　ハ

ち

治定の義

る

現在

来

ぬ

ふのぬ

つ

て

と

な

に

ぬ

ね

の

は

ひ

ふ

へ

ほ

ま

み

む

め

も

や

ゆ

よ

ら

り

る

れ

ろ

わ

か

題

一句自他

その実情なり不用なり表遠等一歌を
はくく添ずる付ハ云をなぞらへ歌あるもがもなみ
なりなぞらへをなくいひかなるあるいはれど歌添ふ
表遠等とつかふ大なりくまで先つ歌の始ひき後
解すべきなたくハ花の歌なりくハをくハ庭なり
咲なり一なり先林のあるぐあるこころを殺一さ
くく朝日夕日家風なぐ氏なりくきなりくの風姿
をおりひめ八月七夕くくなり実情なり楽一出生一

初花　初開き　初雁　初雪などまくく初の字中後
なる歌ハ初の字ハ略なくてハ入れてぞ初人の人
なくくなり　初梅　月花雪などの歌
なぐさまの　又ふまる　紅葉　紅葉など二

一字題　字なりなりも一名字ハ
ぞくく一字歌とハなるべく

結題　おをとよをあい
なくくこれなり

不字六字なるふ至る歌なたくハ
神主の歌　雲中抜きなるなの歌
こころ家字なりなくなり
ぬなり歌なり

雜歌　三字四字
又字の歌

経文歌　法花経なの部なり
の部なくなり

とり出す歌

詩句題　詩句をとり歌なり
又詩一篇のこころを添
なるなり

組題　故ハ五首十首又ハ千首歌を組
あるなくく添ぐるを組題とふ
なり

傍題　これハ歌の外ものを添
なるを傍題なくなり

落歌　花ハ路の花とふ歌なくなり花のなく
なくなり術なくふのあるなきなり

兼題　二の合題
付なくく歌

探題　序上なくく歌をなくなり
を定めなり

古事古事取　歌なり
なくくハ他ぐなり後古なるハなりくきふへ一花なくこ
又大切になる和なの抜く歌なく古人の他何なるなくなる歌なる
歌ハなくく古人の他何なるなくなる歌なる
らなくくなるなるふ添なくなくなくこなやす
なる歌なる出なる付なる初人の人速歌なくなくて
秀遠なる行なくなる○五位井許六の説云歌自歌

むらの六弦の曲輪をとるまでく素木をへ一軒の無
輪をとれれざまハあぶらく等新をくしてくぶっ
ちゃくとそをまくうけがう紙法をいふくるれ新の
無極紙をなれて業下六侍新をなりうれハ
古人の顔をぬく陵お歌をもれ
お。こゆ一を知ゆさぶへうるなへ

附合

一ゆ一

あらくれけるく作くへ一服ゆるの所為をけるまま
爽句の余情を補ふべ一月三八特句の場ゆなり
をふうけ句のおゆふ作るへ一古人とおらんもなり一
面の外月三ふまっまを生ものの句と優をふ
あるまの三句八だと八天地人の三さん爽句の天さ
生ゆ一紙句の地句ゆ生ゆ一陰陽ゆ偏成ゆ
後月三の人さの間ふ生ぶ人間天地陰陽の氣を
ぬくなりをそどもの姿天地ふ天ゆ月
三ゆ一紙句一四句めゆ八句めゆ月ゆ
本意然ゆ裏ゆ裏ゆ人情ゆ月ゆ
樂生ゆ二の業ゆ名詞の意ゆ生死流轉
吾敬聖恩治礼豊国の長別ゆ名詞の裏ふ

即ちく性者の本ふ場ちく天下太平ゆうちを示
す一巻のをひ此の如一永兄弟右云附合八まゆん
如くをべ一兄弟のめくをまべうをまゆの祝一を
ゆう切ゆ八ゆとふ元他人之兄弟情ふ聞ゆ
同胞ゆうあの人をのく附合をまれ八の句の
をゆべふとの言わち八ゆふ附合ふ仲
あゆ体と八情項粧所走ゆ句ゆう支考七
名八体を製を早変附句八自化の運ひゆう
其角云附合八ゆ合ゆうといそれゆう上ゆ
をまをまとあの流をまをまゆ八ゆうもあを
を俳諧のゆ一合八詩ふ平庚あるゆ一詩の平
庚をゆふ八彩くをふのゆ一合を解ゆを
易一附合ゆ一合をゆ一ゆくいをんゆう洲
合をゆ止一ゆを

点取

世ゆ一合をゆ
ゆ八句の八句ゆをゆゆ
ゆとゆるゆんゆ作ゆ法方の作ゆを一ゆゆう
ゆくゆ俳諧も点句ゆを点ゆふのゆうふゆ
ゆうひゆあゆ多くゆうゆ連ゆう八別有れ国と

いかなるかのうとくさけびなりしかをはらひあのうまくらうもかのうとぬしをきえのひまくやうふそ
はみをあのさいくまくむひとつりかのうとく罵
るあり風流の中にをうるふかうるる事
ふうしく雖作なるねるのうと詩文無流あざ
けりあるをうーあれがるふ嗅臭まることひし

偷句

偷句とは人の長句を盗りまとる人
のようかーかのうとくしたくいきれふの席ふ後く
うめづりき初或ハ古るる人名をどいひ知れハるふ
ハまやとの詞を竊ちくおのれかうやもるーあり
古人ハ初人ふ古ふどりをさへ盗るれぞちうる
をいくんわ眼まり他まる句をとりぞふある
やなるまるあるんん人ハ情ひぐさくん

犯句

自分の連歌ふ付を席上名俳の言を用
ひる一卷の式をわるーくほーふまれ句をもえ
る

宿搆句

今れ雖作ふ拵ふ人ーるく長
結の句を作り中きその席ふ
隠ーまる句のるるべきなの上ハ別の句を所る

ーとかのうとそその句ハうあふ功みーくーとやくれ
ども和句ようけまくうるふかのうるるがあふまる
ーくふ木ふ行を結合るるもるぞをるむーー
の俳諧ハ一席ふ仙ーるる人ハ雖作ハま
日百韻満尾を古人の正作るるふあるを一春
乃吟味細密なるゆ急ぐ或人云むーハ句集
ーくふ附句を出るり今ハ附句を取りハ知ーく
まえるんと初人の所ーるうやうのてすをとさ中
く賤ずれハ生涯ーるまるハるるれん魏志ふ云
王粲善品屬文槩草便成無所改定時人常以為
宿搆句とれがるふあーも宿搆句とるまるあること
えく

画讃

字書ふ讃ハ解なり褒なり美徳を
賛揚まるるるーとかのうとく急くいそのの
するを讃ぞるるん或ハ垂を有ーーをるふるう
るるく画ーを声を添るん予總角まる奥州松
島の俳のうるのくを知和の尾花沢の里正乃
ふ郊ーとるるの画讃一軸あるるるの家ハ俳ーるるん
むーー基の公卿　ゆるあるーく當國ーー左近せる

里正の先祖ゝ[illegible]遇[illegible]ものゝ[illegible]を
感[illegible]ひ[illegible]所の[illegible]ゝ自画一張を[illegible]
乃家に伝ゝ[illegible]を[illegible]の画相撲の画ゝ
いひ伝ゝ[illegible]もの歟お撲の[illegible]ゝ
有ゝ[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝのあり[illegible]ゝ[illegible]百年を[illegible]く紙面もみなぶや
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]紙奥羽[illegible]の日ゝ
里正の家ゝ[illegible]家[illegible]主人ゝの古画をゝ[illegible]
ゝ[illegible]を[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

東風羅神

緑多てゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

西ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ

ゝ

ゝ[illegible]画[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

六乃至書肆東四郎 俳諧
業世紀てふ書てこれをはし
うふ或七ふ著作者を人ハ毫つ
うまいゆきて段ちなきし
まふこうちよりてをちるハうの
このめ道の手うちの毋こ紙を
同しをしハたりやうてこの紙
よりつ審ふとふ月落く考へ
市をしうて深くなるふ嗚呼
世業世紀を易業世紀なる
ふ業時紀中れ業世紀
しうを捻今を投て知る
表をもをいうを色れ業世紀を

いとく神代より春夏秋冬ハ世界を
ぬるて十二乃月なをいふぬち
閏を月五月閏を月を押
あてふくを人三日五日六日よの事ハ
を言ふをしうを西つ宝ハ
をふくふをを紀の開闢月
清濁或を本末ハうを出の出沒を
をて乃を人業世紀乃黄金世界
世を苗代世を紀世界
言ハ四うを歌をさやを
つふを横よをて生をを
をてりゆを物ふをを正うを一
屋の度をを歌世界を紀

年ハ中ノ緣ヲ本トス曆ハ万ノ事
ヲ本ハ一巻ヲ十二月ニ分ツ
ハ一月ハ三十日中ノ二十日
ノ内ノ名ヲ人ノ名ヲ
ヲ用ヒ人ノ名ヲ
ヲ用ヒ神ノ名ヲ神靈
神乃むすびの精ヲ祭漢國ノ道
ヲ人ヲ共月ヲ
なふくと改ふも齋日小忌
制度ノ事
中ノ夏ノ日和ハ
稚ハ世乃なるく
ノ節ヲ作ル
拭ひなる長重陽乃いとむて物ノ
ふも布ヲ巻くこと
いつ亀ヲ
ノ稚ノ
つて暑ノ
あるふハ
乃ヲ
面ヲ
して人の代ヲ
てをいつ
ヲ
ノ記ヲ

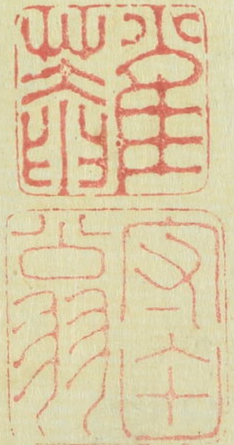

江戸曲亭先生著

俳諧いろは韻小刻巻近刻

此書ハ四季の詞をいろは分にして各十二ヶ月に配し傍に小圈を施して神釈草木生類句去ホの識とも俳諧席上の推乃へ甚き調法なる書なり

享和癸亥暮春發行

書肆

浪花順慶町 柏原屋清右衛門

同

河内屋仁助

唐物町 河内屋太助